

で、法律に規定して居る證明書の下附を受けると云ふやうな用意周到な手續を経る者は恐らくは稀であらう。而して、若し、被告人の夫が眞に件の帆布を公賣に於て買求めたが、證明書の下附を受けることを怠り若くは證明書の下附は受けたが、之を紛失したものであるならば、本件の如く其の後長期間を経過したる後に於て、夫の過失の爲に其の妻たる被告人を罰するのは自然の正義に反するであらう。茲に於てか、判事は被告人の提出した證據は之を陪審の判斷に委ねるを正當とし、陪審に對し、本件の全證據に依り、陪審に於て、件の帆布が被告人の占有に歸屬したる理由が被告人の詐欺若くは不正行爲に依るものに非ずとの意見を得たるときは、被告人は之を無罪とすべきであると説示し、被告人は其の説示通り無罪となつた [Foster's Discourses on the Crown Law, 3rd ed. 1192, App. p. 439 及 2 East, P.C. pp. 756, 765 參照。尙、同一制定法に基き起訴された類似の事件で、ケンヨン卿の係で裁判された Rex v. Banks (1794) 1 Esp. 144 及ロルトン判事の係で裁判された Reg. v. Wilmett, (1848) 3 Cox, C.C. 281 參照]。(註一)

之に反し、或る婦人が二人以上の精神病者を他より受取り、之を官の許可のない家に收容したるものとしてヴィクトリヤ女王第八年及第九年法律第百號第四十四條(報告書。現在は千八百九十年の狂人法 (Lunacy Act) 第三百十五條參照)に基き起訴され、陪審に於て、被告人は二人以上の精神病者を他より受取つたものであるが、それは精神病者たることを知らず且精神病者に非ずと信ずべき理由があつて受取つたものであると認定した事件に於ては、ステファン判事 (Mr. Justice Stephen) は、右

法律の範圍及目的の考察よりすれば、精神病者たることの知、不知、精神病者に非ずと信ずべき理由の有無は重要な事實ではないとの意見を述べ、該事件は其の意見に基き裁判された [Reg. v. Bishop (1880), 5 Q.B.D. 259] 之と同様に結論された他の重要な事件は、或る男が千八百六十一年の人身法 "Person Act" 第五十五條(註二)に違反し、十六歳未満の未婚女子を其の父の意思に反し連出したるものとして有罪判決を宣告された事件である。證據に依れば、其の事件は、件の女子が進んで被告人の許に行き、被告に對し、自分は十八歳であると告げたと云ふ事件であり、陪審は、被告人は件の女子の言を信じたが、そう信ずるのは相當であると認定した。此の事件は全判事の面前に於て論議され、判事は一對十五の多數決に依り有罪判決を宣告したが、其の理由は、一部は同法制定の歴史と範圍に之を求め又他の一部は件の女子が十八歳と假定するも、被告人は夫自體不法なる行爲を爲したるものであると云ふに在つた。此の判事等は故エッシャー卿の有力なる反對意見の基底を爲して居る「心の有罪」と云ふ原則を完全に承認したのである [Reg. v. Prince (1875), L.R. 2 C.C.R. 154]。(註三)

此の問題は千八百八十九年に重婚事件に於て、再度徹底的に論議された。其の事件の梗概は次の通りである。被告人は千八百八十年にトルソンと云ふ男と婚姻したが、翌千八百八十一年に夫トルソンから遺棄された。被告人及其の父はトルソンの行方を捜査し、トルソンの兄弟の言や風評で、トルソンは、亞米利加行の船中で汽船が沈没した爲、全乗組員と共に死亡して了つたと云ふことを聞き知つ



た。被告人はトルソンが行方不明となつて六年後右の事情を全部知悉せる他の男と婚姻したが、其の後トルソンは歸つて來た。被告人は前記少女事件に適用された法律第五十七條（記録にはそうなつて居る）（註四）に基き重婚なりとして起訴され、陪審は、ステファン判事が事件の重點を擧示する目的を以て發した質問に對し、被告人は重婚當時善意にて第一の夫は死亡したるものと信じ且斯く信ずるに付正當の事由を有し居たるものと思料すとの答申をしながら被告人を有罪とした。此の事件の控訴審に於て、十四人の判事を以て構成された裁判所（the Court for Crown Cases Reserved）の意見は對立したが、九人の多數意見は夫の死亡を善意にて信じたことは、法律の文言如何に拘らず有效なる抗辯となると云ふことに決し、其の理由は、制定法上の禁壓目的の爲に設けられたる推定と雖も、周圍の情況を無視して爲され得るものではないと云ふにあつた〔Reg. v. Tolson, (1889) 23 Q.B.D. 168. 尙、前婚の無効と信ぜる場合に付ては、Rex v. Connatty, (1919) 83 J.P. 292 を參照〕

註一 印度の法制——Smith v. Emp, 43 I.C. 605 參照

註二 印度の法制——Indian Penal Code (XLV of 1860) s. 361 參照

註三 印度の法制——然し、此の判断は、全面的に變更されたとは云はない迄も、其の儘承認されては居ない。R. v. Tolson 事件 (23 Q.B.D. 168) に於ては、九人の判事が重婚の場合に善意にて第一の夫が死亡したと信じて居たことは有效なる抗辯と爲り得るとして居る。ヴィクトリア女皇第四十八年及第四十九年法律第六十九號第七條には「但、本節に基き歸罪 (charge) に對しては被歸罪者は女子が十八歳若くは十八歳位と信ずべき正當の事由を有せしことを抗辯として主張することを得」との規定を附加して居る〔尙、R. v. D. Ruston (1905) 1 Q.B. 918; R. v. Keshaw, 18 T.L.R. 357 參照〕印度に於ては、事實の錯誤は有效なる抗辯であり、従つて、責任の解除原因として善意を主張することが出来る〔Indian Penal Code (Act XLV

of 1860)s. 76; Emp. v. Korhan, 32 Cal. 44; Emp. v. Mahakor, (1895) Unt, Cr. Cas. 820〕印度刑法第四百九十四條〔Emp. v. Smlhu, 1 Bom. 347; Emp. v. Muhammad Un nissa, (1900) P.R. 1 參照〕は、善意にて第一の配偶者が死亡せりと信じたことを、重婚の正當の事由としては、明文を以て承認しては居ない。然し、同法に規定された一般的除外例中に、事實の錯誤と善意が認められて居ることに徴すれば、斯る抗辯は有效と思はれる〔Emp. v. Enai Biji 4W.R. Cr. 25; Ghulam Mahmomed v. Emp., (1933) Lah. 88; 140 I.C. 617 參照〕重婚の歸罪には「心の有罪」なることを要すとの原則若くは印度刑法第七十九條の適用あることが疑なく〔Naranakh v. Parakkul, 45 Mad. 983〕

註四 印度の法制——Indian Penal Code (Act XLV of 1860) s. 494 參照

船長が他の船員を残して船を去ることを船長の犯罪 (miscellaneous) とし、船長が他の船員を残して船を去る場合に、犯罪たることを免れんが爲には、領事若くは法律の規定したる者の證明書を提出することを要すと規定して居るウィリアム四世第五年及第六年法律第十九號（報告書。現在では Merchant Shipping Act, 1906, s. 30 (3) 參照）に基き起訴に關し、此の法律の規定にも拘らず、被告人は法律の定めたる證明書を得ることの實際上不可能なりしことを證明し得るものとされて居る

〔Reg. v. Dunnett, (1844), 1 C. & K. 425〕

本書のやうな著述に於て、「心の有罪」なることを要すとの原則を、制定法上の犯罪との關係に於て、取扱つて居る最近の全判例を論議することは不可能である。普通法に於ては、例へば、公道を遮斷したりと云ふやうなパブリック、ニューサンスの罪に依り起訴された場合には、其の遮斷が自己の行爲に依つたものでなくとも、被告人の業務を執行する過程に於て、其の執行權を有する者の行爲に



依つて生じたるものなる以上、被告人は、公道遮断は被告人の使用人が被告人の不知の間に且被告人の命令に反して爲したるものと抗辯することを得ざりしものであり、現在もそうである。斯様な場合に於ては、被告人は公共の権利の侵害されないやうに注意する義務を負つて居るのである——之は、本人責任の原則 “doctrine of respondent superior” は刑事事件に付ては其の適用なしと云ふ原則に對する眞の例外と云ふよりも寧ろ外觀上の例外に過ぎない。蓋し、財物の所有者が其の財物の使用過程に於て、之を公道の交通の妨害と爲る所に置かないやうに注意すべき義務を負ふ以上、其の間本人責任の原則の入り込む餘地はないからである。〔Reg. v. Stephens, (1866) L.R. 1 Q.B. 702 參照〕近代の制定法に於ては、無實の心 (innocent mind) が抗辯とならない犯罪が澤山ある。言葉の眞の意味に於ては刑事上の問題とは爲らぬ多くの行爲が、公共の利益の爲に、準パブリック、ニューサンスとして略式裁判に依り加罰行爲とされ〔Cuppen v. Moore (No. 2) (1898) 2 Q.B. 306 參照〕、又、ニューサンスに對する裁判手續の類推が行き過ぎて、形式上は刑事事件に屬して居るが、眞實は私權を強制する略式手續に過ぎない事件がある〔Cf. Per Wright, J., in Sherras v. De Rutzen (1895) 1 Q.B. 918, 922. 千八百七十五年の食料及藥品販賣法第六條第九條の場合には、「心の有罪」の不存在は何等の抗辯とならぬとされて居る (Bets v. Armstead (1888) 20 Q.B.D. 771; Pain v. Bought Wood (1890) 1 Q.B.D. 353; Spiers and Pond v. Bennett (1896) 2 Q.B. 65; Parker v. Alder (1899) 1 Q.B. 20; Andrews v. Luckin (1917) 87 L.J.K.B. 507) 此の法律及「心の有罪」を必要とするや否やが裁判上

の問題とされた他の諸制定法に關する判例の蒐集に付ては英吉利帝國法律彙集第十四卷三三三頁乃至三八頁參照]

### 第九節 科學的證言 (Scientific testimony)

熟練せる若くは科學的知識ある證人の證言は情況證據の極めて重要な源泉を爲すものであり、他殺の疑ある事件に付て、事實犯罪あり又被告人に辨識能力 “*foli capax*” あることを證明する場合に於て特にそうである。斯る證據を細密に研究することは他の科學の部門に屬するが、此の證據を採容し、之を事實の認定に適用する法則は専ら法律學の領域に屬するが故に之に關し多少の一般的觀察をして置くことが必要である。

證明 “proof” は最強の推定に過ぎないと云ふことが眞實とすれば、(本書三八頁參照) 反對論のある假定に基く推定の連續なることを稀なりとしない熟練せる若くは科學的知識ある證人の證言の眞實性が推定に過ぎないことは一層強く肯定さるべきであり、此の事は現代の状態の科學に付ても云ひ得るのである。従つて、斯る科學的證言は、之を其の本來の性質と之が企及し得る結果より觀察すれば、認識の手段であり、證據としては餘り重要なものではなく、又全幅の信頼に値ひするものでもなしであらう。

加之、科學は決して決定的のものではない。日々新なる事實が発見され、過去の定説を攪亂、修正



しつゝある。例へば、從來長く砒素の抽出法として信頼されて居た彼のラインシュの實驗法 (Reinsch's test) の如きも、從來一般に施用されて居なかつた一定の準備工作を定備して置くに非ざれば不正確なることが發見され、砒素が特殊の物體と混合して居る場合に、此の工作を定備しなければ、砒素は實驗に使用される銅板には附著しないと云ふことが證明されたのである [Reg. v. Smetthurst (1859), 50 C.C.C. Sess. Papers, 504. 此の事件に於ては、被告人は有罪とされたが、後に刑を無條件に免除された。其の理由は醫學上及化學上の證據は完全なものではないと云ふに在つたものゝやうである] 多くの諸國に於ては、此の種の證言——法律上の術語としては鑑定 "expertise" と呼ばれて居る——には一種の半官的の權威が賦與され、其の證明力の評價に對して特別の規定が設けられて居る [Mittermaier, Traité de la Preuve, c. 26] 然し、英蘭法は此の種の證人の證言に對し何等特別の權威を賦與して居ない。即ち、其の證據價値は他の一般の證人の證言の證據力、證據價値を評價するに當り適用される證據法の一般の原則に依り評價され、[Best on Evidence 12th ed. (1922), pp. 434-451 參照] 裁判所は之等の證言を確定された普通一般の證據及證據判斷の原則適用の範圍外に置かんとする企圖を悉く拒否して居るが、洵に賢名な態度である。註) チェンダム裁判長 (Lord Chief Justice Tindal) の係で裁判された殺人事件に於ては、事實の審理中法廷に在つて全部の證據を見聞したるのみで、それ以外に事案に對する意見の構成に資する材料を有せざりし數人の醫者が證人として許され、被告人は狂人であると證言した。然し、此の證據採用の適否は貴族院の問題となり、其の問題は判事等の意

見に一任されたが、判事は、嚴格に云へば醫學上の證人に對しては、係争犯罪實行當時に於ける被告人の精神状態に關する意見を質問し又は行爲當時被告人に於て違法行爲を爲し居ることを自覺し居りたるや否や若くは被告人が幻想に捕はれて行動したるものなりや否やを質問すべきではないと云ふ見解であり、其の理由は、之等の質問は暗に證言された事實の眞實なることを前提として居るのであるが、事實の眞實なりや否やは陪審の決すべきことであり且之等の質問は、科學の問題のみに關する質問——科學的證言は斯る質問に付て許さるべきものである——ではなく、事實が確定され若くは争なくして問題が實質上専ら科學の問題である場合に、便宜上許さるべき一般的形式に於ける質問であり、其の場合に於ても、之を理論上正當なりとは主張し得ないものであると云ふに在つた [Reg. v. M<sup>r</sup> Naghten, (1843) 10 Cl. & F. 200-211; 1 Q. & K. 130, note(a); 8 Scott, N.R. 595]

註 印度の法制——印度證據法は鑑定人 "expert" の意見に付て次のやうな規定を設けて居る。

即ち、

第四十五條 裁判所が外國法、科學又は藝術の問題に關し若くは筆跡、指紋の異同鑑別に關し判斷を爲すことを要する場合に於ては當該外國法、科學又は藝術に通曉し若くは筆跡、指紋の異同鑑別に付特殊の技能を有する者の其の點に關する意見は之を争點に關係ある事實とす 斯の如き人は之を鑑定人と稱す

設例

(イ) 甲の死因が毒藥に依るものなりや否やが問題なる場合に於ては、甲の死因と爲りたるものと思料せらるゝ毒藥に依り生ずる症狀に關する鑑定人の意見は争點に關係ある事實なり

(ロ) 甲が行爲當時精神に缺陷ありて當該行爲の性質若くは不正又は違法の行爲を爲し居ることを知り得ざりしものなるや否



やが問題なる場合に於ては、甲に表れたる症状が通常精神の缺陷を證するものなりや否や及斯る精神の缺陷は通常其の人として自己の行爲の性質を知り若くは自己の行爲の不正又は違法なることを辨識する能力を奪ふものなりや否やに關する鑑定人の意見は争點に關係ある事實なり

(ハ) 或る文書が甲の書きたるものなりや否やに争ありて甲の書きたるものなることが證明せられ若くは甲の書きたることに争なき他の文書が提出せられたる場合に於ては、二箇の文書が同一人の書きたるものなりや別人の書きたるものなりやの問題に對する鑑定人の意見は争點に關係ある事實なり

第四十六條 本來争點關係の事實に非ざる事實と雖も其の事實が鑑定人の意見に一致若くは矛盾する場合に於て其の意見が争點に關係あるものなるときは之を以て争點に關係ある事實とす

#### 設例

(イ) 甲が或る毒藥に依り毒殺せられたるものなりや否やが問題なる場合に於ては、同一の毒藥に依り毒殺せられたる他の者が鑑定人に於て當該毒藥の症状たることを肯定若くは否定する或る症状を呈したる事實は争點に關係ある事實なり

(ロ) 港の航行妨害が発生し其の之が防波堤 "Sea Wall" の爲に生じたるものなりや否やが問題なる場合に於ては、防波堤を缺く水路で同様の状況にある港が略同一時刻に航行妨害を生じ始めたる事實は争點に關係ある事實なり

確定不動の自然法則に基礎を置いて居ない鑑定證人 (expert witness) の意見は決定的のものとは考へられない。其の意見が直接證據と矛盾する場合に於ては特にそうである (Mansel Playdell v. Emp., (1926) Lah. 313; 27 Cr. L.J. 97; 96 I.C. 641; Hassen Mulla v. Emp., (1924) Cal. 625; 26 Cr. L.J. 5; 83 I.C. 485) 鑑定人の意見が異なる場合に於ては、裁判所は各意見を比較し最も優秀なる意見に基き判断することを要するが、事實自體が確定されて居ないときは、裁判所は先づ證明されたる事實を確定し、其の事實に鑑定人の意見を當て定めなければならない。(Monosch Jacob v. Shapurji, 10 Bom. L.R. 1004; (Copeswar v. Bissessur, 39 Cal. 245) 他の證人の證言に基礎を置く意見には餘り證據價值はない (Hari Singh v. Lachmi Daji, (1921) Lah. 126; 59 I.C. 220) 患者を診察した醫者が證言した場合に於ては、其の證言は鑑定人の證言ではなく、争點に關係ある事實を實現した者の證言である。而して、此の場合、醫者の陳述したる事實に對する單なる意見として與へられた、醫者の證言に反する鑑定人の證言は餘り價值はない (Copeswar v. Bissessur, 39 Cal. 245) 鑑定人に對しては、證據に基かずして、

純粹な推測的若くは假定的の質問をしてはならぬ (Government of Bombay v. Merwanji, 10 Bom. L.R. 907) ノルマン判事 (Norman, J.) は Queen v. Ahmad Ali 事件 (11 W.R. 35) に於て、「其の思考することが、状況の特殊の結合の下に於て發生し若くは發生せざる可能性あることに關する醫者其の他特殊の技能を有する證人の證言は、如何に優秀であり又如何に確信あるものなりとも、普通は單なる意見に過ぎない。人の判断には過誤があり、人知には制限があり不完全である。記録と爲つて現れる迄は不可能と考へられて居た新たな從來未觀察の現象が絶えず認められつゝある。若し夫れ今世紀の初頭に於て、大西洋を横斷すると云ふやうな輕業は到底出来るものではないと信ぜる鑑定人ありとして、其の鑑定人の意見を完全なる證據として採容し得たるものとせば、蒸汽船で最初に大西洋を横斷した人が裁判所に出頭して、其の話をした場合に、之を偽證罪に依り處罰するの過誤を犯すことなかりしことを誰か保證し得るであらう」と云つて居る (Saradindu v. Sudhir, 50 Cal. 100; Emp. v. Yunusali, 32 Cal. 783)

アルダーソン男爵 (Mr. Baron Alderson) はクレッスウェル判事 (Mr. Justice Crosswell) と共同して、證人に對し、證人が原被告双方の爲に見聞した全證據より判断して行爲當時の被告人の精神状態に缺陷ありと思料されるや否やとの質問を爲すことを拒否し、正當なる質問の様式は氣狂の症状は如何若くは一定の事實を指摘し、之を眞實と假定して、其の事實は被告人の精神に缺陷あることを表はすものなりや否やとの質問をすることであると云ひ、更に、直接被告人の精神状態を質問するが如きは、實は、證人を陪審に代へ、證人に事件全體を決定することを許すことである。然し、事實は總て陪審の面前に現れることを要し、事實を判断するものは獨り陪審員のみであり、科學者の意見は其の判断を補助するものでなければならぬと云つて居る [Reg. v. Frances, (1849) 4 Cox, C.C. 57] 被害者の死は窒息死であるとして争はれた殺人事件の裁判に際し、裁判所に出頭し、證據調に立合つた



醫者に對し、死因に關する質問が發せられたがバットソン判事 (Mr. Justice Patteson) は、之に對し強く反對し、件の醫者は被害者の身體を見たことなく、其の意見は他の證人に依り陳述された事實を基礎とせるものであり、斯る意見は證據としては極めて不完全なものであると云つて居る [Reg. v. Newton, Shrewsbury Spring Assizes, 1850, 本書一八五頁乃至一九〇頁參照] 之等の判例は其の後の多數の判例に依り踏襲され、同判例に於て排斥して居るやうな證言には形式的證據力なしとせられて居る [Reg. v. Pate (1850) 32 C.C.C. Sess. Pap. 374; Reg. v. Layton, (1849) 4 Cox, C.C. 149; Cf. Doe v. Bainbridge v. Bainbridge, (1850) 4 Cox, C.C. 454; Sills v. Brown, (1840) 9 C. & P. 601] (註)

註 印度の法制—Roghuni Singh v. Emp. 事件 (9 Cal. 455) の被害者は、何等かの堅固な物體で腦を打つた爲に、腦溢血を起して死亡したが、此の事件に付て、其の堅固な物體はラテイ (Latin) か或は單なる木製の物體に過ぎないかと云ふ質問が發せられ、之に對し補助外科醫 (Assistant Surgeon) は

「頭蓋骨折は左顳顬骨より顳頂骨を過ぎり矢狀縫合の末端に及んで居り、骨折の長さは約四吋である。尙、被害者の死體には耳の約二吋上の左顳顬部の稍上方に外傷があるが、其の部分には骨折なく、輕微な外傷である。又、右耳の下には擦傷があるが、それは極めて輕微なもので外傷のみである。耳には兩方共傷はない。顳頂を取除いて見たところ、骨折の直上に長さ四吋幅二吋半乃至三吋の溢血箇所が認められた」と云ひ、更に語を續けて、「余の見所では、右骨折の一回の打撃に依り生じたもので、其の打撃は何等かの偏平物體に依り加へられたものと思ふ。骨折がラテイの打撃、依るものと認むべき情況は全然ない。蓋し、ラテイの打撃に依るものとすれば、一撃の下に顳頂が裂け前載のやうに溢血が擴大する筈はないからである。裁判所に證據として提出してある之等二箇のラテイは孰れも本件骨折を生ぜしめたものとは認められない。余は被害者の死體を限なく調査したが、右以外の傷は發見されなかつた。左顳顬部の上部の傷と右耳下の擦剝傷は裁判所に證據として提出されて居る之等のラテイ若くは其の他通常のラテイに依り生ぜしめられ得るものではない。右耳下の擦剝傷は墜落に依り生じたものか

も知れないが、兎も角、ラテイに依り生じたものではない」と答へた。

補助外科醫の此の意見を反駁する爲に、官吏の外科醫 (Civil Surgeon) のシヨオ博士が證人として召喚せられ、會期判事 (Sessions Judge) は同博士に對し次の質問を發した

質問—補助外科醫は、顳頂骨折は左顳顬骨より顳頂骨を過ぎり矢狀縫合の末端に及んで居り、骨折の長さは約四吋であると陳述し、尙、右骨折はラテイに依り生じたものとは認め得ない。蓋し、ラテイの打撃に依るものとすれば一撃の下に顳頂が裂け、前叙のやうに溢血が擴大する筈はないからであると述べて居るが、博士の判斷に依り、補助外科醫の右意見の妥當なりや否やを開陳され度し

答—余の見解に依れば、補助外科醫の見解は正當ではない。ラテイに依る打撃と雖も、其の力を加減して全然顳頂を傷付けないやうに出来る。加之、補助外科醫の報告書に、左顳顬部の稍上方にある長さ半吋の外傷とある外傷は骨折と對應して居る。蓋し、補助外科醫は顳頂を取除いて見るに頭蓋骨折は左導管 (Meatus) の上部約二吋の所より顳顬骨、顳頂骨を過ぎり矢狀縫合に及んで居ると云つて居るからである。之より判斷すれば、外傷は骨折の上部三分の一に對應するものと思はれる。骨折は外傷よりも廣範圍に亘り得るものである。尙、補助外科醫が長さ四吋幅二吋半の廣範圍の溢血は之を丸いラテイに依つて生ぜしめることは出来ない」と云つて居るのは正しくない。傷が特殊の外觀を呈して居ない限り、骨折より判斷して、其の之が偏平な板に依り生ぜしめられたものか或は又丸いラテイに依り生ぜしめられたものかを斷定することは出来ない。裁判所に證據として提出されて居るラテイと雖も、補助外科醫の敘述して居るやうな傷を生ぜしめることは出来ると思ふ

フイールド判事 (Field, J.) 曰く「シヨオ博士は其の意見の基礎を多くの重要な點に於て補助外科醫の陳述したる事實に置くことなく、幾分と異なる事實而も一點に於ては本質的に異なる事實に置いて居る。補助外科醫は證人としては、左顳顬部の上部の外傷の下には骨折はなかつたと陳述して居るが、シヨオ博士は其の推理の過程に於て之と異なる事實、即ち、外傷は骨折の上部三分の一に對應して居ると云ふ事實に到達し、其の意見は一部此の異なる事實に基礎を置いて居る。シヨオ博士は普通の死因調査の場合に外科醫 (Civil Surgeon) の作成する形式に依り記載された死因調査報告書を參照して居る。然し、此の報告書は證據とは爲つて居ない。従つて、其の報告書より事實を援用することは許されない。補助外科醫も、證言するに際しては、其の記憶を新にする爲に、或は此の報告書を用ひたかも知れないが、此の報告書自身には證據力はない。



然し、もつと考慮を要すべき事項がある。補助外科醫は現實に死體を見且死因調査を行つて居る。従つて、補助外科醫の證言は醫學専門家の證言として、先づ第一に彼が診査した死體の傷の性質の立證に供され得べく、第二には之等の傷害の加へられたる手段、方法及死因に關する鑑定として證據力を有するのである。シヨオ博士は死體を見ず只死因調査もして居ないのであり、彼が證言するに當り自ら其の困難なることを感じて居たことは其の證言中に、次の如く云つて居ることからも明かである。即ち

「骨折を見ずして、それに關し明瞭なる結論を下すことは余には困難である。書いた物を讀むのでは、現實に其の物を見る程の役には立たない」と

シヨオ博士は意見證據 (Opinion evidence) を與へ得るに過ぎない鑑定證人たる立場にあるものである。此の種の證據に關する一般法則は、證人に對し問題を假定的に提出することを要し且其の質問は「斯く／＼の事實を眞實なりとして、それに對する證人の意見は如何？」斯く／＼の傷害を假定して、其の傷害が加へられたる場合其の傷害を生ずる原因と爲る可能性あり若くは之が原因と爲りたるものと思はれる兇器の種類に關する證人の意見は如何と云ふ形式を採ることを要す。

證人に對し、斯く假定的に示すべき事實は勿論當該事件に於て、他の證人に依り證明さるべき事實たることを要し、其の事實が證明されたりや否やは豫審の決定することである。本件に於てパートナーの會期判事が、シヨオ博士に對する質問を、補助外科醫に依り證言された傷害を眞實と假定して博士に對し、之等の傷害を生ずる原因と爲る可能性ある兇器に關する意見如何と質問したとすれば、博士の證言の證據力に對しては恐らく異議はなかつたであらう。然し、余は博士に對する質問が斯様な形式を以て爲されたりとするも、係争問題の重要性に鑑み補助外科醫を證人席に立たしめ彼に對し、其の證言中に含まれて居る兇器に關する斷定意見を生ずるに至つた理由を開陳する機會を興へることが被告人等に對し公平を期する所以であると思ふ。余は刑事訴訟手續法第三百二十三條は治安判事が證人として採用し、正當に宣誓せしめた醫者 (Civil Surgeon) を會期裁判所 (Court of Session) に於て訊問し、之を證據とすることを許して居るが、之は會期判事が醫者 (Civil Surgeon) を召喚し之を訊問することを妨げるものではないと思ふ。而して、此の審理過程は、治安判事の採用した證言が本質的に不完全なるか若くは一層詳細なる解説を要する事件にあつては、常に之を履踐すべきである。然し、不幸にも、シヨオ博士は前叙のやうな形式を以て質問されず、補助外科醫の見解に對して判斷を爲すべく質問され、補助外科醫の證言の信用性に對して意見を述べると

云ふことで、實質上は陪審の職務を行使するやうな質問を受けたのである。余は此の道方は本質的に誤れるものと思ふ。若し補助外科醫が證人席に置かれて、其の證言に含まれて居る意見に對し釋明することを許されたとなれば、彼は死因調査の際に觀察せる他の事實にして、彼の意見の正當性を強く支持するやうな事實を開陳したかも知れぬし又一層詳細なる訊問に會ひ、先に治安判事の面前に於て陳述したる斷定的意見を修正すべき理由を自ら發見し得たかも知れない。更に又、シヨオ博士に對し、補助外科醫が陳述した事實を眞實と假定して質問が發せられたとすれば、此の紳士も亦自己の意見に對し相當の理由を開陳したかも知れない。若し其の結果シヨオ博士と補助外科醫との意見に本質上の差異を生じたとなれば、陪審は其の孰れの意見が最も妥當と思へるかを判斷すべき地位に置かれたであらう。余は本件の兇器に關する問題の非常なる重要性に鑑み、被告人等は判事の取扱つた醫學上の證據の取扱方法悪く且其の證據が陪審に示された爲に、不利益を蒙つたものと思ふの外はないと思ふ。斯る情況に於ては、余は本件の有罪判決は之を取消すべきものと思ふ」と

Emp. v. Meher Ali 事件 (15 Cal. 589) も亦教訓と爲る事件である。此の事件はメーエル、アリ、ムリツク。ブットー。トラブと云ふ三人の被告人に關する事件であり、其の三人が千八百八十八年四月四日に公園街所在のドーズントン女學校 (Doventon Young Ladies Institution) の倉庫の中で、ハリーと云ふ者を殺害したるものとして告發せられた事件である。三名の被告人は總て右女學校の使用人で、一人はカソサマ人で、二人はキトマツトガール人であつた。證據は情況證據のみであつた。被害者の死體は、兇行當夜ヅエカーノート、ゴートに於て、紐で縛られて居るのが發見され、頸には禪の切端であると云ふ一本の布片が付いて居り、起訴事實に依れば、被害者は絞殺されたものであり、件の布片が絞殺に使用されたものであると云ふことであつた。

此の事件の公判に於て、外科の警察醫マツケンヂー博士が死因に付て證人として召喚せられ、博士は其の證言中に於て、死因調査の際に彼の發見した種々の徵表を述べ且其の意見として被害者の死は括扼に依る窒息に基くものであると陳述した。然し、此の意見は被告人等の辯護人に依り反駁され、マツケンヂー博士は、被害者の死が絞殺でないことを立證する爲に、反對質問をされた。次で、原告は他の證人としてマクレオード博士を召喚したが、博士は死因調査に立會はず、治安判事にも取調べられたこともなく、事件に無關係であり、原告の立證目的に對する博士の陳述に對し豫め被告人等より異議が提出された。

證人席に立つたマクレオード博士に對しては、マツケンヂー博士の述べた死體の外觀と同博士が死因調査の際に認めたりと



して法廷に於て陳述したる死體の諸徴表が説示され「之等の事實に基いて死因に關する證人の意見は如何？」と云ふ質問が發せられたが、ガスパー氏は此の質問に對し異議を申立てた。

ガスパー氏——此の質問は許されない。斯る質問は事實が確定せられた場合に始めて許さるべきものであり、そして、許さるべき質問は純粹に醫學に關する質問のみである。然るに、本件に於ては事實は確定されて居ない。R. v. Wright, (R. & R. 456), *W. Nughens' case* (10 C. and F. 200)

ウイルソン判事 (Wilson, J.)——之等二箇の事件に於ては、孰れも證人に對する質問が證據の眞實なることを前提として發せられて居る。之等の事件は本件のやうな質問のあつた場合を論じて居るのではない。此の裁判所に於て余の知つて居る事件は *Koghuni v. Empress* (8 Cal. 455) の唯一件であり、該事件に於て論ぜられた問題こそは正に本件に於ける問題である。

該事件の判決を慎重に讀むならば、余の説が肯定されるであらう。加之、シヨオ博士は裁判所に依り召喚されたものであり、裁判所は證據法に依り、證人に對し如何なる質問をも提出し得るのである。此の種の質問の發せられた事件もなければ、死因調査に立會はない官吏たる醫者が召喚せられ、之に對し争ある事實に基いて其の意見を質問された事例もない。茲に於てか、吾々は證據法第四十五條に支配され、そして、本件に於ては、マクレオード博士の與へたる證據は鑑定人としての證言のみであり、博士は唯純粹の科學上の質問に對し其の意見を開陳し得るに過ぎない。博士に對し發し得べき質問は絞殺に因る死の一般的徴表は如何と云ふ質問のみであるが、其の質問は發せられて居ない。

ウイルソン判事 (同僚の一人の所に會議に行つて後、ブー氏の所には行かず)——余は其の質問は發し得るものと思ふ (釋者曰く、會議の結果前言を蘇したものと思はれる)

(絞殺事件に關し)は *Masum Ali v. Emp.*, (1922) *Lah.* 80:117 *I.C.* 893; *Indramal v. Emp.*, (1920) *Mad.* 667:118 *I.C.* 817 参照)

科學的證人に關する妥當な法則としては、此の種の證人は、唯其の専門的知識經驗のある事項にして、證人自身が認識し若くは讀書に依り學び得たる事項及夫等の事項若くは證明せられたり或は假定された他の事實より推理される事項にして、證人の特殊の研究が其の推理を可能ならしめる事項に對

してのみ證言することを許されるものであるとすべきであらう。斯くてこそ、陪審は其の結論の正確を確めるに必要な科學的矩準を與へられ、之等の矩準を、其の面前に於て、證據に依り確定された事實に適用し、陪審独自の判断を構成し得ることとなるのである。

然し、證人が立派な性格の人で優秀な技術を有する場合には、質問が直接形式を以て發せられたりや否やが重要な問題となることは殆んどない。蓋し、實質的には異議を唱へられ得るやうな質問でも、質問の構成を變へて異議を回避するやうにすることは困難なことではないからである。後に掲げる數箇の事件に於ては、醫者の證人が、犯罪に依り起訴された被告人の精神状態に關し、原告双方の爲に採用された證據に基いて、其の意見を開陳したが、何等の異議も提出されなかつた。然し斯様な採證法は講學上は不正規のものであり、之に對して異議の申立があれば、其の異議は之を認めねばならぬ。5。 [Reg. v. Burineli, (1855) 41 C.C.C. Sess. Pap. 633; Reg. v. Westron, (1856) 43 C.C.C. Sess. Pap. 457; *Stankie's L. of Ev.*, 4th ed. p. 175, note (1)] 又、事件に依つては、斯様な採證法は單に講學上不正規と云ふに止まらず當然無効となることであらう。證據の諸法則は經驗に基礎を置くものであり、一般には其の法則に準據するのが安全且賢名な方法である。醫學に關する事件、例へば醫者の過失が問題と爲つて居る刑事事件若くは科學的意見を包含する事件に於て、科學的證言を得る方法としては、證人に對し、裁判所の面前に於て認諾され若くは證明された事實關係と同様の事實關係を假定し、其の假定事件を説示し、假定の事實に對する證人の意見を質問するのが正當な方法で



ある。此の方法に依つて置けば、異議を生ずる虞なきのみならず、此の方法に依つて得られた證人の答は證人が自分勝手に見聞したことに基礎を置く意見——こう云ふ意見の價値は専ら證人の見聞の範圍、事實に對する理解の程度、事實を信じ居るや否やに依り決定される——よりも一層價値のあるものである。〔*Panwick v. Bell*, (1844) 1 C. & K. 312; *Malton v. Nisbet*, (1824) 1 C. & P. 72; *Rex v. Wright*, (1821) R. & R. 456〕 (註)

註 印度の法制——或る人の一般状態及健康状態が争となり、其の人は病氣の爲に字を書くことが出来なかつたと云ふことを證明せんとする場合に於ては、醫學書の書拔は、證人に依り證言された右病人の症状に付て訊問され且之に對し右書拔を示すことを得べかりし醫者の證言に優先せしむべきではなし。〔*Sheo Bahadur Singh v. Beni Bahadur Singh*, 51 I.C. 419〕

科學的證據は概して意見に過ぎないが故に、之が盲從的に採用され得ないことは殆ど贅言を要しなところである。コッケンハム卿 (Lord Cottenham) は多くの専門家の意見を見ると、如何に優れたる専門家と雖も、疑問のある問題については對立する意見を建てるのが容易であると云ふことに氣付かざるを得ないと云つて居る。〔*In re Dyce Sombre*, (1849) Mac. & G. 116, 128〕 (註)

註 印度の法制——*Sureshchandra v. Emp.*, 39 Cal. 606 參照

蘇格蘭法に關する著書を表して居る或る博學の著者は「特別の技能ある證人の證言程、之が申請人の利益に傾き易い證據方法は恐らくあるまい。蓋し、單純な事實を好んで間違へやうとするのではなくとも、申請人の希望に副ふ意見を述べることは可能であり且證人と之が申請人との關係は無意識の

中に證人の判断を歪める傾向があるからである。筆跡が問題となつて居る場合に、一般に對立意見の同數の證人が法廷に現れ又工學技師が屢々宣誓證人として、其の眞實の意見を述べるよりも申請人の顧問たらんことを希望するのは此の故であると云つて居る。〔2 *Dickson's Law of Evidence in Scotland*, § 199, p. 996; 及 *the Tracy Peerage* 事件 (〔1843〕 10 Cl. & F. 154, at p. 191) に於けるキャンペル卿の言を參照〕 英蘭の司法裁判所に於て起つた此の種の證人の事例より見ても、上述したやうな職業の爲に證人と爲つた者に對しては、同様の非難なしとしない。然し、幸にも斯る事例は例外であり、優れたる證據法の適用に依り眞實の科學知識が正義を實現する補助物として最大の價値を發揮して居る。〔科學的證據の問題に付ては本書第七章第四節三七〇頁 (毒殺) 及同章第五節 (嬰兒殺) 四一七頁參照〕

此の種の證據に付て、コックバーン裁判長 (Lord Chief Justice Cockburn) は、千八百五十七年のタウントン春季巡回裁判に於ける或る殺人事件——其の事件は首切殺人事件であり、被告人は血に染まつたナイフを所持して居て、殺人は件のナイフで行はれたと云ふ起訴であつたが、之に對し被告人は件のナイフは生牛肉 (ロー、ビーフ) の料理に使用したものであると主張した。そこで、原告の申請に依り専門の分析師が訊問されたが、分析師の陳述に依れば、ナイフの血はナイフに附著してから凝結したものであり、ナイフは生物の體中に柄迄突刺されたものである。又、其の血は牛羊又は豚の血ではないと云ふことであつた。而して、分析師の右の意見は人類と其の他の動物の血球の關係的大



さに基き構成されたものであり、分析師の陳述に依れば、血球の大きさは人類にあつては三千四百百分の一時、牛にあつては五千三百百分の一時、羊にあつては五千二百百分の一時、豚にあつては四千五百百分の一時で、其の關係的大きさは人類と牛とは五十三對三十五、人類と羊とは五十二對三十四、人類と豚とは四十五對三十四であると云ふことであつた——の裁判に當つて、「分析は、ナイフの血は被告人の主張するやうに生牛肉の血ではないと云ひ、更に、其の血は死亡せる動物の血ではなく、生きて居る動物の血であり、人類の血であると結論し、最新顯微鏡が驚くべき性能を有することを證明した。然し、同時に、科學の大なる效用を認め、五官に依る認識を超越せる事項に基いて推理を構成する場合には、其の事項は眞に精緻なることを要するものであるが故に、分析師としては、陪審に對し此の科學的推理のみに依り罪の有無を決することのないやうに注意すべきであらう」と評論して居る。而して、此の事件は全般の證據に依るも證明充分の事件であつた〔*Reg. v. Nation*, cited in 1 Taylor, Med. Jur. 6th Ed. (1910) pp. 147, 475 現在では Taylor Med. Jur. 8th Ed., (1928) pp. 478 et seq. 參照〕

千八百五十七年以後の科學の進歩は著く、近代科學研究の要請であり、之に依り招來された顯微鏡と測微尺の改良された今日より回想すれば、千八百五十七年に裁判長コックバーンが、其の採容に付て懸念を抱いた血液検査に依る證據方法が、人類の血液と其の他の動物の血液とを區別する安全且確定の指導標たり得る方法の一に屬することは之を想像するに難くないところであるが、コックバーン

裁判長の懷疑が科學者をして、血液鑑別に關し血球の大小に依る以外の新鑑別法をも研究するに至らしめる一日を提供したことも亦疑ないであらう。即ち先づ、或る一定の處置を講じて一の動物の血液を同種の動物に輸血すれば、被輸血動物は血液中毒の症狀を呈する (hemotoxic) が、異種の動物の場合には此の症狀を呈しないと云ふ事實に基き血液の鑑別を爲さんとする方法が考案されたのであつたが、此の方法は間もなく生物學的一名プレシビチン血液鑑別法と稱せられる方法の出現に依り廢止され、現代に於ては、此の生物學的血液鑑別法が正常なる方法とされ、生理現象の確定不動の法則に合致するものとされるに至つた。而して、此の方法が、優秀なる生物學者に依り、完全に實施された場合に於ては、其の結果は絶対に信頼しても良いやうに思はれる。次に、サー、ウィリアム、ウィルコックス (Sir William Willcox K.C.I.E., M.D., F.R.C.P.) の厚意に依り提供された此の血液鑑別法の説明を掲げて置く。

生物學的血液鑑別法一名プレシビチン血液鑑別法 (The Biological or Precipitin Test for Blood)

「千九百年に發見された事實であるが、動物例へば、兎に一定量の他の動物の血清を注射し、之を數日置きに數日反覆すると、兎の血清には遂に抗毒素 "Anti Body" が發生し、注射された他の動物の血清に對し一定の反作用を興へ得るに至るものである。

「例へば、兎に適當な期間を置いて數回に人類の血清を注射するときは、兎の血清中に或る抗毒素が發生し、其の血清は反人類血清 (anti-human serum) となる。



「又、之と同一の方法を以て、兎に羊の血清を注射すれば、兎の血清には或る抗毒素が発生し、其の血清は反羊血清となる。

「此の方法に依り、異種の動物の血液に對し反作用を爲し得る反對血清 “antiserum” を得ることが出来る。

「人類の血清を兎に注射して強力なる反對血清を作つて置き、之を人類の血清の稀薄な溶液中に混入するときは、著しい凝固作用が起り、次で、血清を混入した試験管の底に不透明の沈澱物を生ずる。

「此の試験が血液の温い中に行はれる場合には、凝固作用は一層迅速且完全に行はれる。

「反對人類血清は、人類以外の動物の血清を稀釋したるものに對しては、凝固作用を生ぜしめない。但、唯類人猿の血清は例外かも知れない。而して、此の反作用が、實に、生物學的或はプレシビチン血液鑑別法の根底を爲すものである。

「係争血痕の鑑別を行ふに當つては、其の血痕を血清と同一濃度の鹽の溶液と混合せしめる。

「血痕の溶液は遠心作用 (centrifugization) に依り淨化される。而して、淨化されたる其の溶液を數箇の小さな試験管に入れ、之に各別の反對血清を二、三滴宛加へる。

「係争の血清が人類の血清であれば、之に反對人類血清を加へたとき、凝固作用が発生するが、羊、牛又は人類以外の動物の反對血清を加へるも此の作用は発生しない。

「此の鑑別法は、數箇の有効なる反對血清を利用することを得且血痕が多量で、實驗の際に、之を

顯著なる凝固作用を生せしめるに足る程度の有効なる血清の溶液と爲し得る場合には、信頼すべき鑑別法である。

「血痕が少量の場合には、假令、斯様な反作用が発生しても、其の凝固作用は極めて輕微、不明瞭であらう。此の場合に於て、其の現象を以て直に血痕が如何なる動物の血液であるかを斷ずることは安全ではない。充分多量の血痕が實驗に利用され得る場合には、之に對立する反對血清を加へたときの凝固作用は極めて顯著なるか爲に、血痕が如何なる動物の血液かに關しては何等の疑問もないであらう。

第二十世紀に於ては、法學上の問題を含む多くの事件に於て、プレシビチン血液鑑別法が血痕の鑑別に用ひられて居る。本書に引用せる事件の中にも、此の血液鑑別法の用ひられたる事件が二つある。其の一つは、千九百十年アイルスベリーに於て裁判された皮剥殺人事件であり、其の事件に於ては、殺人の行はれた部屋にあつた物件に附着せる人血に付き實驗が行はれ、右鑑別法に依る顯著な反作用が表れた。(Rex. v. Broome. 本書四六〇頁) 其の二は、同く千九百十年チエスターに於て裁判されたゴース、ホール (Gorse Hall) 事件であり、其の事件に於ては、被告人の上衣に附着せる血痕に於て實驗が行はれ、顯著な反作用が表れた。(本書一九八頁) 尤も、此の後者の事件に於ては、血痕が人血であることは被告人も之を承認し、其の抗辯は他人と喧嘩をして血が着いたと云ふことであつた。(“Blood Stains, by W.D. Sutherland, Baillière, Tindal and Cox, 1907. “Blood Immunity and Rel-



ationship," by G.H.G. Nuttall, Cambridge Univ. Press, 1904.

"Journal of Hygiene; 1903, p. 262. Paper by Dr. Graham Smith. "Precipitin Test in Medico-legal Work" by Dr. E.J. McWenney, Lancet, June 18th 1910. 参照)

實際に用ひ得る血痕の量少く、其の鑑別に依り得ない場合に於ては、係争血痕が哺乳動物の血液であり、爬虫類、魚類又は鳥類の血液でないことを確定する方法があり、又、駱駝の血液は、特別の理由に依り、他の哺乳動物の血液と區別することが出来るが、駱駝の血液に關する問題は我が裁判所に於て發生すべくもなく、其の特徴を詳言する必要はない。

血液關係の方面に於ける科學的研究の結論は、之を要約すれば次の如くなるであらう。即ち、犯罪現場に於ける血液又は物に附着せる血液發見に用ひられる検査方法には三種ある。分光検査に依れば、極微量の血液の存することも確定し得る。血液附着の疑ある物件が、周知の條件を以て爲される一定の關聯せる各實驗に於て、特有のスペクトルを發するならば、それは血液の附着せる證據であり、血液の附着せる時期をも大體推測し得るのである。

化學的検査に於ても、血液の存在することを發見し得る。此の場合に於て、前同様の一定の實驗の全過程を通じ、被疑物件が血液の附着する徵候を示せば、其の結果は信頼し得べきものである。而して、以上の二方法に依つた場合に、實驗の一小部分に於て、一定の特徴ある所期の結果が現れなくとも、其の事實のみに依つては血液の不存在を確定するに充分ではない。

顯微鏡検査は血液にのみ特有の赤色原子の存在を確定するに充分であるが、それは、検査さるべき血液が新しくなければ、多く實效を期待し得ない。顯微鏡に依り血液原子を認めるのは、血液の存在を實證するものであるが、血液原子が發見されなくとも、それは血液の不存在を確定するものではない。分光検査の場合には一層そうである。血液の不存在を證明し得る検査は、實際上は、化學的検査のみである。充分の實驗材料を用ひて爲されたる總ての化學的検査に依つても血液の存することが證明されない場合には、被疑物件の汚點の新舊如何を問はず、其の中には血液は存在しない。然し、血液不存在の最上の検査方法は汚點を構成する物質か血液以外の他の物質なることを確定する方法である。顯微鏡検査は化學的又は分光検査に何等の影響を與へないものである。従つて、被疑物件が少量なる場合に於ては、検査の順序としては、先づ顯微鏡検査を行ふべきであり、重要なる検査の場合には、以上三種の方法を全部實施すべきである。

新鮮なる血液の検査に付ては、古い血液の検査程の困難は伴はない。尤も、血液原子が分解作用若くは水の混入に依り崩壊し、其の特徵を喪失して居ないならば、血痕の單なる新舊——非常に古くとも——は顯微鏡検査を妨げず、其の効果は完全である。而して、分光検査も化學的検査も將た又顯微鏡検査も、其の方法の實驗に完全に精通せる者に依り行はれなければ、其の結果に對し多くの信頼を置くことは出来なう。

次に掲げる事件は科學的證據と雖も、物質的、精神的の決定的事實に依り裏付けられない場合には、



決して決定的のものたり得ないことを實證せる有名なる事件である。

或る若者が其の兄弟を殺したるものとして公判に附せられたが、其の事件の梗概は次の通りである。殺された兄弟と云ふのは、父と同居し、父の農業の監督をして居た。被告人は父の家とは二十哩許り離れて居る所に居住し、或る日、父を訪問したが、其の翌日被害者が腕で死んで居るのが發見され、其所より少し離れた所に牝馬が居り、被害者の腕や肩には其の馬の蹄の跡があつた。腕には、尙、他に二頭の馬が居たが、被害者の死體には其の蹄の跡はなかつた。ところで、嫌疑は被害者と不仲であつた被告人に懸かり、被害者は鋤で殺されたものか、それとも、件の牝馬に蹴殺されたものであるかが問題となつた。而して、右の鋤と云ふのは、血に染まつて居たが偶々小僧が件の腕掃除に使つて居たものであり、そこで、死因は被害者の傷の模様で決定するの外なくつて仕舞つた。傷としては、頭の左側に鈍器に依り付けられたものと思はれる長さ約五吋と二吋の一直線の二箇の切傷、頭の右側に三箇の不規則の傷——其の中二箇の傷は孰れも長さ約四吋で、共に深い裂傷の外觀を呈して居た——と頭の後部に長さ二吋半の一箇の傷があつたが、其の傷の周圍には腫脹はなく、皮膚が骨に密着して居た。而して、傷のある場所を除き、右側には頭蓋骨折なく、骨折は、頭の後部に沿ひ、左側に向つて延びて居り、顛顛骨の一小部分が外れて居た。被害者は帽子を被つて居り、帽子は潰れては居たが、切れては居らず、被害者の身體には其の他の傷はなかつた。而して、二人の外科醫の陳述に依れば、傷は馬に蹴られて生じたものではあるまいと云ふことで、其の主要の根據は、傷の鮮明なるこ

と、挫創のないこと、皮膚が骨に密着して居ること及傷が總て眞横に向ひ、互に類似せることに置かれて居り、之等の諸點よりすれば、被害者が立つて居たとすれば被害者は最初の一撃に依り倒されたものであらう、横臥して居たとすれば傷は垂直に生ずる筈であると云ふことであり、更に、被害者が帽子を被つて居たとすれば、帽子を切裂かないで件の傷を負はせることは不能であり、且件の傷は其の一つを負はされても被害者に於て受傷後帽子を被ることを不可能ならしめる程度のもと思はれると云ふことであつた。然し、博學の判事は、帽子が切裂けないうで頭部に切創と骨折を生じたこのある倫敦中央刑事裁判所 (The Old Bailey) の裁判事件の例もあると云ひ、次で、帽子が裂けずに、馬蹴に依り本件のやうな傷も生じ得る證據が提出され、被告人は無罪となつた。(千八百八十八年ウオアイツク春季巡回裁判に於て、ウッド判事の係で裁判された Rex v. Booth 事件)

母親を殺したりとして起訴された或る婦人に係る殺人事件の筋は次の通りである。被告人は、中風で頼のない老紳士の家の家政婦として、九年か十年程暮して居た。老紳士の家の居住者としては、尙、外に一人の女中が居たが、事件當夜は老紳士に侍いて其の寢室にあるソファアに寐つて居た。被害者は時折娘を訪ねて老紳士の家に行き、時には泊つて臺所のソファアに眠むることもあつた。被害者は千八百四十八年の或る夜八時頃娘を訪ねて行つた。其の夜女中は被告人と其の母親を臺所に残して九時半頃床に入つたが、其の後で、何時もは老紳士の呼聲が聞えるやうに開放されて居る階段の下の所にあるドアを被告人が閉めて居る音を聞いた。被告人は平素は二階に寐て居た。翌朝二時頃女



中は火臭に噎て目が覺めたが、見れば寢室には煙がたちこめて居るので、階下に駈下りて見たところ、其の時も尙階段の下のドアは閉まつて居た。女中は階下に駈下りる時、庭に明を認め又下りて見れば、臺所は煙で一杯となり非常に湿つぽく持に煖爐とソーフアアが漏れて居たが、煖爐の火床には尙一抹の火が残つて居た。女中は直に表玄關を開けて近所に住んで居る老紳士の甥を迎に走り、甥は直に駈付けた。然るに、此の時は表玄關は閉まつて居たが、被告人が裏玄關を開けて招じ入れて呉れた。甥は直に二階に上り、叔父の安否を確かめ、それから臺所に下りて行つたが、臺所のソーフアアが燃えて居るので、それに若干の水を掛けた。甥は今度は表玄關の所に行き、其所から先に迎に來た女中を入れやうとしたが、ドアには鍵が懸かつて居る許りでなく、門迄してあつた。甥は女中と共に再び二階の叔父の部屋に行き二人で叔父を床の上に起して見たが、叔父には何等の異常もなかつた。二人が臺所に戻つて見ると、其所は非常に湿つて居り、ソーフアアが依然と燻つて居たので之を消止めた。枕とソーフアア、カバーの後の方全體は人の肩幅位の廣さで焼抜けて居た。

此の時、被告人は屋敷の裏の方から寢間衣を着た儘入つて來た。其の時、被告人は、酔つて居ると云ふ程ではなかつたが、全然正氣でもなかつた。被告人は食器棚からラム酒の瓶を取出し、それを飲み、それから間もなく完全に泥酔し、臺所のソーフアアに臥つた。女中は其の時臺所を出て酒造場の方へ行つたが、すると、一見焼死した風體で、酒造場の入口の足踏に顔を押付けて居る被害者を發見した。其の模様は、腕を胸の前に組んで居たと云ふことであるが、顔の上に組合せて居たのだと云ふ

證人もあつた。後頭部にはソーフアア、カバーの斷片が懸り、被害者の身體の附近には、老紳士の家で袋とも枕とも付かず平素使はれて居た油の塗付いた木綿の袋、被害者の足の近くには夜前臺所にあつた四組の敷布の殘片が夫々落ちて居た。敷布は殆んど全部燃え盡し、繩に残つて居る部分は湿つて居た。臺所の椅子の上には被告人の着物があり、——被告人は之に付て、自分は何時もある所に着物を脱いで置く習慣だと辯解した——それに多くの焼け穴が出來て居た。又、被告人の手は焼け爛れ火服が出來て居り、兩腕と體にも火傷があり、其の火傷の部分と着物の焼け穴の部分は照合して居た。二階の被告人の寢室の夜具の模様からすれば、被告人は其所に眠らずに、誰か他の人が其所に寢て居たものゝやうに思はれる節があつた。夜前には、煖爐の側に獸脂の一杯入つて居るソックス入と石油が殆んど一杯入れてあつた量瓶が置いてあつたが、其の瓶は双方共空になつて居り、枕掛、敷布及ソーフアアには獸脂や石油の染が出來て居た。臺所の窓の錠戸には隙間があつて、外部から内部を覗ける業であつたが、其所には靴下を懸けて外部からは見えないやうにしてあつた。臺所から庭に出て行くドアの框は下から約三呎の所迄燃えて居り、又、酒造場のドアの框にも焼跡があつた。被害者の身體の皮膚は完全に黒焦となり、舌は鉛色で腫れて居り、足指は踏まれて潰れたかのやうになつて居た。右脛の内側には小さい火腫が一箇あり、其の遙に下から大火傷が始まり、淡黄色の淋巴液が分泌して居たが、被害者の身體には其の他何所にも火腫はなく、右の火腫の周圍にも亦傷付いた組織とそうでない組織の合する部分にも紅班はなかつた。被害者の鼻は其の生前は非常に高かつたが、其の鼻は



べしやんこになり、顔面より八分の一吋程引上げ得るに過ぎなかつた。而して、此のやうに鼻が原形に戻らぬ所より、鼻は、被害者の死亡前に、斯くべしやんこにされたものに相違ないと云ふことであつた。肺と脳は酷く充血し、心臓の右心室には多量の黒血が溜つて居た。

以上の事實を基礎として、原告の爲に訊問された數名の醫者の證人は、被害者は、最初に前述のやうに鼻をべしやんこに打碎く程強く、口と鼻腔を壓し付けられ窒息せしめられたものであると結論した。然し、證人等は孰れも被害者の喉頭、氣管及胴體の部分に付ては検査して居なかつた。又、證言を聞いたのみで被害者を検査して居ない一内科醫は、他の證人の證言せる徵表は窒息死の徵表であり、發泡及紅班線の存しないことは、被害者が死亡後に焼かれた確な證據であるとの意見を述べたが、證言に依れば外部傷害の跡がないのであるから充分なる結論を得る爲には被害者の喉頭、氣管及胴體を検査すべきであると附言した。尙、醫者の證人の中には、火陷が空氣の肺に入る妨害となり、其の爲に窒息死を生ずることは有り得べきことであると云ふ者もあれば、事件當夜叫聲は聞かれなかつたと云ふからそんな筈はない。被害者が生きて火陷の中に居たとすれば、火陷の中の苦悶は大變なものだから、假令被害者が臺所から酒造場に行つて程丈夫であつたとしても、叫聲を發しないで居られるものではないと云ふ者もあり、更に、其の中の或の證人は、被害者が生きて居て本件のやうな死方をする事が出来るとは思はれない。蓋し、被害者の第一の衝動としては、轉倒を防ぐ爲に兩腕を擴げるべきだからであると云ひ、又、他の證人は死の最後の苦悶をして居る人の行動を正常の人の

行動と對照して判斷することは不可能であると切論した。倅て、話變つて、被告人は其の祖父の遺言に依り、母の死亡と同時に金二百磅を贈られる外金三百磅の生涯收益權を取得することゝ爲つて居た。而して、被告人は屢々老年の母を慘酷に打擲し、其の生職を縮めるやうなことを爲し、母が長生すれば自分が財産を得られないと云つて母を罵倒し且母が生きて居る限り自分は幸福にはなれないと全言し、一度は母の咽喉深くハンカチを押し込んで、母を窒息させやうとしたことすらあつたが、女中の制止に依り果さなかつたこともあり、又治安判事に對する願出は屢々あつたが、治安判事は老母が何時でも娘を庇ふ風なので娘に對しては説諭し得るに過ぎなかつた。

之に反し、被告人の利益の爲に主張された事實乃至情況は、被告人は、二階に寐て居て火臭を感じ階下に下りて見ると臺所にあるソファアが燃えて居たので、水を汲んで来てそれを消止めた。而して、被害者が死んだと云ふことは人から聞いて始めて知つた。被害者は平素極く寒がり屋で、火の側に起居する習慣であり、之迄二度も着物を焼き、其の他ソファアのクッションの隅を焼いたこともある。被害者は寐床で煙草を吸ふ癖があり、其の時はバスケットに用意して居る擦附マッチで煙管に火を付けるのを例とし、事件當夜も煙管を持つて居り、其の煙管は翌朝被害者のバスケットの中から出て來た。被害者の死體のあつた場所の説明としては、被害者は酒造場に水のあることを知つて居たので、身體に火の附いて居ることを知ると同時に酒造場に行かんとしたが、途中で臺所の出入口の戸框に打突かり、夜中の寒を感じて敷布を身體に纏ひ、座に出る迄それを脱棄てなかつたのである。被



告人に二階に寐る例となつて居たが、更衣は臺所とする習慣になつて居たので、その爲に被告人の靴下が外部から臺所の内部が覗けないやうに窓の所に懸つて居たのであると云ふことであつた。

パットソン判事 (Mr. Justice Patteson) は陪審に對する説示の中で、被害者の死體を検査した各醫師の證言は、其の検査の杜撰の爲に極めて不十分なものである所以を指摘し、更に、被害者の死體を検査しなかつた内科醫の意見も亦至極不十分である。内科醫は他の證人の述べた事實に基いて其の意見を發表したに過ぎない。内科醫自ら死體を検査したならば、其の見解は本質的に異なつたものであつたかも知れない。他の證人等が意味なしとして舉示しなかつた事實は、實は内科醫の意見構成には最も重要な事實であつたかも知れない。従つて、斯様な一部の陳述を基礎として發表された意見の採容には大いに遲疑逡巡せざるを得ない。余は、斯様な證據は陪審員の正當なる職務を侵害する傾向を有するものとして之に對し常に強い反對意見を抱持して居るものであり、陪審員諸君に對しては斯様な證人の權威に盲従することなく、他の證據に基き独自の判斷を行使することを薦めるものであると云つて居る。而して、陪審は被告人を無罪としたが、凡そ本件の如く罪體 "Corpus delicti" に關する證據が不確實なる場合に於て、之に反する處置を爲すことは到底證據法の原則の許さないと云ふであらう。(Reg. v. Newton, Shrewsbury Spring Assizes, 1850) サッフオークの巡回裁判に於ては、陪審が、千九百二年十一月及千九百三年一月に繰返された有名なる Rex v. Gardiner 事件の評決を爲すことを得ずして、二度解職されたことがあつたが、此の事件は被告人が三度巡回裁判に附せられた後

に、検事總長より公訴の取消 (nolle prosequi) があつて終了した。「罪體」の語に付ては本書三三七頁參照。(註)

註 印度の法制——被害者の死體に存する徵表の中に、頸部の前面に下向の搔痕がある場合には、官吏たる外科醫 (Civil Surgeon) の被害者の死は絞首に因るものならんと云ふ意見の存する場合に於ても、他の醫師の證言に基き被害者は勞働に従事し、其の他の發作に依り自ら頸部を絞め其の爲に死亡したるものならんとの説を爲すを妨げないとされて居る。而して、此の理と起訴を維持する爲に引用された證據の性質を考慮して、殺人罪に依り起訴された被告人が無罪となつた事件がある。其の事件に於て起訴の原因となつた殺人なりとの説を爲した者は警察の副検査官であり、其の説は事件發生の翌日に發表されたものであつた。然し、死因に關す事説が證據蒐集の後に發表さるべきものであり、其の前に發表さるべきものでないことは殆んど言を要しないところである。そうでなければ、或る説が一般の知るところとなり、證據は、例へば、右事件に於けるやうに、警官の發表した説に適合するやうに蒐集されることになるからである。(Emp. v. Gayanath Das, 13 C.W.N. 622: 4 I.C. 286)



## 第四章 外部的、機械的歸罪容態

外部的機械的性質を有する罪の歸責情況とは人體及物の物理的特徴より——吾々の形而下の性質に關係を有し、外觀上、精神上の容態と獨立して居る事實及事象より——成る情況を云ふのである。證據事實を正確に分類し、之を列擧することは因り不可能であるが、極めて抽象的に分類列擧することは可能であり、其の主要なるもの及之に關して我が國の刑事裁判の記録に顯れたる著名な事件に言及して、例示的に説明することは興味あると同時に裨益するところがあると思ふ。而して、此の説明過程は、外部的、機械的性質を有する罪の歸責情況が常に、過誤の源泉となり易いものであることを教へるであらうが、之が其の説明を重要、有意義ならしめる所以である。

外部的性質を有する情況證據の中で重要な事實は同一性——人の同一性——事物の同一性——筆跡の同一性——時に關係して居る事項の同一性——の問題に關するものであるが、其の中には必然的に特殊の分類を許さない多くの獨立事實が存在すべきである。

## 第一節 人の同一認定

法律上の犯罪に於ては、總て、先づ第一に犯罪を實行したるものとして起された人が眞犯人なりや

否やを直接證據又は情況證據に依り確定することを要する。裁判手續に通曉しない者は、眞犯人の確定に困難を伴ふが如き場合は、稀有の場合であると思ふかも知れないが、事實は決してそうではない。即ち、感覺上の認識に依り絶對に間違なしと思はれて居ることが、往々にして誤謬、錯誤に出でたるものである事例は甚ぶ多い。人の同一性の問題に付ても、大間違の起つた事例がある。[*Rex v. Wood and Brown*, 本書三七頁、*Rex v. Colman*, 本書一三五頁一四一頁、*Reg. v. Markham* 事件 (1856) (44 C.C.C. Sess. Pap. 288)] に於ては、或る男が偽造小切手行使罪に依り懲役四年の宣告を受けたが、それは錯誤に依り犯人と間違へられたものであり、後に眞犯人に對し有罪判決があつて赦罪されたのであつた。(註)人の同一性又は事物の同一性が問題となつて居る事件に於て、職業的辯護人が同一認識を生じたる過程及證據に付て、無因のこと、思はれる種詳細の訊問するのは、一に精確性を重じ、心なき人が輕卒なる斷定を爲すことを防止せんとする考慮に依るのである。

註 印度の法制——次に掲げる事件に於ては、犯人の同一性を確定することが出来なかつた。——*Armed Molla v. Emp.*, 24 C.L.J. 325; 51 I.C. 685; *Chunar Singh v. Emp.*, 5 Lah. L.J. 317; *Rehman v. Emp.*, (1923) Lah. 662; *Nurkhan v. Emp.*, 27 I.C. 765; *Jowala v. Emp.*, 27 I.C. 661; *Pattu v. Emp.*, 28 I.C. 1016; *Ronki v. Emp.*, 27 I.C. 848; *Ahmed v. Emp.*, 4 P.L.R. 1915; 27 I.C. 219; *Meharmand v. Emp.*, 27 I.C. 221; *Ngô Po Then v. Emp.*, 26 I.C. 329; *Uda v. Emp.*, 30 I.C. 459; *Narain Das v. Emp.*, 68 I.C. 113.

グロース判事 (*Mr. Justice Grose*) の係で、二人の者が殺人罪に依り有罪判決を受け、死刑に處せられたことがある。其の事件に於ては、此の二人が眞犯人であることは、強盜、殺人の行はれた時、



被害者と一緒に居た一婦人に依り斷言せられたのであつたが、豈圖らんや數年後、他の犯罪に依り死刑の宣告を受けた二人の男が絞首台に於て前記の強盜殺人も同人等の所爲なることを自白したのである。〔*Rex v. Clinch and Mackley, Paris and Fonblanque, Medical Jurisprudence, ed. 1823, vol. iii p. 144, n., and O.B. Sess. Pap., 1797*〕

千八百二十四年七月一人の若者が、別個の窃盜行爲に依り、五箇の起訴を受け、倫敦中央刑事裁判所に於て裁判された事件の梗概は次の通りである。恰幅、容貌の被告人に酷似せる人が、倫敦の種々の商店に行き、商品を買求める振をして書籍、寶石其の他の商品の提出を求め、店員等が他の商品を探して居る間に自分の前に出されて居る商品を持逃げした。此の持逃犯人に付て、數人の者は犯人は被告人であると證言したが、其の事件の大多數のものに付ては明瞭な不在證明が出来たのみならず、被告人には窃盜癖なく、其の性格も非難すべき點なく且金錢に窮して窃盜のやうな不正行爲をする立場にもなかつたことが證明された。又、被告人に酷似せる者の爲に、前記の窃盜に類似する窃盜の被害を受けた他の商人があり、其の商人の證言に依れば、其の窃盜犯人は被告人に酷似して居たが、自分の家の窃盜犯人は被告人ではないと云ふことであつた。被告人は、五箇の起訴の中、一箇の起訴事件に付て有罪判決を受け、其の他は總て無罪となつた。而して、最後の三箇の起訴事件を裁判した判事及陪審員は、證人等の證言は錯誤に基くものであり、原告は被告人に似た他の者に依り窃盜されたものであると云ふ意見を發表した。其の後間もなく、被告人は先に有罪とされた事件に付ても亦罪を

赦された (*Rex v. Robinsons, O.B. Sess. Pap. 1824, 423*)

右窃盜事件の二、三ヶ月前ベンナール、グリーンに於て、追剝強盜を働きたるものとして立派な青年が裁判された事件があつたが、其の青年と原告は共にベンナール、グリーン附近の居住者であり、原告の證言によれば、原告の時計を強盜したのは被告人に相違ないと云ふことであつた。然るに、被告人が結婚の申込をして居た若い一婦人の證言に依れば、被告人は事件當時ベンナール、グリーンには居なかつたと云ふことになつた。そこで、原告は退廷すべきことを命ぜられ、其の間に自己の大罪の裁判を待つて居た他の青年が被告人の側に引入られ、原告は再び證人席に呼出され、被告人の辯護人より「良く聞いて呉れ給へ、此の青年の生命は次の質問に對する君の答如何に依つて決定するのだ。君は被告席に居る彼の青年が君を襲つて強盜した青年であると云ふことが再度誓へるかね？」と質問された。すると、原告は頭を被告席の方に向け目近に二人の青年を凝視して居たが、帽子を取落し、一時は驚の余り口も利けなくなり、そして、遂に宣誓して犯人を指定することを拒絶した。被告人は勿論無罪となつた。も一人の青年は他の犯罪に依り裁判せられ死刑に處せられたが、其の死刑執行前に右の追剝強盜も自己の所爲なることを告白した。〔*Paris and Fonblanque, Medical Jurisprudence, ed. 1823, vol. iii. p. 143 (n.b.); Amos's Great Oyer of Poisoning (the Trial of the Earl of Somerset), at p. 265*〕

ホランド判事 (Mr. Baron Bolland) は犯人の確定に付て、互に對立する證據の存する窃盜 (burglary) の裁判に際し、疑のある證據に基いて犯人を斷定することの危険なることを論



したる後、余は、辯護士だつた當時、或る婦人が倫敦の各所に於て、リボンや其の他の物品を買求め、仕舞にビショップスゲートで車に乗つたと云ふ事實——此の事實は十一人の證人が證言したところであるが、之に對し反對の證言も澤山あつた——を基礎として、其の婦人を幼兒窃盜 (Child Stealing) として訴追したことがあつたが、婦人は無罪となつた。而して、其の後に眞犯人たる婦人を訴追したが、其の時は十三人の證言に依り其の婦人を犯人としたことであつたと云ひ、更に、此の博學の判事は「之等の對立する證據の存する場合に於て、他の證據に依り裏付されて居ない此の種の一方の證據のみを信賴して斷定を下すことは恐るべき結果を招來するものである」と云つて居る。[*Rex v. Sawyer*, (1824) Reading Assizes]

同一性確定の問題に關して、證人が對象に付て充分なる認識を得るに必要な光の量が論争されたことがある。ハンスローの附近に於て數件の強盜事件が発生した爲其の附近を警戒中であつた三人の警官 (Bow Street officer) を射撃したるものとして、千七百九十九年一月裁判された或る男の事件のことであるが、警官は驛傳馬車に乗つて居るところを、馬に乗つて居た二名の者に、襲撃されたものであり、其の中の一人が馬車の前に立塞がり、他の一人が馬車の側に行つて襲撃したと云ふ事案に於て、警官の一人の證言に依れば、其の夜は暗夜であつたが、ピストルの閃光に依り強盜の一人は黒褐色の馬に乗つて居り、其の馬は丈が五十二吋乃至五十六吋、顔が四角の瘦肩をした極めて特徴のあるものであり、五十頭の馬の中から其の馬を探出すことも出来るであらう、其の馬は曾てロング、エー

カーの厩で見たことのある馬である、も一人の馬車の側に來た強盜は粗末な荒毛の外套を着て居たことが明瞭に認められたと云ふことであつた。[*Rex v. Haines* (1799), *Paris and Fonblanque, Medical Jurisprudence*, vol. iii, p. 144, n.] 大逆罪の裁判に際しても、之と類似の證言の爲された事件があり、[*Rex v. Byrne* (1803), 28 *State Trials*, 805, 810, 819] 又、千八百十三年一月ヨークの巡回裁判 (the *Special Commission at York*) に於て裁判された夜盜事件の際には、一人の證人が、夜中證人の部屋に一人の曲者が入つて、劍のやうな物で床石を打つた爲、曲物の顔近くで閃光を發したが、證人は其の閃光に依り曲者の前額及頬の黒いこと、曲者が黒い外套を着、黒いハンカチを所持して居ること及曲者は大男であることを認めることが出來た、そして、之等の情況及聲音からして、證人は被告人が其の曲者であると信ずると證言したにも拘らず、被告人は無罪と爲つた。而して、斯様な證言が作爲された例は決して少くないのである。[*Rex v. Brook* (1813), 31 *State Trials*, 1124, 1135, 1137; *Traité de la Preuve*, par Desquillon, 274 參照。此の書には、鐵砲の發射に依り生じたる閃先に依り被告人の特徴を認めることが出來たと云ふ二名の證人の證言に基き殺人事件の被告人に對し刑の宣告をした後に、實見して見たところ、證人の云ふやうなことは不可能であるやうに思はれたと記述してある] 或る事件に於ては、馬車を飛ばしての歸途を擁して射撃され肘に負傷した紳士が鐵砲の閃光が發したので見ると紳士の方に鐵砲が向けられて居るのが見え、被告人の特徴をも認めることが出來たと證言し、反對訊問に對しても確に被告人を認めることが出來、被告人に對する記憶には錯覺はない



と陳述したが被告人は無罪と爲つた。(Reg. v. White, (Proctor's Seminar, Assizes, 1839))

人の同一性確定に關する直接證據の價値は大部分確定の對象たる人の外貌如何に依り決せらるべきである。人の中には、外觀上の個性、特徴が極めて顯著であり、其の爲に余種の不注意者(斯のやうな不注意者が非常に多い)でない限り、人違をするやうなことはないと云つたやうな人もあるが、之に反し、其の外貌、特徴が普通型で、一寸見たゞけでは其の人を覺え兼ねるやうなものもあり、此の型に屬する人の方が遙に多いのである。同一性確定の對象たる人の外觀上の特徴は右の兩極端に屬する二つの範疇と此の兩範疇の中間に存する無數の種類に分類され得るであらう。然し、幸にも、裁判官が、人の同一性を確定するに付、好機を利用して、常に以上に論述したやうに同一性確定の困難であることを陪審員に諒解せしめ得るのである。

茲に、人の同一性決定に關する困難なる事情を物語つて居る著名な事件を掲げることには其の所を失するものではないであらう。家屋破壊侵入罪に依りマンチエスターに於て裁判せられ、有罪判決を宣告された事件であるが、起訴状の一部に、被告人は先にも同種の罪に依り有罪裁判を受けて居る前科者であると記載されており、其の刑の執行をしたと稱する刑務所の看守は、被告人は件の刑の執行を受けた者と同一人であり、其の時被告人はジェームズ、ウィリアムズと稱して刑に服したる者であると證言した。被告人は其の證言が錯誤に基くものであることを極力主張し、看守よりジェームズ、ウィリアムズが刑の執行を了へて釋放された際、同人の特徴を記載したる名簿の作成せられて居ると

云ふ言質を得、次で、其の名簿が提出され、監獄醫に對し、被告人を檻房に連行し、身體検査をして、其の特徴を報告すべき旨の命令が發せられた。そこで、醫者は渡された名簿を持つて檻房に行つたが、其の名簿は看守作或の名簿とは酷く異なり、看守の名簿にない顯著な二、三の特徴が記載されて居り、却て看守の名簿に記才されて居る其の他の特徴は記才されて居なかつた。殊に、被告人は腹に大きな黒字(醫者の言では恐らく生來のものであらうと云ふことであつた)があつたが、看守の名簿にはそれが記載されて居なかつた。看守は又ジェームズ、ウィリアムズの數葉の寫眞をも提出したので、陪審は被告人に色々の恰好をさせ又其の光線の工合を變へて、寫眞と比較して見た。然し、結局、陪審は被告人とジェームズ、ウィリアムズとは別人であると評決し、被告人は前科なしとして累犯加重を免れた。ところで、被告人が刑務所に收容されて後、内務大臣に對し刑務官の處分に關する不服の歎願書を提出した爲其の取調が始まつたが、其の間に、先にジェームズ、ウィリアムズがチャッタムの刑務所より發送した歎願書が内務省の記録保存所に於て發見されたもので、内務大臣は此の兩歎願書を事件の裁判をした判事に移送した。然るに、此の兩歎願書を比較すれば、被告人とジェームズ、ウィリアムズが同一人であることは疑の餘地なく、兩歎願書の筆跡が同一人の筆跡なることは勿論、其の中に表れて居る一種特別の思想と性格は到底之を別個の人が書いたものとは考へられないものであつた。被告人は船員であつたが、所謂理窟屋で一種特別の理窟を甘く捏ね廻す男であつた。看守が被告人とジェームズ、ウィリアムズを同一人であると證言したのは正かつたのである。(千八百八



十五年一月二十七日マンチエスター冬季巡回裁判に於て、ウィルズ判事の係で裁判された *Evans* 事件)

もう一件、犯人の同一性に關する著名の事件として掲ぐべきは、ストルズ氏殺の事件であり、其の梗概は次の通りである。ケツシャイアー所在のゴールズ、ホールの主人のストルズと云ふ人が千九百八年十一月一日其の住居に於て殺害されたが、犯人は台所で料理人に發見され、料理人は犯人を良く見ることが出来た。ストルズ氏は物音を聞いて食堂より廊下に出たが、其所で直ぐ犯人に襲はれ、犯人はストルズ氏に飛懸り大型ナイフを以てストルズ氏に十四箇所乃至十六箇所の刺傷を負はせて逃走した。ストルズ氏は傷付いて床に倒れ、間もなくソファアの上には運ばれたが、一語も發することを得ずして二、三分後に死亡した。而して、ストルズの襲撃された場所はランプの側であり、ストルズ氏の妻、姪、召使二人はそれを見て居たので、裁判の際には、皆多少の確信を以て被告人が殺人犯人であり、證人等は近くで犯人を見たことであるから間違はないと證言した。然し、被告人は不在證明の立證に成功し無罪となつた。

而して、其の後二、三ヶ月經過して、嫌疑が件の無罪となつた被告人に似て居る他の者に懸けられ、公判に附された。勿論、此の裁判に於ても、前の證人等が申請されたが、證人等の證言は孰れも前の被告人と後の被告人とは良く似て居るので、前の裁判に於ては、證人等は前の被告人を後の被告人と取違へて居たかも知れないと云ふこと以上には出です、一般の證據も有力でなく、此の裁判に於

ても亦不在證明が認められた。捜査官憲は大いに證據の蒐集に努力したが、訴追者の提出せる以上の證據は殆んど之を蒐集することを得ず、被告人を有罪とする望なく、此の二度目の被告人も亦無罪と爲つた。

一般の一大昂奮を惹起した事件はアドルフ、ベック事件である。千八百七十七年に、ジョン、スミスと稱する男が或る婦人に對し詐欺を働いたものとして、中央刑事裁判所に於て有罪を宣告された。ところで、千八百九十五年に之と類似の詐欺の告訴が澤山警察に提起され、ベックは街に於て一婦人に呼止められたが、彼は其の婦人より拘模犯人として告發されたのであつた。ベックは其の婦人は曾て見たこともない人であると抗辯した。然し、告訴した多數の婦人は、斷定の程度は違つて居たが、孰れも告訴人等を拘模したのはベックであると證言し、ベックは、それは誤認であり、眞犯人はジョン、スミスであると主張したが、遂に有罪を宣告された。斯くて、ベックは其の刑の執行を受け、後出獄したか、千九百四年に同種の告發に依り再び逮捕され又有罪とされた。然し、此の時は係の判事が之に疑問を拘き、判決の言渡を延期したのであつた。然るに、其の間に、前科者のジョン、スミスがベックの監禁中に犯した同様の拘模事件に依り告發逮捕され、そして其の事件の取調を命ぜられた調査委員會 (Committee of Enquiry) の報告に依れば、以上の拘模は總てベックの所爲ではないと云ふことになり、ベックには無罪の判決が下された。(千九百四年九月九日アドルフ、ベック氏が二度も有罪とされた情況の調査を命ぜられた調査委員會の報告)



同一性を情況より推理、續釋した場合に於て、之を直接證據に依り認められた場合よりも一層誤認を生ずることの多いのは理の當然である。同一性を推測する情況は無數であり、之に付ては極めて一般的の分類を爲し得るに過ぎない。從來は、屢々、家族の相似性が人の身分及同一性を推測する根據と爲り得るものであると主張された。彼のダグラス事件に於て、マンスフィールド卿 (Lord Mansfield) は「余は常に相似ると云ふことを以て兩者が親子である證據と考へ、人の個人差は他の動物に於ける互差よりも著しいが故に、其の考は益正いと考へて居る。完全に同じ顔の人に出會はない限り、一萬人の人を見分けることも出来れば、又、十萬の軍隊中に於て互に相手を織別することも出来る。人は、互に顔は似て居つても、聲が違ひ、所作、笑顔、其の他種々の點に於て相違するものである。然るに、家族の相似性は一般に之等の總ての點に於て現れ、顔、形、態度、所作等が相似て居るのである」と云つて居る。[2 Colletanea Juridica, 402; Beck's Medical Jurisprudence, 7th ed. (1842) p. 402 及 Report of the case of Doe d. Day v. Day (Trial by Ejection involving a question of Legitimacy, & c., Huntington Assizes, July, 1797. Printed at Birmingham, 1823) 參照]

マンスフィールド卿は家族の相似性を極めて強調して居る。現時の裁判所が斯様な極端な見解を支持するや否やは少くとも疑問の余地あるところであるが、千八百八十九年には嫡出子なりや否やに依り決する訴訟に於て、幼兒と其の父なりと主張されて居る者が似て居るや否やに關する證據を提出することを許すと共に之と反對に兩者間に相似性の存在しないことを證する證據を提出することも許さ

れたのであつた [Burmaby v. Baillie (1889) 42 Ch. D. 282, 290]

註 印度の法制——千八百七十四年に倫敦に於て、裁判されたテックポーン事件 (Dyons Medical Jurisprudence for India, 7th Ed., page 51) に於ける主要なる争點は、莫大の財産を訴求せる原告が眞のロージャヤ、テックポーンなりや否やと云ふ點であつた。ロージャヤ、テックポーンは二十年前航海中に於て死亡せるものと信せられて居た。證人中には、原告は眞のロージャヤ、テックポーンであると證言せるものもあつたが、多數の證人は之を否定し、原告はワツピングの牛肉屋のアーサー、オルトンであると證言した。而して、其の事件に於て判明した主要點を二、三摘記すれば次の通りである。即ち、ロージャヤ、テックポーンは屢々胸より出血し又會つては踝や額より出血したこともあつたと云ふこと及左腕に刺青をして居たと云ふことが證明されたが、原告の良體には之等の形跡はなかつた。又、原告の容貌と眞のロージャヤ、テックポーンの肖像寫眞を比較したるに(イ)ロージャヤ、テックポーンの眼は鼻に對し直角以上に上向いて居たが、原告の眼は下向であり、従つて、鼻との角度は銳角であり(ロ)原告の耳はロージャヤ、テックポーンの耳よりも約三分の一長く(ハ)鼻下の溝はロージャヤ、テックポーンの方が原告よりも廣かつた。更に又、原告は眞のロージャヤ、テックポーンの經歷を熟知して居て、彼の經驗せる種々の出來事を明瞭に指摘したが、ロージャヤ、テックポーンの母の洗禮名を知らず且ロージャヤ、テックポーンは佛蘭西語を流暢に話すことが出来たが、原告は之を讀むことも、話すことも出来なかつた。

ブルドワンの王位を狙つたプラタプ、チャンドラ事件は、多くの點に於て、前敍テックポーン事件に似て居る。其の事件は千八百三十八年にフーグリーに於て裁判されたのであるが、其の筋は次の通りである。ブルドワンの王は千八百年代の初にプラタプ、チャンドラと云ふ一人息子の王子を擧げたが、其の王子は父王在世中の千八百二十年より翌二十一年頃に死亡した。然るに、其の十五年後の千八百三十五年に至り、プラタプ、チャンドラと名乗り、ブルドワンの財産を窺竊せんとする一人物が現れた。彼は行者の服裝をして現れ、プラタプ、チャンドラが死亡したと云ふのは嘘であり、プラタプ、チャンドラは隠棲して居て今歸つて來たのであると發表した。彼の話は大いに信用され、彼の信者の中には平和を擾亂するが如き擧に出づる者もあり、其の爲、彼は六月の禁錮に處せられた。然るに、彼は刑務所より出獄するや、信者より資金を給され、多數の從者を引連れ、王者の如く威儀を正して、宮殿の奪取に出掛け、動亂を惹起し、從者の中三人は動亂鎮壓に出動した軍隊に依り射殺



され、彼自身は故王の名稱と權限を欺罔手段を以て借用せるものとして起訴された。眞のブラタプ、チャンドラの死亡せる事實は、彼の治療に當つた地付の醫者、其の他彼が熱病で死亡し、其の死體が火葬に附されるのを實見した者及葬式を執行した牧師の證言に依り確定された。死體は之を何物にも蔽はず二度も三度も火に掛けられ、二、三千の觀衆の面前に於て灰燼に歸したのであり、死人が拔出したとは到底想像の出來ないことであつた。而して、印度政府の大員エッチ、エッチ、プリンセツプ氏及生前のブラタプ、チャンドラを知つて居る其の他數人の者は彼が眞のブラタプであることを否定したが、それにも拘らず、アラルド大將、マーシャル市長、ブルドワンの醫者スコット博士、ハリデー博士は彼を眞のブラタプ、チャンドラと信じ、其の他にも之に左袒する者があつた。訴追者は、彼を以て先にブルドワンに馱在したところのある牧師の子のクリストー、ラルであると言張し、數名の證人は同様の證言を爲し、被告人の聲、態度はブラタプの聲、態度とは違ふと陳述したが、彼の顔、特に彼の鼻の恰好と眼の色はブラタプの肖像畫に酷似して居た。マーシャル市長はブラタプの二、三の特徴を擧げて、王子の鼻は二十年前は現在の被告人の鼻よりも「稍々豊かで滑かであり、容貌全體もおつとり」して居たが、被告人はブラタプ其の人に相違ないと證言し、又、ブラタプと極く懇意であつた丁抹人のチンスラーの總督は、被告人の身體にある傷跡即ち爪の艶絲に依り生じた右耳下の輕微な傷跡、肩と肩との間にある馬の噛傷の跡、膝にある傷跡及左手にある八アンナ貨幣程の大きさの湯傷に依り、被告人はブラタプ王子であると證言した。判事は、事件は被告人の不利益に證明されたと宣し、被告人に對しては三年乃至五年の禁錮刑を宣告するを相當とすとの意見を述べた。ニザマットの高等裁判所は、ブラタプ、チャンドラの名を僭稱したる罪に依り、被告人を罰金一千ルービーに處する旨の判決を宣告した。被告人は千八百五十六年に眞偽不明の儘に死亡した。以上は千九百二年ゴツシャル判事の著した「著名なる裁判」より採録したものである。

或る婦人の父を確定する蘇格蘭の一訴訟事件に於ては、其の婦人が父なりと主張する人と情交關係のあつたことの證明された下女の容貌に似て居ると云ふ主張は空想に墮し、重要な證據に關する判斷を疎かならしめるものであり、證明の對象とは爲り得ないとされた [Rutledge v. Caruthers, Fair's Law of Ev. in Scotland, 2nd ed., (1827), p. 441, Fair. Rep. Court of Sessions Decisions, 20th Jan.,

1810] が、同く蘇格蘭の事件で、子殺事件の裁判に於ては、(其の子には六本の足指があつたと云ふ事實が證明された後) 證人に對し、被告人の家族には手指や足指の多過ぎる者があつたかどうかを質問することが許された。然し、斯様な事實より家族關係を推理せんとするものも明に想像的のものである。 [1 Dickson's Law of Ev. in Scotland, § 19, p. 14. Laird's case Arkley, Just. Rep. 471 (1848)] スリングスビーの嫡出子確認訴訟に於ては、其の事件を裁判した博學の判事は、當事者の同意を得て、豫て裁判所に連行されて居た子と其の兩親とが強い家族的相似性を有するや否やを確定する訴訟手續中裁判所に出頭して居た有名な彫刻家を自ら訊問した。然るに、其の事件が上告となり貴族院に繫屬するや、ロアバーン大法官 (Lord Loreburn J.C.) は、原審の判事自身の家族的相似性の問題に對する見解は或は尊重すべきものかも知れないが、同判事の採用したる手續は違法であると云ひ、シヨオ卿 (Lord Shaw) は、相似性に關する證據は無價値であると云ふ見解を持し、此の種の證據は人種に關する場合を除き、蘇格蘭に於ては重要な證據に關する判斷を疎かならしめるものであり且想像的のものに過ぎないと云ふ理由に依り一世記以上も前より提出し得ざるものとされて來たのであると云ひ、更に、サムナー卿 (Lord Sumner) は此の事件に於ては、容貌は互に似て居ても之に依つて事件を決定し得ないことは他の事實に依り證明されて居ると云ふ見解の下に、容貌の相似性が證據力を有するや否や及相似性に關する證據を提出し得るや否やの法律問題に關し意見を發表する必要はないと云つたことであつた。 [Slingsby v. Storney-General (1916), 33 T.L.R. 120]



最後に、ラッセルの離婚事件に於ては、被告人の辯護人は、其の父の何人なるやが問題と爲つて居る子の寫眞と其の子と同じ年頃に撮影した原告の寫眞とが酷似して居ると云ふ證據を提出し、更に、件の子自身を裁判所に連行せしめ陪審に於て其の首實験を爲し、寫眞や原告自身と比較すべきことを申立てた。ヒル判事 (Hill, J.) は此の證據申請を許容したが、彼は斯る證據には餘り價値はないと考へて居ると云ふことを示唆し、陪審に對する説示中に於て「本件に於て問題と爲つて居る子が全體的に若くは耳の形、眼の色、其の他の點に於て原告に似て居るや否やに依り其の親子關係の存否を決定せんとするが如きは余は極めて危険であり且想像に墮するものと思ふ。親の特徴が子に移行する法則の發見に付ては科學も尙暗中摸索の状態にあるに過ぎない……」。諸君が親子の相似性の問題を考慮することを中止せしめることは因り不能であるが、余自身は相似性を親子關係決定の手引とするとは危険であると考へる」と云つて居る [Russell v. Russell (1923), 159 I.T. 151]

被告人が曾て一少年に與へた自己の肖像寫眞が手引と爲つて、倫敦に於て一ヶ月に亘る捜査の行はれた後、犯人と認められ、逮捕されて死刑となつた事件があつたが [Rex v. Amlen, 8 London Medical Gazette, 37; 然し、寫眞のみに依る同一性の確定は疑問視されて居り、離婚裁判所 (Divorce Court) は特別の事情の存在する場合以外に於ては、寫眞のみに依り同一性を確定することはなからう] 現代に於ては、寫眞上の相似性が屢々犯人を確定せしめて居る。羊飼が自己の羊が他人の羊と一緒に爲つて居ても、容易に自己の羊を見付け出し得ることは周知の事實であり [Rex v. Oliver, (1827),

Syme's Justiciary Report, 224]、又、犯人は屢々其の聲に依り識別されるものである [Rex v. Brook (1813), 31 State Trials, 1124, 1129, 1137; 然し、此の事件に於ては、被告人の主張した不在證明を陪審が信用しなかつたにも拘らず、被告人は無罪となつた。尙、Rex v. Keating (1909), 2 Cr. App. R. 61 參照]。情況は、屢々、嫌疑を限定せしめ且犯人の捜査範圍を縮少せしめることに依り、同一性の確定に貢献するものである、例へば、犯罪が左利の人に依り爲されたる場合 [Rex v. Richardson (1787) Burnetts Criminal Law of Scotland, p. 524. 此の事件に於ては、其の情況の中に、被告人と犯罪を結付ける情況として、殺人犯人はドアの後に身を隠し左手を以て彈丸を打つたものに相違なし。さもなければ、相手に發見されたであらうと云ふ情況があり、被告人は左利の人であることが證明された。尙、Rex v. Okeman and others (Circ. 1628), 14 State Trials 1324 參照、此の事件に於ては、被疑者中に左利の人があつたと云ふことは記述されて居ないが、左利の人がなかつたとすれば左手の特徴が記述されると云ふことは殆んどありそうもないことである] 又は犯人が恰も外部より暴力を以て家屋を破壊侵入したるか如き外觀を偽装せるに拘らず、犯人は内部の家人に相違ないと云ふやうな場合に於てそうである。

下男が其の主人を殺害したる事件の裁判に於ては、主人の家の裏口に恰も犯人が外部より侵入したるかやうに思はれる跡があつたが、それは内部より付けられたものであつた。即ち外部より此の裏口に近付くには塀か或は瓦屋根を乗越へる外はないが、塀には埃が溜つて居て其の上を人が通つた跡



はなく又瓦屋根は非常に朽腐して居て其の上を人が通行するに堪へない状態であり、斯くて、犯人が外部より侵入したるが如き形跡は内部の人の作爲に依るものに相違ないと云ふこととなり、更に、他の事實に依り下男が殺人犯人なることが決定的に確定されたのであつた。(Reg. v. Courvoisier, 本書四四四頁乃至四四七頁参照)(註)

註 印度の法制—Ahmed v. Emperor 事件 (57 I.C. 371) に於ては、被告人は陪審の評決では殺人の罪ありとされ、被害者は夜中自己の家の隣の家の屋上に睡眠中被告人より小銃若くはピストルを以て射殺されたと云ふ事實が證明されたとされた。其の主要なる證人は被害者の直ぐ側に眠つて居た其の妻であり、妻は、彈丸が發射された時、目が覺めて見ると被告人が駈去つて居るのが火器の發した閃光に依り認められ、自分は直に被告人が夫を殺したと云ふ趣旨の叫聲を發したと陳述し又被害者の眠つて居た場所と反對側の場所にある自分の家の屋上に眠つて居た被害者の姉の夫は、先づ射撃の音を聞き、次に被害者の妻の叫聲を聞き、それから屋上を下りると、被告人の姿が認められたと陳述し、更に、犯行現場より五百ヤード離れた所に居住して居た一人の證人は、叫聲を聞いて現場に駈付ける途中に於て、被告人に會つたと證言し、其の他の證據としては、被告人は事件發生後村を逐電したと云ふ趣旨の證言があつた。然し、判決に於ては、之等の證言のみでは犯人の同一性を確定するに充分でないとされた。

### 指 紋

指紋に依り人の同一性を確定することは刑事捜査に於ける最も重要な一部門となり且犯罪を發見し、犯人の同一性を確定する模範的方法なることが證明されて居る。倫敦警視廳 (New Scotland Yard) に於ける指紋課で採用されて居る指紋を分類し、其の同一性を確定する方法の基本原理は千八百九十七年ベンガルに於て、後に我が英國の警視總監となつたサー、エドワード、ヘンリー (Sir Edward

Henry) に依り考案せられ、彼が英國の副警視總監となつた千九百一年に紹介されたのである。其の方法は十本の手指の指紋を悉く調査する最も完全なる方法であり、警察官廳の指紋課は總て此の方法を採用して居る。指紋の調査方法は、其の賞讃すべき分類制度の存する爲に、分類技術を會得せる者には極めて簡單明瞭である。其の技術は聰明な人ならば二、三ヶ月若くは數週間の中にでも之を完全に會得することが出来る。倫敦警視廳の指紋課に於ては、同課の訓練された指紋係が數分の間に調査を求められたる指紋と同課に採取保管されて居る指紋との異同を確定し得るやうに、指紋を採取した多數の指紋原紙が、上記の分類制度に従ひ、整然と分類されて居る。同課に採取されて居る指紋原紙は五十萬以上に上つて居るが、分類制度が完全なる爲、假令其の數が三倍に上るとも混亂を生ずることとはあるまいと思はれる。此のヘンリーの分類法はサー、エドワード、ヘンリーの「指紋の分類及利用法」(The Classification and Uses of Finger Prints) 法と題する教本中に詳細に説明されて居る。其の教本中に説明されて居る原理、其の利用法及効果を簡單なる説明に依り會得することは興味あると同時に有益なることと思ふ。本書に於ける之が説明の爲の寫眞は、サー、エドワード、ヘンリーの好意に依り其の許諾を得て、彼の教本若くは官廳の記録中より採録したものである。

指紋制度は其の利用部門に於て二大別されて居る。即ち、其の一は、現代に於て、主として重大なる犯罪に依り起訴された被告人に前科ありや否やを確定する手段として採用され、其の二は、犯人が犯罪實行中に、其の手を觸れた物の上に残したる犯人の指紋に依り其の犯人を確定し、警察の捜査を



正しい軌道に導く手段として用ひられて居る。而して、此の後の場合に於て、犯人を確定し得べき指紋の残つて居るときは、此の方法は犯罪捜査上最大の貢献を爲すものであるが、斯様な指紋の残つて居る場合は余り多くはない。

手指の表面は如何に生目が細かくとも平坦ではない。其の表面は間隔を同うする溝を隔てた多数の小さい隆線があり、隆線には所々に汗腺に通じて居る小さい孔がある。隆線の排列状態は之を仔細に観察すれば、無限の變化を藏し、指紋制度の原理は二つの基本的事實に基いて成立して居るのである。即ち、其の一は、隆線及溝は生來のものであり、其の排別状態——指紋型——は一生涯不變である。事實である。有名な印度の文官であり、登記所に提出された證書の署名者と提出者の同一性を確定する爲に、指紋を利用すべく凡ゆる努力を拂つたサー、ウイリアム、ハーシェル (Sir W. Herschel) は五十年の期間を置いて前後二回に彼自身の十指の指紋を取り、それを後世に傳へて居るが、其の指紋を複寫擴大せるものは現在指紋課の置かれて居る倫敦警視廳の指紋室に懸げられて居る。此の前後二回に取られた指紋は全然同一であり、サー、フランシス、ガルトン (Sir Francis Galton) 其の他の者の研究に依り疑なき事實なることの證明された指紋は生來且不變のものであると云ふことを興味深く實證して居る。其の二は、隆線及溝の型は各人に依り異り、同一の型を有する者はないと云ふ事實である。指紋には皺と呼ばれて居る一定の特徴があるが、之は指紋の同一性を決定するに當つては第二次的の役割をする——多くは何等の役割もしない——に過ぎない。従つて、之に付ては多く言及す

る必要はない。指の傷は指に其の跡を残し、隆線を切斷することもあるが、隆線の排列状態を變ずることはない。

指紋の一般の外観をサー、エドワード、ヘンリーの教本に示されて居る百六十種以上の指紋中より三箇の指紋の實例を取つて示せば次の通りである。



C.E.



99



100

O

千八百九十一年の懲役法第八條 (The Penal Servitude Act, 1891, s. 8) に依れば、一定の重大犯罪に依り告發された者に付ては形務所に於て、内務大臣の命令を以て其の者の指紋を取り且指紋を取るに必要ある場合に於ては強制力を行使する権限が賦與されて居る。従つて、一定の犯罪に依り逮捕されたる者のある場合には、刑務官は其の者の指紋を取るものであるが、其の方法は先づ、各指を順次インキを塗布した板面の上で回轉し、指にインキをつけ之を白紙の指紋用紙の上に一本毎に回轉して押捺するのである (釋者註)。此の指紋押捺法を回轉押捺と稱し、實際は、最初硝子板面に下敷の新聞紙が読み得られざる程度にローラーで斑なく塗布したインクの上に左手示指の指頭より第一關節迄の内面を斜にして、小指側の爪が硝子板面に直角を爲すところ迄内方へ徐々に回轉しインキをつけ、これを



指紋用紙の上に前と同様にして押捺し、次に中指、環指、小指、拇指の順序で全部押捺すると云ふことである。此の回轉の目的は指紋を大きくして觀察、比較に便ならしめる爲である。次に、拇指を除く四本の指を同時に押捺したる平面指紋（即ち、指を回轉せずして押捺せる指紋）を両手に付て取り、其の指紋の何人の指紋なりやを確定する爲に、指紋押捺者の右手の示指を指紋用紙の裏に押捺せしめ且其の傍に其の者の氏名又は其の者の告げたる名前を署名せしめるのである。両手の指に付て取つた平面指紋を示せば次の通りである。



右 手（同時に取つた拇指を除く四指の平面指紋）

左 手（同時に取つた拇指を除く四指の平面指紋）

指紋を取つた指紋用紙は之を倫敦警視廳に郵送し、其の鑑定を求めるのであるが、鑑別事務は其所の相當廣い部屋に於て行はれる。倫敦警視廳に於て指紋を鑑別する數は毎日百八十件位であるが二百件を越へたこともあつた。指紋には總て容易に認識され得る種々の特徴あり此の特徴に對しては一定の數値と名稱が與へられて居り、指紋を鑑別する係官は指紋用紙に押捺されて居る各指紋の下に其の數値と名稱を附するのである。然し、此處に指紋の分類法を説明することは不可能である。本書に於ては、只、指紋を鑑別する部屋の周圍及其の附近には多數の正方形の枠があり、其の中には約十二吋平方に擴大された指紋が藏せられ約五十二萬五千人の犯罪人の指紋——それは整然と分類され、新なる指紋を受取つて之を鑑別する係官が一瞬間に正しく鑑別することの出来るやうになつて居る——が擧げられて居ると云ふことを附言するに止める。指紋の異同を決定する重要事項の一指紋圖解圖中の一定の特徴のある箇所と箇所との間に存する隆線の數である。此の隆線の數は尖端の鋭つた器具を以て且必要なる場合に於ては、小さな擴大鏡を使用して特に慎重に調査することを要し、其の調査には往々にして數分を要することがあるが、一度其の數を調査し、指紋用紙に必要事項を記入して了へば、之が分類は完璧であり、従つて、被告人が既に指紋を取られて居る前科者なりや否やを確定するのは、多くは五分を要しない仕事である。

被告人の指紋の記録が存在しない場合に於ては、郵送された指紋用紙は被告事件の裁判が終了する



迄保存され、被告人に對し無罪の判決のあつたときは破棄され、有罪判決のあつたときは指紋原紙として指紋集中に編入される。

指紋鑑定の結果、被告人に前科のあることが判明したる場合に於ては、警察は公判の判事に對し被告人の前科に關する完全正確なる情報を供することが出来る。指紋制度が我が英國に輸入されて以來の三十年間に於て、指紋に依り犯人の同一性の確定された数は三十六萬件を越えるが、一件と雖も間違を起したことはなかつた。

指紋制度の利用される部門は之のみに止まらない。殺人犯人、強盜盜犯人は、往々にして、其の手に觸れた物件の上に彼等の指紋を残すものである。之等の犯人は醫者が手術するとき使用する印度護謨の手袋を嵌めて罪犯を實行すれば指紋を残す虞のないことを固り知つては居るが、往々にして、不注意若くは酒酔の爲に斯る用心を爲すべきことを忘却することがある。而して、指紋の残されて居る物件は總て倫敦警視廳に送られ、同所に於て検査され、寫眞に寫され且心要ある場合に於ては擴大される。此の手續に依り犯人の發見された事件は甚だ多く、犯人に對する他の何等の手懸をも發見することを得ざりし警察が指紋に依り手懸を得て犯人を發見し、其の犯人が有罪となり處罰された例がある。或る數箇の事件に於ては、被告人は之を有罪とするに足る決定的證據なきに拘らず見込に依り逮捕されたのであつたが、被告人の指紋を取り、之を犯人の残した指紋と比較することが出來て、それに依り被告人の眞犯人なることが確定されたことであつた。

次に掲げる數箇の事件は犯人の残した指紋に依り犯人が發見された且其の同一性が確定された著名なる事件である。入口の門が、其の上の横木に一系列に大釘を打込んだ九呎乃至十呎の高さの一組の兩開戸で閉められて居た倉庫に、或る朝早く一人の男が門を乗り越へて侵入せんとして滑り落ち、其の時、指が一本釘に突刺つたが、それに急に全體重が懸つて指は付根より千切れ、指丈けが釘に刺つた儘残されたのであつた。竊盜犯人は其の儘逃走したので、被害は勿論なかつたが、犯人の残したのも件の指のみであつた。此の指は巡回中の巡查に依り發見され、巡查は直に之を倫敦警視廳に持參し、其所で其の指紋が取られたが、倫敦警視廳では、鑑別の結果既に蒐集されて居る前科者の指紋と同一なることが判明したので、其の旨を所轄警察署に通知した。次で、其の前科者は逮捕されたが、件の指は果して右前科者の指であつた。彼は不正手段に依り生活して居たと云ふ罪に依り告發され、治安判事は彼を有罪とした (*Re v. Mitchell, Lambeth Police Court, October, 1909*)。即ち、彼は倫敦警視廳に登録されて居る前科者だつたのである。

サー、エドワード・ヘンリー (六四頁) が舉げて居る數箇の事件の中に、犯人が窓硝子を外して侵入した事件があるが、其の事件に於ては、犯人は硝子の上に五箇の指紋を残して居た。倫敦警視廳では其の指紋はローズと稱する者の指紋なることを確定し、之に基きローズは逮捕されたが、ローズの住居に於て盜品の一部が發見された。ローズは強盜後僅か二、三時間後に逮捕され、罪を自白したのであつた (千九百四年十二月)



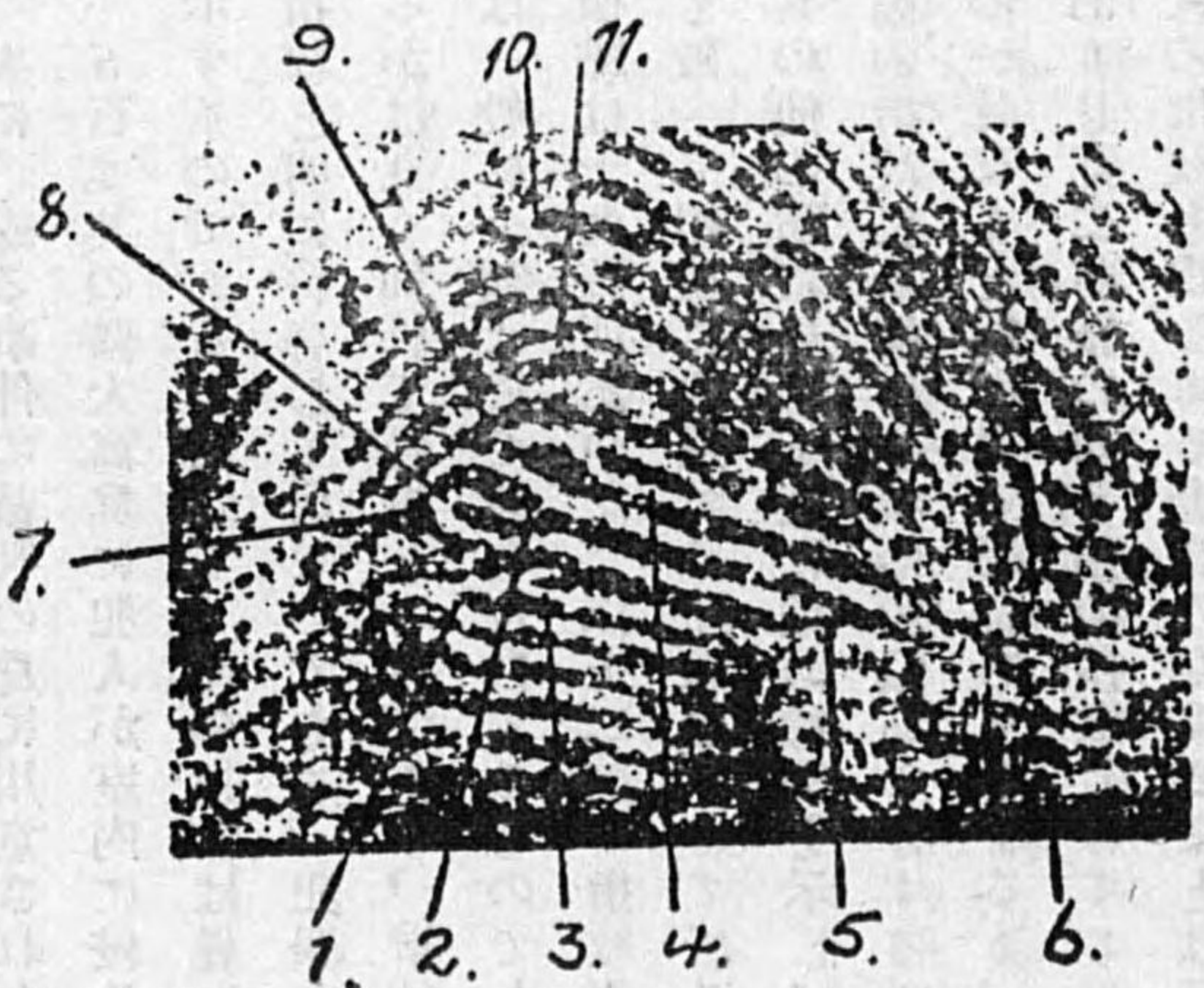
指紋の利用に依り警察の捜査が特定人の動靜、行動の探知のみに限定され、斯くて、捜査上の努力が大いに輕減された事例は枚擧に遑のない程であるが、指紋に依り犯人が罪を自白した二、三の事件を事實に付て見るのは無益のことではない。

ストラットンと云ふ二人の兄弟がデプトフォードに居住して居た老夫婦——數磅を所持して居た——を殺害したと云ふ嫌疑に依り逮捕された。二人の兄弟は、情況上——犯人と確定するには足りないが、嫌疑を懸けるには充分であつた——被害者の老夫婦が殺害されたと推定される時間後間もなく、老夫婦の住宅の附近に一緒に居て、其の兄弟を見た者があつた。

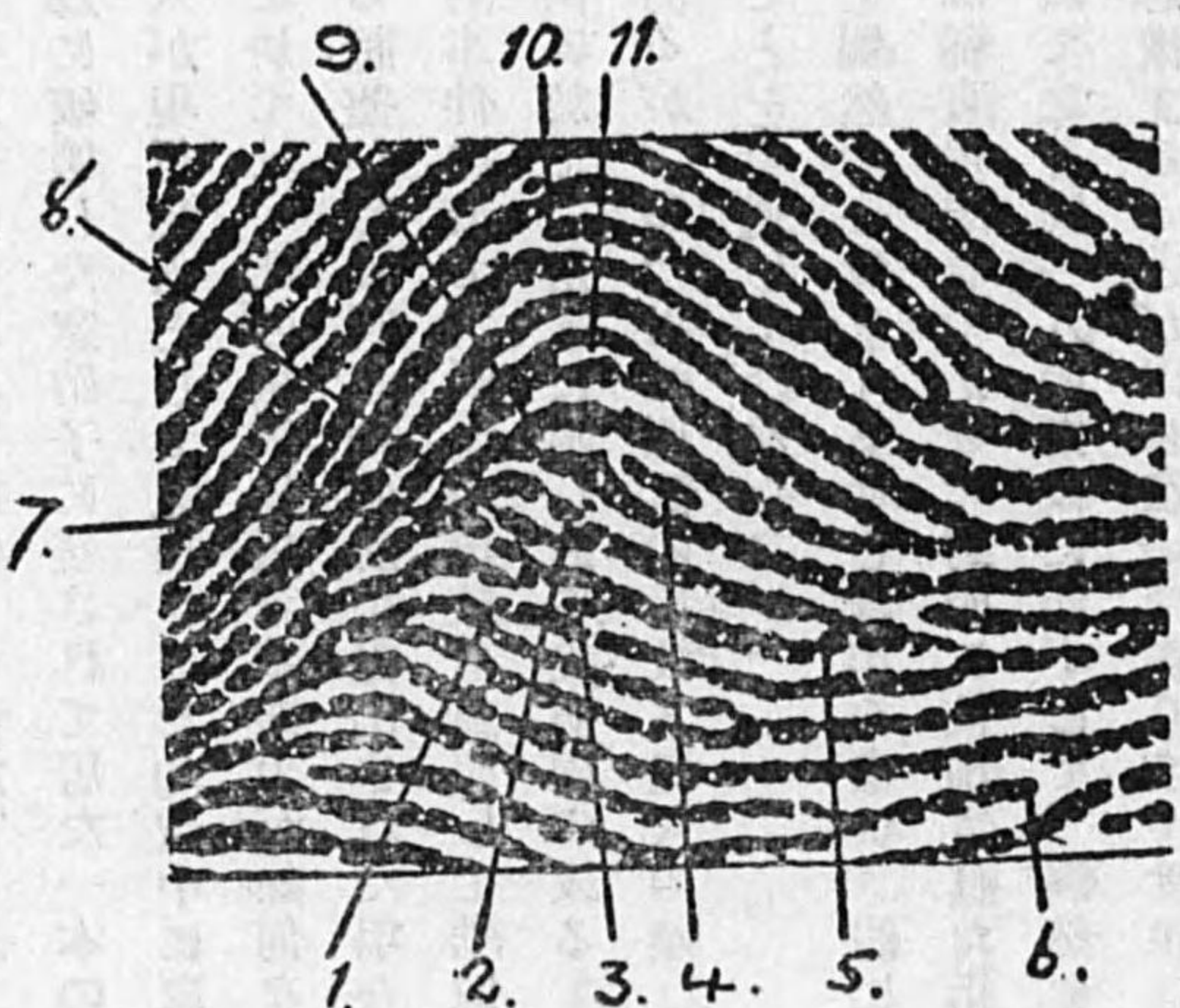
老夫婦は現金を金箱に保管して居たが、其の金箱の側面に一つの拇指の跡が残つて居た。其の金箱は倫敦警視廳に持込まれ、金箱に残る指紋と刑務所に於て取つた件の兄弟二人の指紋とが對照せられ、其の結果、金箱に残る指紋はアルフレッド・ストラットンの右拇指の指紋と完全に符合することが發見された。次に掲げる二つの指紋（二一二頁及二一三頁）は右ストラットン事件の裁判に於て利用された金箱に残されて居た指紋とアルフレッド・ストラットンの右拇指の指紋を擴大したるものであり、前に指紋課の事務を擔當して居たことのあるチャールズ・コーリンズ (Example Charles Collin) が特に著書の爲に提供されたものである。此の兩指紋に於ける説明線は、彼が、親切にも之に依り指紋の重要な特徴を指示して、其の鑑別法を教ふる爲に加へたものである。指紋に依る證據は決定的のものである。而して、右事件に於てはストラットン兄弟の中一人が有罪とすれば他の一人の有

罪なることを證明する證據は山程あり、兄弟は孰れも有罪と決定され、死刑を執行された〔チャンネル判事の係で裁判された Rex v. Stratton and Anoshier (1905), 142C.C.C. Sess. Pap. p. 978〕

金箱の側面に残されて居た指紋を寫眞に依り擴大したるもの



アルフレッド・ストラットンの右拇指の指紋を寫眞に依り擴大したるもの





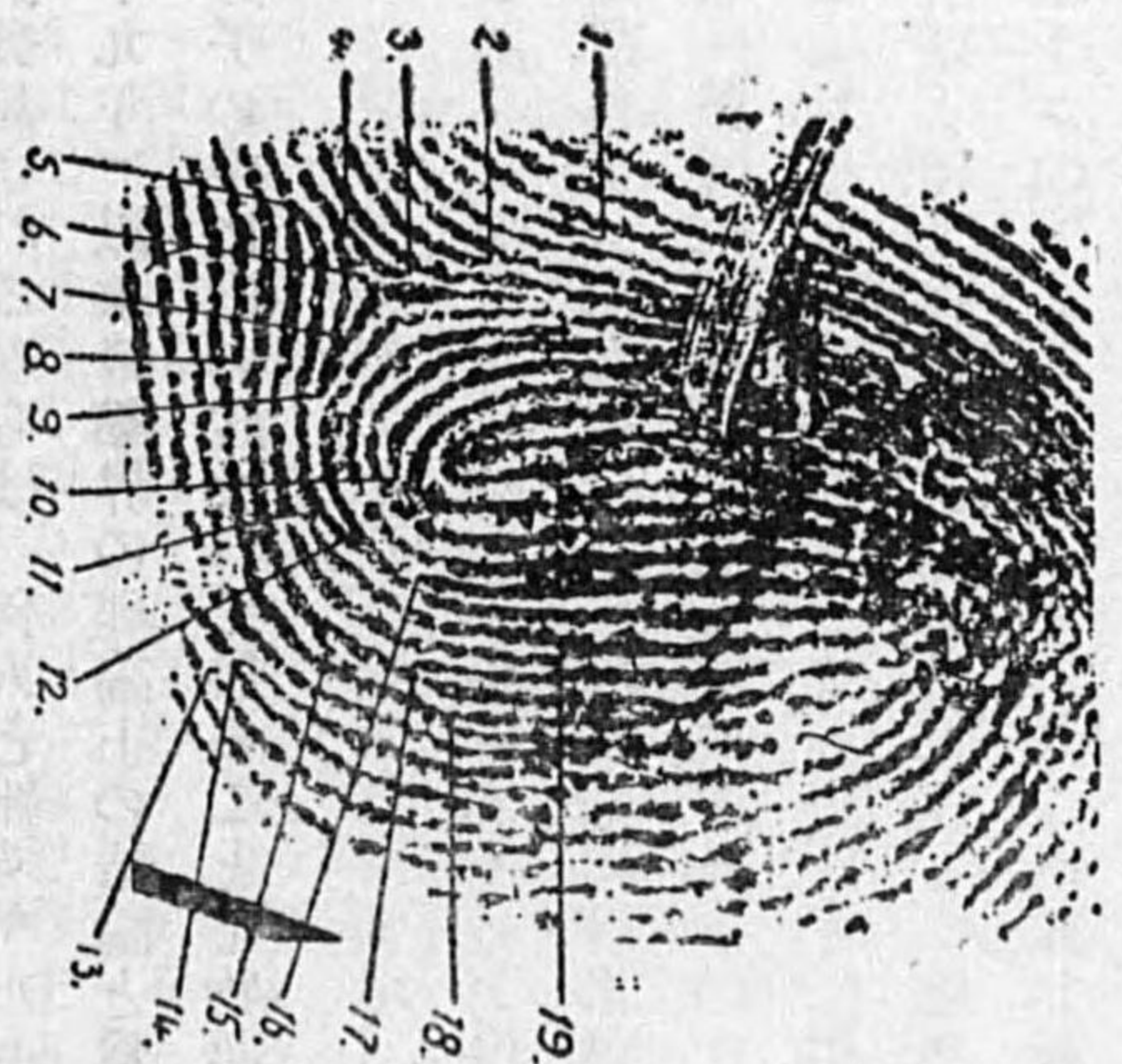
尙、次に、或る事件の裁判の爲に用意された指紋の一對の擴大寫眞を載録して置かう。(二一四頁及二一五頁)。其の擴大寫眞に犯人が室内に侵入する爲に破壊した窓硝子に残されて居た一本の指の指紋を示すものである。而して、此の指紋は曩に被告人が現行犯人として逮捕された勾留中に取られて居た指紋と明に符合して居たのである。犯罪人社會に於ては、此の指紋に依る證據力が如何なるものであるかは良く知れて居るところであり、指紋に依る證據か治安判事の面前に提出された場合には、犯人は一般に公判に於て罪を自白するものである。右事件に於て、兩箇の指紋を對照して酷似して居る特徴點は十九箇所あつた。以上二箇の指紋對照の例に於て、指紋に附しある説明線の或るものは隆線數を數へて相互に對應する隆線を示して居るのであるが、尙、指紋原紙の指紋と犯人の残した指紋とが其の他の點に於ても互に類似特徴を示して居ることを看過してはならない。

二箇の指紋に斯様に多數の類似點の存するのは之を偶然の一致とすることは出来ない。假に、之を偶然の一致なりと爲し得る場合ありとするも、それは稀有の場合であり、對照に使用された指紋が明瞭であり且互に前敍の如き類似特徴を有する場合に於て之を同一人の指紋に非ずして、偶然に一致する別人の指紋と爲し得る場合の存することは殆んど想像することが出来ないであらう。サー・エドワード・ヘンリーは、百數十年間神祕なるものとされて居たフラウンホーフェル線 (Fraunhofer's lines) の類似の場合に、いち早く其の注意を向けたことであつた。此處に——例へば鐵の例に付て觀れば——鐵に高熱を加へて氣化せしめたる灼熱體のスペクトラムが相互に距離及巾を異にする凡そ七十本の輝

線より成ると共に、太陽光線の連續輝線スペクトラムが、鐵のスペクトラムの輝線と距離及巾に於て完全に一致する回數の黒線を横に交へて居ることが發見されるならば、此の鐵の輝線と太陽の黒線が何等かの方法に於て關聯して居ると云ふ結論に到達すべきは必定であり、更に、氣化點迄熱せられたる時初めて一群の輝線を放出する物質即ち鐵が一層高熱を加へれば、輝線を吸収し之を黒線に變ずることが發見されるならば、何人と雖もキルヒホッフ (Kirchhoff) 及ロスコー (Roscoe) の研究 (千八百五十九年) 以來科學界の理論上の結論と爲つて居る命題即ちフラウンホーフェルの黒線は太陽の合成分子の中に鐵の含まれて居ることを物語るものであると云ふことを承認せざるを得ないであらう。(註)



硝子の上に殘されて居た指紋の擴大寫眞



被告人の示指の指紋の擴大寫眞



註 印度の法制——拇指の印象を對象とするは、其の印象の符合することに依り、文書の趣旨に従ひ他人の拇印と思はれる拇印の存する文書を偽造したるものとして告發された者が眞の偽造犯人なることを確定したる場合には、印度證據法第四十五條に依り又其の不一致に依り斯る確定の不可能なる場合には、同法第十一條第二項に依り許されて居る [Legal Remembrancer v. Kiran (1925) Cal. 576; 84 I. C. 449; Public Prosecutor v. Kandasami, 50 Mad. 462; Emp. v. Sahdes, 3 N. L. R. I. R. 1. 右法條が指紋を包含するやうに改正される以前の Emp. v. Fakir Mahomed Sheik, I C. W. N. 33 參照]

手掌の印象は指の印象に類似するものであり、之に關する鑑定は一般に許さるべきである (Emp. v. Babulal Behari, 52 Bom. 233)。裁判所は、裁判所に出頭せる者に對しては、其の何人たるを問はず對照の爲に其の指紋を取りしむべきことを命じ得べく、其の命がられたる者が指紋の押捺を拒否せる場合には、裁判所は其の者に不利益なる推定を爲し得る (R. v. Tun, Rang, 759 F. B; Zahuri V. R, 6 Pat 625; Banvari v. R. I pat. 242 參照) 指紋の寫眞及指紋の線に關する鑑定人の意見は證據として提出すべしと許される [Remembrancer of Legal affairs v. Kira Bala, (1926) Cal. 531; 27 Cr. L. J. 409; 931. C. 73; R. v. Babulal, 52 Bom. 233] 指紋に關する鑑定人の意見の證據價値は、他の種類の鑑定人例へば官吏たる醫者其の他の者の意見のそれと同様なるべきである。孰れの場合に於ても、鑑定人の意見は裁判所の注意を其の價値判斷に向ける手引となるものに過ぎない。裁判所は其の自由裁量に依り、鑑定人の意見と合致し若くは合致せざる結論を下すを妨げない。 (Basjit Singh v. Emp., 6 Pat. 305) 文書に押捺されて居る拇指の指紋が汚れ、其の指紋の特徴の多くが不明瞭となり、鑑定證人が其の文書に於ける拇指の指紋と被告人が法廷に於て押捺した其の拇指の指紋との同一なることを證明するものとして列擧せる指紋の特徴を認めることの困難であつた事件に於ては斯る情況に在つては、鑑定證人の證言は信用し難きものであり、陪審が該鑑定人の意見を決定的の證據として採容せざりしは正當にして毫も違法に非ずと裁判された (Emp. v. Abdul Hamid, 32 Cal. 759; 尙 Baidyanath V. Alif Jan Bibi, 36 C. L. J. 9; 70 I. C. 194; Bazzari v. Emp. 68 I. C. 958; Public Prosecutor v. Veeramal, 46 Mad. 765; Jassu Ram v. Emp., 4 Lah. 246) 拇指の存する文書の作成時期を、其の指紋の紋路 (the age of thumb marks) に依り、決せんとする場合に於て、紋路に關する鑑定人の意見か、文書自體に記載され居る作成日附と著く異なるときは、裁判所は極めて慎重なることを要し、文書に記載されたる日附の眞實ならざることを、指紋以前の事實に依り、證言せる重要な證言の存せざる限り、斯る鑑定人の意見は之を採容すべきでない [Kamalakhan Pande v. Dharmdeo Misir, (1926), Pat. 575; 97 I. C. 335] In re Singri Bhima 事件 (27 I. C. 900) に於て、博學なる判事は「余は Emp. v. Hamid (32 Cal. 759) 及 Panchu Mondal v. Emp. (L. C. L. J. 385) 事件を裁判した博識の判事等と同感であり、被告人を、拇指の指紋の同一なることが證明されたと云ふ一事に依り、有罪とすることは安全ではないと思ふ。サン・エドワード・ヘンリーは四人の人があれば、其の中の二人は拇指の指紋中に共通する一箇の顯著な特徴を有するであらうと云ふことを指摘して居る。本件に於ては、指紋の問題に關し權威ある鑑定を爲し得るものと信せられる鑑定人が、二箇の指紋には六箇の顯著なる共



通特徴があると陳述して居る。茲にサー・エドワード・ヘンリーの鑑定法を適用すれば、六箇の共通特徴を兼有する人は四十六人の中に二人、換言すれば鑑定人の陳述するやうな特徴を有する者は四千九十六人中に二人あることとなるであらう。第一の被告人に對し嫌疑が懸けられ、彼が告訴された事實に鑑み、余は本件の指紋に依る證據が被告人を有罪とするに充分ならずと云はうと思はない。被告人が告訴人より不正に告訴されるやうな事由の存することは主張されて居ない。余は博學の同僚の判事と共に第二及第三の被告人に對する事件は充分に證明されたと云ふことに賛成する」と云つて居る。

Sarwat Khan v. Emperor (55 I. C. 373) 事件に於ては、指の印象の同一性が問題であつた。ワン・アーメッド氏は、氏の證人は指印の眞正なりや否やを検する爲に、指印の正確性を檢定すべく一般に用ひられて居る法則を適用せざりしものなりと抗爭し且彼は自説を支持する爲に、サー・エドワード・ヘンリーが其の著書に於て、指印に關し論述して居ることを引用した。彼の所論は證人の爲せる問題の被告人の指印の檢査が、不完全且不適當なることを立證する目的を以て、證人に對し反抗訊問が行はれて居た場合なるに於ては、洵に尤もであり、有力なるものであつたであらう。然し、證人殊に鑑定證人が訊問されて、證言を爲したる場合に於て、其の證言及證人が鑑定を求められた指の印象の鑑別に使用したる檢査方法を反駁する目的を以てする反對訊問が全然爲されなかつたときは、證人の證言中に看過され居る點を問題として證言の證據價値を左右せんとするのは公平、妥當な方法ではないと思ふ。氏の證人 (P. 5, 6) は其の證言中に於て、裁判所で取られたサルワール・カーンの指印の印象と同人が千九百十八年二月六日其の指印を押捺したことのある鐵道の受取帳 (Railway Receipt Register) に存する指印と完全に符合すると云ふ鑑定意見を生ずる極めて有力なる理由を開始して居る。指紋の専門家たる氏の證人は二箇の指印の印象が符合し、其の印象は同一人の指印の印象なることを證明する數箇の理由を範疇的に分類詳説し且、之等の特徴の結合が別人の場合に於て發生することは有り得べからざることである。従つて、余は之等の特徴は證第三十五號(證第三十五號とは鐵道受取帳にある指印の印象である)に於けるものと同一なることを確信する」と附言して居る。右證人が本件指印の印象に於ける隆線の或るもの、外方及内方の終點は判別し難いと云つて居ることは疑ない、が然し、それは、證人が、十一箇の隆線に付て云はれ得るが如き意味に於て、判別し得ない」と云ふ語を使用し若くは使用せんとせるものとは思はれない。蓋し、假に然らずとすれば、其の證言は證人が第四乃至第七及第九の隆線に付て證明せるところが無意味となるからである。假に、總ての隆線が判別しないとすれば、證人は右第四乃至第七及第九の隆線に存する特徴を説明し得ざるべき筈である。

が、それにも拘らず、證人は右各隆線の説明をして居るではないか。氏の證人に對しては、證人の用ひたる指紋鑑定法は指の印象の正確性を檢定する最善の方法なりしや否やを質問すべきであつた。此の質問を發したる場合に於て、證人が之に答へ得るや否や及其の答が首肯され得るものなりや否やは疑もなく一個の問題である。され、吾人は、今茲に、反對訊問を以て證人に對し提供されざりし諸種の事實及情況——眞に必要なりとすれば之は、證人に提供さるべきであつた——に依り、證人の證言の價値を否定すべきではあるまい。

尙 Pithin V. Baboo Singh, (1924) Nag. 183: 79 I. C. 641 參照

指紋に依り人の同一性を確定する制度が裁判所の承認を得る迄には、自然の勢ではあるが、多くの反對に遭遇したことであつた。曾て、或る事件に於て、裁判長コックバーン卿が陪審に對し、顯微鏡檢査に依り人血を他の哺乳動物の血液と區別したる鑑定に基き事實を認定することを避くるやうに勸告したことは既に述べたところである (Posp. v. Nation, 本書一七九頁參照)。生物學的檢査に依り鑑別する近代的血液鑑別法も、之が確定の方法として採用される過程に於ては、徐々に其の承認を得て今日一般に承認されるに至つたのである。指紋に依り人の同一性を確定する制度は疑もなく犯人及犯罪を追及するに當り多大の貢獻を爲すものである。従つて、之が社會一般の承認を得られないならば、警察の適正なる捜査の遂行は阻害されるであらう。裁判所に於ては、一枚の指紋用紙が恐るべき害毒を流すもの、やうに考へられ、之が爲に指紋に關する極めて嚴重なる制度が確立せられ、指紋に依る同一性を確定する方法は總て之に依るべきものとされて居る。千九百八年バリーミンガムに於て裁判された有名な事件は科學的性質を有する證據方法はそれが完全に一般の承認を得る迄は、常に、判事若



くは陪審又は其の双方の大なる反感——此の反感を生ずるのは自然の勢であり、往々にして、正しいことがある——に遭遇するものであると云ふことを心得置く要あることを示すものである。夜盗事件が発生したが、犯人はシャンペンの壇に數箇の指紋を残して居た。而して、其の指紋と被告人の指紋には十二箇の同一の隆線特徴の存することが指摘されたが、判事は之のみに依りては兩者の指紋を同一なりとするに足らずと爲し、陪審に對し二度も證據不充分的評決を爲すことを勧めるやうな説示をした。然し、陪審は其の説示を採容せず被告人を有罪とした。假に、此の事件が千九百八年でなく、千九百三十六年に於て裁判さるべき事とすれば、件の判事と雖も其の後の經驗に依り、指紋に依る證據の如何に信賴すべきものなるかを知覺し、陪審の下した結論と同一の結論を得たであらう。「千九百八年十月十九日バーミンガム巡同裁判に於て、バイガム判事 (Biglum, J.) の係で裁判された Rex v. Chadwick 事件」

倫敦誓視廳に對して指紋を鑑定すべき官吏の派遣を求めれば、何時にても、經驗に富んだ指紋の専門家を選択して派遣すると云ふことを附言すべきである。而して、指紋制度を一貫して能率的に活用する爲に、斯る配慮が將來も引續き行はれる要あることは明瞭である。

指紋に依り人の同一性を確定する制度が偉大なる成果を收めたのは、専らサー・エドワード・ヘンリーの考案せる優秀なる分類法に負ふものと云ひ得るであらう。此の分類法がないならば、指紋記録が其の數を増大するに連れて、指紋制度は漸次其の有用性を喪失し、遂には滄海の一粟を探ぐるやう

な状態となり、無價値となつたであらう。素人が指紋圖を見るならば、其のやうな雜然たる多數の指紋圖解圖を系統的に分類することは不可能のやうに思はれるであらうし、又、素人に採つては、微妙なる分類を爲すに必要なる忍耐、努力、分類の効果即ち精巧なる分類法を利用して指紋の異同を確定する基本要件を理解する機能を正當に評價することは困難である。指紋分類法は一見して判るやうに、複雑なものであるが、過去の經驗に依れば、信賴すべきものであると同時に分類事務に必要な忍耐と慎重性を有する者に採つては容易に理解され、其の間疑義を生ずることはないのである。

二一二頁——二一三頁及二一四頁——二一五頁に掲載した各二箇の指紋圖解圖に相違のあることは既に讀者の氣付かれて居ることであらう。即ち、下方に掲載され居る各圖解圖にあつては、隆線を示す黒い線には白點が散在して居るが上方に掲載され居る圖解圖にあつては白點は幽かに認め得るに過ぎない。此の白點は汗腺の氣孔である。此の白點は、指の押方が慎重に爲され、適度の強さを以て押された場合には、極めて顯著であるが、指頭に發汗のある場合及殊に押方の強過ぎる場合に於ては、氣孔が塞がり、白點は不明瞭となり勝である。殺人及夜盗は昂奮を伴ふ事件であり、白點を消滅せしめ易い條件を導くものである。前記各二箇宛の指紋圖解圖に於て、前に掲載せる指紋に於ける白點が後に掲載せる指紋に於ける白點よりも遙に少いのは、犯人が犯罪現場に残して居る指紋よりも犯人が刑務所に收容されて靜に取られた指紋の方に遙に多くの白點の現はれることを示して居るのである。此の事實は、大陸の専門家により研究された事實であり、ロカルド博士 (Mr. Locard) の著書「刑事捜



查「[J] Enquête Criminelle」中に「Poroscopy」と題して説明されて居るところは、右研究を發展せしめたものである。ロカルド博士の研究は専ら汗腺の氣孔に依り生ずる特徴を研究せるものであり、博士の見解に依れば、此の特徴の調査が最も興味あると共に最も實益あるものである。博士の右研究に依り汗腺の氣孔の形狀及位置は隆線と同様に永久不變であるが、其の形狀、太さ、間隔、位置及數は各個人に依り著しく相異することが證明されて居る。

以上に述べた指紋制度は、統一的一體として十指に表はれて居る指紋の型及特徴を公式的に象徴せる公式に、其の基礎を置いて居ることが判るであらう。此の制度は現在倫敦警視廳の指紋課の事務を總轄する官吏であるバットレー (Superintendent Batley) が巧妙なる方法に依り發達せしめたものである。次に掲載せる十指全部の指紋の存せざる一部指紋 (single finger-prints) の分類及異同確定法はバットレー氏の許諾を得て、氏の「一部指紋」と題する著書より轉載せるものである。一部指紋を分類整理する完全なる方法を考案することは過去二十年間に亘り、倫敦警視廳其他に於て多くの研究及實驗の課題であり、其の目的とするところは犯罪現場若くは犯罪と關係ありと信ぜられる器物の上に發見された一本の指跡でも容易且迅速に登録指紋と當該指跡との異同を確定することを得しめんとするにあつたのである。一部指紋を分類、整理する有效なる方法は、第二次的の効果ではあるが、十指の完全なる指紋蒐集の圖を提供する重要な新な指紋の素材を得しめる効果を有するものである。完全なる指紋を分類する方法は、總て、統一的一體としての十指に依り表はされたる型及特徴を公式

的に象徴する公式に基礎を置くものであり、従つて、唯一本の指の指紋に依り人の同一性を確定しやうとする場合には、殆んど役に立たないのである。一部指紋に依り人の同一性を確定する方法に於て必須の要件と云はれ得るものは次の三點である。即ち

1. 検査の爲に、指紋の適當なる範圍を限定することを要する。
2. 指紋分類の基礎として、指の印象が歪み居ると否と又不完全なると否とに拘らず總ての判明する限りの印象中に發見される一定の詣點を選択することを要する。
3. 同一類型に屬する他の指紋と獨立して、各箇の指紋が分類、整理され得る獨立の一部指紋を蒐録せるものゝ存することを要する。

指紋の異同を確定する從來の方法は、杵に直角に交はる二箇の平行線を引いた硝子窓を其の底部に取付けた一定の焦點距離を有する擴大鏡を以て、指紋の検査範圍を限定する方法であつた。従つて、指紋の検査範圍は其の平行線の中間と隆線の方向に垂直の線の右側又は左側に限られて居た。然し、此の方法は、同一の指の二箇の指紋の場合に於ても、其の押捺の強弱に依り其の特徴が検査範圍に入る場合と入らざる場合を生ずるので、完全なものではない。新なる指紋異同の確定方法の主要なる特徴は、從來の平行線に依り検査範圍を限定する方法を採用せず、圓形を以て其の範圍を限定する方法を採用せることであり、検査に使用される擴大鏡は圓形で、七箇の同心圓を描く中心點を有して居る。



新方法の第二の重要な特徴は、指紋の中心部分が分類せられ、之が更に詳細なる分類を爲さんとする場合に基本とされることであり、隆線の特徴に如何なる外観上の差違又は歪曲の存する場合に於ても、其の細分類の爲され得ることである。

新方法の第三の重要な特徴は、指紋の多數の隆線の交叉點に依り形成されて居るデルタと稱するものと鑑別の資料として採用せることである。従來は、犯人は一般に其の手を觸れる器物の上で指を回轉するものではなく、従つて、デルタは發見されないと考へられて居たが、實際の經驗に依り、此の考は間違であると云ふことが證明され、新方法は却てデルタの不存在を指紋鑑別上の有益なる事項として重視するのである。

相似形の一部指紋の鑑別は、屢々、非常に多數の印象を檢查することを要し、長時間を要する困難な仕事と爲つて居たが、バットレーの研究の結果、其の困難は解消され、現在は一つ一つの印象が其の一般の型(弓状紋 "Arch" 傾斜弓状紋 "Tented Arch" 渦状紋 "Whorl" 放射蹄状紋 "Loops of radial, ulnar twin type" 横ポケット形蹄状紋 "Lateral Pocket Loop" 腹合紋 "Composite Prints" 損傷紋 "Accidental Scars" に従ひ、指の順序に各別に分類されて居り、更に之等のものが第二、第三等の小分類に細分類されて居る。

數箇の事件に於ては、鑑別の爲に指紋課に提出された器物に存する指の印象の鑑別が極めて迅速に行はれて、犯人の氏名及其の前科記録が五分足らずの間に捜査官に知らされたことがあつた。

指紋に依る人の同一性確定に類するものとしては、尙、手掌のみに依り犯人を確定することも可能なることが發見されて居る。器物の上に残された手掌に存する隆線及型は指紋のそれと間違へられることが極めて多い。手掌の印象の一部分は、一見したところでは、指紋に酷似して居る。従つて、指跡と思はれる印象が前述した孰れの種類の指紋にも屬せざることが判明したる場合に於ては、手掌集を調査し之と對照して見る特別の用意を要する。多くの人の手を觸れた器物は之を檢查する價值なしと連断してはならない。店舗破壊侵入の行はれた現場に多數の指紋の存する鹽水壘が發見され、其の指紋を全部詳細に検査したところ、他の指紋は全部其の店舗の使用人の指紋であつたが、唯一つそうでないものが發見され、其の唯一つの指紋が被告人に不利なる證據となり、被告人が有罪とされたことがあつた。

要するに、一部指紋集 (the single Finger-Print Collection) の取扱ふ種類の犯罪が前科を有しない者に依り行はれる場合に於ては、犯人が犯罪現場に残した指紋が提出されても、其の對照の用に供する指紋は存在しないのであるが、此の場合には、指紋は直に「犯罪現場に於ける指紋集 Series of Crime Sub-Collection」に編綴される。バットレー氏の著書に掲載されて居る實例を提供した犯人は、其の指紋を取られる際、指紋を取られの之が最初であると云つた。其の言は當に其の通りであつたが然し、彼は是より先に犯したる九箇の夜盜事件の現場に其の指紋を残して居り、無意識の中に指紋課に彼の犯せる掠奪事件の完全なる記録を提供したのであつた。彼の掠奪道中はハートフォードシャイ



ヤールのワットフォード所在の離れ屋破りに始まり、其所で酒の硝子壺に一箇の指紋を残し、次で、順次グロースターシャイヤー。ウウアーイックシャイヤー。ライセスターシャイヤーに於ける他人の所有物に一箇若くは數箇の指紋を残し、一年後にハードフォードシャイヤーに歸國の途次、ヒッチンに於て犯せる家屋破壊侵入事件に關する告發に基き逮捕されたが、彼は其の裁判に際し、前記の總ての犯罪事實を自白し、判決は之等の犯罪をも考慮して下された。

人の同一性の確定は、屢々、衣服の切端、手記せる紙片、印刷せる紙片其の他犯罪に依り告發される者の所有又は占有に屬する物件と犯罪の現場又は其の附近に於て發見されたる物件、其の他罪件 (Corpus delicti) に關係ある物件との符合する事實 (註) (2) *Masardus, De Probationibus Concl. Decem* (參照) 或は犯人の身體に加へられた傷害若くは目印等に依り間違なく結論されるものである。

註 印字の法制——*Mr. Issanan v. Emp.*, (1923) *Lah. 40 : 1 S. C. 271* (此の事件に於ては、死體は既に分解して居た) ; *Kashiram v. Emp.*, (1923) *Nag. 24873 I. C. 392.*

アレンと稱する異人がジョージ・ケントと云ふ者を殺害したる罪に依り千八百八十九年にカーチアの巡回裁判に附されたが、彼が犯人と確定され有罪とされた證據は次の事實であつた——被害者の妻は、加害者が黒人であることを認め加害者に對し連發拳銃を發射した。加害者は一度倒れたが間もなく起上つて逃走した。被告人は其の二、三時間後に逮捕されたが、其の上腿には一箇の彈丸が打込まれて居て、之を抜き取つて見たところ、其の彈丸は被害者の妻の發射した彈丸の空の藥莢にびつたり

合つて居たと云ふ事實であつた。 (*Reg. v. Allen*, 千八百八十九年三月十九日のタイムス參照)

一婦人が原告の穀物の積塚に放火したる罪に依り裁判された事件のことであるが、其の婦人は午前二時頃件の積塚の附近に於て人に出合つた。而して、其の附近には、少許の燃え残りの木綿襪を入れてある火打箱があり、尙、火事の消止められた積塚の中には、婦人用の頭巾の一箇の切端が落ちて居た。火打箱の中の木綿襪はレンズを以て検査され、其の検査をした證人は、件の襪の織地及模様は被告の住居にある被告人の用箱の中より取出された寢衣及更紗の切端のそれと同一である。又、被告人の住居に於て發見された被告人の包より出て來た頭巾の色、模様及織地は積塚の中で發見された頭巾の切端のそれと符合し、兩者は同一頭巾を引裂いた切端であり、そのことは縁の折返の廣さの同一なる事實、兩者の針の運が同一間隔を置いて居る事實及兩者の縁取が共に黒い絹絲を以て爲されて居る事實 (此の種の物は、一般には、木綿絲で縫はれるものであるに拘らず) より推論されたと證言した。被告人は死刑に當る罪を犯せるものと確定されたが、神心耗弱者と信すべき理由があり、減輕され死刑を免れた【ガロー判事 (*Garrow, B.*) の係で千八百十八年ウオアウィックの春季巡回裁判に於て裁判された *Rex v. Hodges* 事件】

金物商の證言に依り、其の金物商が、事件發生の少し前に、被告人に依頼されて製作した鍵の破片が銀行の金庫の鍵穴の中で發見されたことより、被告人が其の銀行の窃盜犯人なることが發覺したこともあれば【*Rex v. Heath*, (1831) 1 *Alison's Principles of the Criminal Law of Scotland*, p. 318】、又、破壊された單筒の鍵穴の中に、下男所有のナイフの刀身と爲つて居た鋼鐵の小な破片が發見さ



れ、之に依り下男が主人の多数の金貨を窃取せし事實の發覺したこともあつた（アール判事 (Earle) の係で千八百五十一年スタッフォード夏季巡回裁判に於て裁判された Rex v. Crump 事件）

若い一婦人が其の私生女子を殺害したる罪に依り千八百八十七年のウオアウィックの巡回裁判に附された。被告人はウオアウィックより二、三哩離れたウエルズボレーに居住する母のチャロット・ドッドの家に滞在して居り、生後約六週間の嬰兒を連れて居た。被告人は、四月二十六日嬰兒を連れ、母親と共にウオアウィックに歩いて行き、其所の宿屋で暫時休憩した。其の後間もなく、被告人がウオアウィックより二哩許り離れたケニルウォースに通ずる道路の小川に懸かつて居る橋の上に立つて居るのを見た者があつた。被告人は當日遅く再びウオアウィックに姿を見せたが、其の時は件の嬰兒は連れて居なかつた。而して、之に對する被告人の辯解は、被告人は嬰兒を其の父親である青年の住んで居るケニルウォースに連れて行つたが、すると、祖父母が嬰兒を取上げ、且祖父が被告人を騙して、被告人のみを追返へしたと云ふのであつた。其の辯解中、嬰兒の父親と云ふ青年がケニルウォースに住んで居ると云ふことは事實であつたが、其の他は全部虚偽であつた。四月二十八日件の橋の下の小川で一箇の女の嬰兒の死體が發見されたが、其の親は判明せず、検屍の結果も何等得るところなく、死體は埋葬された——而して、其の死體は其後五月十二日に至り掘出されたのであつたが、其の時は酷く分解して居た。嬰兒の頭蓋は粉碎されて居て、其の死因を過失に因るものとするには到底不可能であり、嬰兒が被告人の子とすれば、被告人が之を殺害したるものと認められる多くの情

況が存在して居た。而して、件の嬰兒が被告人の子なることを證明する證據としては次の事實があつた。即ち、嬰兒は茶褐色の紙片に包まれて居て、非常に綺麗な眞田紐でぐる／＼捲にしてあつたが、件の紙片と紙質及外觀の符合する一箇の茶褐色の紙片が被告人の母親の家で發見され、右二箇の紙片には孰れも黒絲の縫があり、それが切裂かれて居た事實、嬰兒を包んだ紙片には「ミルヴァートン行きの旅客ドッド」——其の文字は褪せては居たが、明瞭に續み得るものであつた——と書かれて居た事實、包は褪せては居たが、件の嬰兒の死體に捲付けてあつた眞田紐と全然同様の眞田紐が被告人の母親の家で發見された事實、嬰兒の死體に捲付けて居なかつた事實、虚言ではあつたが、被告人が嬰兒を其の父親の家に連れて行つた時祖父母は着物は澤山あるから欲しくないと云つたと陳述し、嬰兒の着物をウオアウィックに持歸つた事實及嬰兒の着物が被告人の母親の家で發見された事實であつた。以上の證據に依り被告人には有罪の裁判が下つたが、被告人と共犯なりとして起訴された被告人の母親に對しては無罪の判決があつた（ウィルズ判事の係で千八百八十七年八月二日裁判された Reg. v. Fanny (Tolsby and Charlotte Dodd) 事件)

數封度の火薬を詰めた鉛管を入れた小包の箱の蓋と底に二枚の紙を張合せ、其の中にマッチを封入したもの敷き付け爆薬が發火して小包が爆發するやうに仕掛けて置き、之を原告に送つて、原告を殺害せんとした殺人未遂事件に於ては、件の小包の茶褐色の外装紙の下に千八百三十二年五月五日附のリーズ・インテリゲンサーと云ふ新聞紙の一部が發見されると共に其の新聞紙の殘部が被告人の住



居に於て發見され、被告人が犯人とされた (Rex v. Mounford, (1835), reported on a point of law in 1 Moo. C. C. 411)。又、火器の填物が、被告人の占有せる新聞紙と一揃を爲す新聞紙であつたことより、犯人と確定されたこともあれば (Reg. v. Courtnage and Mossingham, 本書二八〇頁及二八一頁參照) 被害者に命中したピストルの填物が前同様の方法に於て符合し、其の填物に書かれて居る小唄が、被告人の占有する紙片に書かれて居る小唄の一部であつたことより、犯人と確定されたこともあつた (Ex relatione Lord Eldon, when Lord Chancellor, in the House of Lords, November 10 th, 1820 See Hansard Parliamentary Debates, New Series, vol. iii, at col. 1740. エルドン卿の指摘して居る事件は、恐らく、プレスコットに於て、エドワード・カルシヨオを殺害したる罪に依り、千七百八十四年三月二十三日ランセスター巡回裁判に於て裁判されたジョン・トムズ事件であらう。ランカスター・キャッスルの太守に依り保存され、現在は其所の刑務所の記録中に編入されて居る書物には次のやうな記事がある——「千七百八十四年三月二十三日の巡回裁判。ジョン・トムズ……年齢十八歳……有罪と確定し、千七百八十四年三月二十九日死刑を執行さる。ニュー・ブルンスウィック・レポーツ (N. B.) ——トムズが有罪と爲つた殺人事件に關して極めて珍らしい事實が発生した。即ち、彼は小唄本を買つて居たが、それを引裂いてピストルの填物とした。此の填物は被害者の頭部に命中して居り、後拔出されたが、トムズは其の小唄の續の書かれて居る殘の紙片をポケットに入れて居た」若し一婦人が生後六週間の自己の子を殺害したる罪に依り、中央刑事裁判所に於て裁判された事件

の梗概は次の通りである。被告人は千九百九年一月二十日午後八時頃嬰兒を連れてブロードストリート停車場に到着し、汽車の最初の停車場であるダールストン驛行き空の客車に乗つた。翌朝七時頃ダールストン驛より少し離れた倫敦の手前の鐵道線路のレール間に生後約六週間の嬰兒の死體のあつたことが發見された。其の嬰兒は約十時間前に死亡したものと推定され、頭蓋が粉碎されて居た。嬰兒はベチイコートを着て居たが、それは、曾て被告人を寄寓せしめ、被告人が二枚の布片——違ふフランネルの布片であつた——を縫合せて居るのを見たことのある一婦人の證言に依り、件の被告人の縫合せて拵へたものと同一であることが確定された。被告人は前夜其の子が着けて居た汚い白いショールを一月二十七日の日に着けて居た。被告人の子を生前に見たことのある證人は唯一人であり、而も其の證人の證言は死體となつて居る嬰兒を被告人の子であるとするには全然不完全であつた。被告人は、嬰兒はチャールディング・クロス停車場の前で一婦人——グレイ夫人——に會つた時其の婦人が自分はキルバーンでカトリック教會の家庭寮を經營して居り、嬰兒は一週五志で預ると云つたので五志と出生證明書を添へてグレイ夫人に渡したのであると辯解した。そこで、大々的にグレイ夫人と其の經營の家庭寮の所在捜査が行はれたが、其の捜査は無効に終つた。尤も、被告人が二十日の夜十一時に、曾て同宿して居たことのある婦人の家を訪問したことは事實であつたが、被告人の前記辯解はあり得べからざることであり又被告人の他の辯解と相異し、二つの辯解中には數箇の矛盾する點があつた。被告人は結局有罪判決を下された [Rex v. Cleaver (1909) 150 C. C. C. Cases, Pap. 794]



一婦人が千九百七年六月満六歳近くになる其の私生男子をマールボローより五哩許りの所にあるバーデージ村の井戸に投込んで殺害したる罪に依り、ウィルトの千九百十一年夏季巡回裁判に於て裁判された事件の梗概は次の通りである。件の男の子は、親族の者に引取られ養育されて居たが、親族等が總て之を扶養する資力がなくなり、被告人の許に返へされたものであつた。被告人はバーデージの隣村のオーグトンで叔母と一緒に暮して居たが、千九百七年六月二十七日の朝、息子はセーヴァーネーク所在のクラブトリイ・コテージの古い學校友達であるヒリヤー夫人に其の面倒を見て貰ふ話が極つて居ると云つて息子を連出した。其の朝、件の少年が一人の婦人と共にバーデージの方へ歩いて行くのを見た證人が一人あつたが、其の證人は少年の連の婦人には余り注意して居なかつたので、其の婦人の首實驗は出来なと思ふと證言した。少年は右證人が見掛けたのを最後に遂に其の姿が見えなくなつた。前記の井戸と云ふのは、マールボローに通ずる公道より離れた野原の中にあつて、容易に開閉の出来る蓋のしてある深い井戸であつた。被告人は其の晩遅く帰宅し、息子はヒリヤー夫人の所に残して來たと云つた。被告人は其の後更にヒリヤー夫人には裕福な妹が一人あるが、息子は其の妹に酷く氣に入られてヒリヤー夫人の一人の子と一緒に同人家に引取られたと云つた。千九百八年四月に前記の井戸の中で死體が発見され、其の検屍が行はれたが、検屍はほんの形許りのものであり、酷く腫脹して居た其の死體は少くとも十歳以上の少年の死體であるとされ、時々、自分の息子は引續いてヒリヤー夫人の妹の所に居て幸福に暮して居ると人に話して居た被告人には何等の嫌疑も懸けら

れなかつた。千九百十一年二月警察は、前記の死體は確實に六歳より八歳間の少年の死體であつて、それ以上の年長の少年の死體ではないと云ふ強い醫學的證據があつたと云ふ情報を得、其の死體を發掘した。勿論、死體は分解して容屍は全然判らなかつた。齒は死體が井戸より引上げられた際、抜落ちて居たが、着物の切端は當時當死體に附著して居て、其の切端の中に吹流リボンの付いて居る水兵帽の帯があり、其の上に「H. M. S. Swifsure」の文字が記してあつた。而して、證人等の中の一人は、被告人の息子が常に「H. M. S.」の記號——證人は「Swifsure」と云ふ船の名前は覚えて居なかつた——のある帯の付いて居る水兵帽を冠つて居たこと、少年の死體は其の發見當時膝の所で切れて居るニッカーボツカーの付いて居る薄黒い着物を着けて居たこと及其の他の余り重要性のない數箇の類似點を記憶して居た。ヒリヤー夫人及其の妹に關する被告人の活は悉く虚偽であることが判明した。ヒリヤー夫人は被告人とは十一年間會つて居なかつた。博學の判事は陪審に對し、陪審員等が第一に心證を得ることを要することは、發見された死體が被告人の息子の死體なりや否やを云ふことであると説示した。被告人には有罪判決が下された。此の事件に於ては、常に死體が何人の死體なりやを確定することが要點であつた。蓋し、其の點が確定された以上、其の死體と爲れる少年が殺害されたものであり、犯人が其の母即ち被告人なることは何人と雖も之を争ふ余地は存し得ないからである。「コリック判事 (Lord Coleridge, J.) の係で裁判された Rex v. Nash 事件。裁判所の速記録より抜萃」(註)



註 印度の法制——*Mr. Ihsanan v. Emp.*, (1923) *Rat.* 40; *SI I.C.* 571.

一人の西班牙人が爆薬を仕掛けた数箇の小包を郵便局に差出したが、其の小包の一箇がスタンプ押捺の際に爆発し、郵便局の官吏が重傷を負つたと云ふ事件で有罪判決を受けたことがある。右小包の中にはハツアナとマタンザスに居住して居る數人の者に宛てた、西班牙語で書かれた手紙——其の中通には被告人の氏名が記入されて居た——が入れてあり、手紙の趣旨に依れば、手紙差出人は其の名宛人等を殺害する目的を以て件の小包を郵送せんとしたもののやうであつた。件の手紙が被告人自身の書いたものであると云ふ證據はなかつたが、被告人は九月二十日リヴァプールに上陸し、二十三日の晩件の手紙を郵便局に差出したことが證明された。而して、前記の爆発は二十四日發生したものであつたが、被告人は逮捕された時、件の手紙に押してある封印を符合する一箇の印章を所持して居た。此の外にも尙、右犯行を被告人の所爲と認むべき諸種的情況が存在し、被告人は有罪とされ、禁錮二年の判決を宣告された (*Rex v. Palayo, Liverpool Midsummer Quarter Session, 1836*)。或る文書偽造事件の裁判に於ては、其の文書に押捺されて居る印影が、被告人が證據として提出した證書東に押捺されて居る印影と符合し且其の印影が孰れも被告人の家族の者の占有せる印章に依り顯出されたものであることが判明したこともある (*Rex v. Humphreys*, 本書二五九頁乃至二六二頁參照) 之と類似の事件は、千九百十年一月バウストリート警察裁判所に於て、本國送還處分に附せられたエーレンベルグと云ふ一瑞典人に係る事件である。彼は瑞典居住の人に對し、爆弾を仕掛けた數箇の

小包を送つたと云ふ罪に依り告發された件の小包中の一箇はストックホルムに於て郵便に附されたが、其の差出人に對する唯一の手懸は少し汚れた封蠟と肉筆の貼紙のみであつた。結局其の小包の差出人は或るホテルの旅客とされ、其の旅客の使用せる部屋のテーブル掛に染があつたが、化學的検査に依り、それは件の小包にある汚れた封蠟と同種の封蠟に依り生じるものであることが證明された。此の證據が擧つたので、右旅客は逮捕されることゝ爲つたのであるが、彼の住居の自宅捜査の結果は、件の小包の包装紙とする爲に一部分裂取られた新聞紙が発見されたのであつた (*Os. J.P. Newsp.* 167 參照)

犯罪發生直後犯罪現場又は其の附近の地上、雪上に残つて居る靴、靴の釘、其他裝身具若くは裝身具に存する接跡、裂目等の痕跡は、屢々、犯人發覺の端緒となり、犯人の罪を證明するものである (*Menochius, De Praesumptionibus, lib. v. praes. 312 Mascardus, De Probationibus Concl. DCCCX-NXI; Mitermaier, Traité de la Preuve, C. 57*) 之等の情況に基いて爲される推定は、如何なる時代に於ても亦如何なる種類の捜査に於ても、人類が之を利用したるものであるが、これは疑もなく理性の要請するところであるが故に、其の重要性乃至は人類が之を承認する理由を論ずることは無用のことであらう。(註) 次に掲げる數箇の著名なる事件は、斯る物的事實が、之に依り推定される結論と同一結論を生ずる他の情況事實と俱發せる場合に、如何に有力なる證據力を有するものなりやを實證するものである。



註 印度の法制——然し、斯る痕跡、足跡は、必ずや正確なることを要し、且之に依る推論を裏付けの他の獨立の證據なければ、之を以て有罪を確定することは出来なす。[Gardit Singh v. Emp., 4 I. C. 941; Jahana v. Emp., 8 I. C. 239; Shera v. Emp., 19 I. C. 196; Patana v. Emp., I. C. 587; Ronki v. Emp., 27 I. C. 846; Jawala Sahai v. Emp., 27 I. C. 664; Emp. v. Dingo, 29 I. C. 101; Kaimi v. Emp., 34 I. C. 987; Thakar Das v. Emp., 38 I. C. 759; Wewra Singh v. Emp., 40 I. C. 305; Emp. v. Bissessar De, 71 I. C. 497; Bakshan v. Emp., (1927) Sind 85; 27 Cr. L. J. 1265; 98 I. C. 113; Bulagi v. Emp., 9 Lah. 671; Chanan Singh v. Emp., (1933) Lah. 299. 長靴の足跡は價值が少く、Inder Singh, Emp., 5 Lah. L. G. 87; 73 I. C. 331]

農場労働者が主人の家の若い女中を殺害したる罪に依り、裁判された事件の梗概は次の通りである。被害者たる女中は夕方七時少し前に、二百碼許り離れた隣家に濁酒を買ひに行つたが、買へなかつたので暫く待つて居り、七時頃に歸途についた。是より先、其の晩、彼女は外出せんとする際、被告人に對し彼女の用箱を三、四丁許り離れて居る植木屋の家に運ぶことを依頼して居て、被告人は、彼女が使に出掛ると直ぐ、右用箱を持つて其の跡を付けて出たのであつたが、八時を過ぎる迄植木屋の家には行かなかつた。翌朝、件の女中が其の主人の家から植木屋の家に行く小路の側の浅い穴の中で仰向になつて溺死して居るのが發見された。彼女の死體には暴行された形跡があり、又右穴の附近に於て、彼女の片足の靴と濁酒の壺が發見された。尙、其の附近には濁酒がこぼれて居て、多くの足跡があり、又、重要な事實としては、小麥の粗穀や實が澤山散亂して居たが、被告人は前日小麥扱の仕事をしたのであつた。而して、地上には、堅縞のある畝織の厚綿布製の半ズボン——同じ布片で接が當てられて居たが、接は眞直ぐに當てたものではなくズボンの穴に當て、之を塞いで居るも

のであつた——を着用せる男の膝跡があり、と残つて居たが、此の跡の特徴は被告人の着物の特徴とびつたり符合するものであつた。被告人は、被害者が使に出て以後、被害者には會つて居ない、被告人は植木屋の家に行く迄は、途中で人に會ひ、其の人と一緒に居たかと陳述したが、被告人が途中で會つたと云ふ人は當時三十哩も離れた所で仕事をして居たと云ふことが證明され、被告人は有罪と確定し、死刑に處せられた (Rex v. Brindley, Warwick Spring Assizes, 1816)

千八百四十年のスタッフォード夏季巡回裁判に於て、ウェンズベリー居住の老紳士の家の年増の家政婦を殺害したる罪に依り裁判された男に係る事件の梗概は次の通りである。老紳士の家の居住者は老紳士と下男と被害者の家政婦のみであつた。老紳士は土曜日は何時も外出する習慣で、事件發生當日の土曜日も、被害者一人を家に残して朝九時半頃外出した。午後二時十五分頃老紳士が歸宅して見ると、家政婦は酒造場で咽喉を切られて殺されて居り、家の中は掠奪されて居た。肉屋が十時十五分頃老紳士の家に御用聞きに行つたが、其の時家の中からは返事がなく又、恰度其の頃叫聲が聞こえたと云ふことで、殺人は其の頃行はれたものと推定された。母家の前面近くの僅の植込中にある庇——此の庇からは母家の表玄関から人が出て行くの見える——から母家の方に向つて一人の人の左右の足跡があり、又母家の裏側から所々區分されて居る廣い耕された畑を横斷して、掘割の土堤に至る迄の間にも同様の足跡があつて、其所から先は地面が堅くて足跡が付いて居なかつた。母家の裏側と畑の間にある足跡の間隔から見ると、足跡の主は駈去つたものと推定された。而して、足跡は長靴の左右の



足跡であり、當時は雪と雨の降つた後で、土地が非常に濡つて居たので、足跡は極めて明瞭であつた。右側の足跡は靴の踵の周圍に尖つて居るものが付いて居たことを示し、又、左側の足跡は靴底は靴底自體の釘とは大さの異なる釘で打付けた修繕箇所のあることを示して居た。而して、其の修繕箇所は打つてある釘と靴底自體の釘の種類は四種の異なる釘であり、所々に釘の抜けて居る箇所があつた。被告人は、曾て被害者と共に老紳士の家に召使として雇はれて居たことのある者であるが、犯罪發生當日午前十時少し前、老紳士の家の附近で被告人を見掛けた者が數人あり、嫌疑は被告人に懸かつたのであつた。被告人は事件發生の翌朝逮捕されたが、其の際、被告人の長靴、ズボン、シャツ其の他の衣服には血痕が附着して居て、ズボンには、其の血痕を拂拭する爲でもあるか擦つたり、採らざりした跡があつた。被告人は左右の長靴を穿いて居て、之が前記の足跡と慎重に比較されたが、其の靴を穿いて犯罪現場の足跡を踏ませ、更に地中六吋位の深さに踏込まして見たところ、其の足跡は修繕箇所、実物及釘の數、形状、大さ並排別状態に於て、完全に犯罪現場の足跡と符合し、次で、其の長靴を犯罪現場の足跡の上に置いて見たところ、それも亦びつたり符合した。従つて、犯罪現場足跡が被告人の長靴に依り印せられたものであることは之を疑ふ余地はなかつた。殺人事件發生當日の午前十時四十三分頃、外套の下に嵩張る物を入れて、被告人が前記の足跡のなくなつて居る附近をウエンズベリーの町の方に向つて歩いて居るのを見た者があつた。被告人は十一時頃も尚外套の下に何物かを入れて老紳士の家より程遠からぬ所にある「バック・ホース」と云ふ居酒屋を訪れ、其所

で飲物を飲んで、直に立去り、更に、十二時少し過ぎ、之又、殺人現場附近にある別の居酒屋に行き其所で煙草を吸つたり、酒を飲んだりして幾時間かを過ごした。最初の居酒屋から次の他の居酒屋に姿を現はす迄の間に於ては、被告人が之等の居酒屋より幾分遠く離れた所にある昔の硝子製造工場の趾に居て、間もなく、ウエンズベリーの反對の方向に歸つて行くのを見た者があつた。其の後の捜査に依り、事件發生の五日後に至り、「バック・ホース」より前記の工場趾に通ずる小路にも犯罪現場附近にある足跡と同様の足跡のあることが發見され、工場の趾には二箇の煉瓦があつて、それが向き合せて立てられて居り、直ぐ其の側に殺人現場附近で發見された足跡と符合する右足の足跡があつた。而して、工場趾の煙道の中には老紳士の家で盗まれた物件の一部である一著のズボンと一箇の胸衣をくるんだハンカチが隠匿されて居た。之等の情況より推して、被告人は一軒の居酒屋から他の居酒屋に行く間の時間を利用して、盗んだ衣類を前記工場趾の中に隠匿し、「バック・ホース」に行つた時外套の下に入れて居た嵩張物を其の身より離れたものに相違なかつた。陪審は有罪の評決を爲し、被告人は死刑の判決を受けたが、彼は死刑執行前其の罪を自白し、裁判に服したことであつた〔倫敦市次席判事アッチャーリ (Atcherley, Justice) の係で裁判された *Rex v. Beard's* 事件、尙、此の種の他の事件に付しては *Rex v. Spiggott and others* (1770) 4 Col. Tr. 416 參照]

一青年が少女を殺害したる罪に依り、タウンントンに於て、裁判された事件の梗概は次の通りである。此の殺人事件は、從來人裂殺人 "Jack the Ripper" と稱せられて居た殺人事件に屬するものである。



つた。被害者の少女は其の歸宅の途次にあるのを見掛けた者があつたが、それつきり姿が見えなくなつた。少女の家は野原の小路を通つて行く所にあり、野原の先の方には、粘土質の土で出来て居る濠があつた。少女は其の濠の中で無慘に切裂かれて殺されて居た。少女殺の犯行が行はれたと推定される場合に、件の濠の中に一人の男が居るのを見た者があつた。而して、種々の情況から嫌疑は遂に被告人に懸かつた濠の中と少女の死體の側にあつた足跡の型が取られた。此の型は完全なものではなかつたが、被告人の左右の長靴には裏打の釘が所に抜けて居る箇所があり、それが右長靴の主要な特徴と爲つて居たので、其の點に付綿密な検査が行はれた。すると、被告人の靴と殺人現場に於て取られた足跡の型にある釘のある部分と釘の抜けて居る部分とは互に符合し且兩者に於ける釘と釘との間の距離及釘の抜けて居る部分も完全に一致して居り、之等の符合、一致を偶然のものとする事は到底不可能の状態であつた。被告人は有罪とされ、死刑に處せられたが、其の執行に先立ち、罪を自白したのであつた(千八百八十九年二月二十日タウンントン巡回裁判に於て、ウィルズ判事の係で裁判された *Reg. v. Rayland* 事件) (註)

註 印度の法制——殺人の兇器を有する或る群盜掠奪事件のことであるが、警官が足跡を辿つて、遠く迄群盜を追跡し、村から

一哩半の地點に於て、群盜が偶然に落した燭筒の物件を發見したが、其の中に、刑務所の釋放切符があつて、それが二年許り以前に刑務所を釋放されたナラヤンと云ふ者に對するものであることが判明し、ナラヤンが逮捕され、次で、同人の言に依り、其の一味の者も逮捕され有罪とされたことがある (*Emp. v. Sundar*, 56 I. C. 771 參照)

論を待たないことであるが、足跡に依り犯人を斷ずるに當つて、誤認を避ける爲には、足跡が犯

罪發生後成る可く早く且犯人以外の者が犯罪現場に行かない中に發見、調査されると云ふことが最も重要なことである。一項は、靴と足跡の上に置いて見たら、其の靴が足跡にひつたり合つて居たと云ふやうな證據を提出するのみで能事終れりとするやうな探證方法の行はれたことも決して稀ではなかつた。然し、斯様な探證法は極めて不完全なる方法であり、パーク判事 (*Mr. Justice Parkes*) の係で裁判された或る事件に於て、強く否定され、同判事は、陪審に對し、斯様な方法で犯人の同一性を確定することは絶対に之を排撃され度いと説示して居る (*Rex v. Shaw*, (1830), 1 *Lewin C. C.* 116; 其所に引用されて居る *Rex v. Henton*)。足跡を比較する正當なる方法は、問題の足跡と充分の距離を置いて、之と並べて對照すべき靴の印象を顯出することである。土質が良くて、之に印せられた足跡が、長く存置され得る場合には、其の足跡を掘出し、原型を其の儘保存して置けば、之は最も完全なる證據方法であるが、斯くすることが許されない場合には、石膏の型を作つて置くべきである。以上孰れの方法も取られないので、單に足跡が符合して居たと云ふ警官の證言のみに依り犯人の同一性を確定すべき場合には、陪審は其の證言には余り價値を認めない傾向を有するものである。足跡が完全に一致することが確定された場合に於ても、それが眞犯人に對する嫌疑を外らし、之を他人に向けんとする目的を以て偽裝され得るものであると云ふこと及此の種の證據方法は、其の他の點に於ても、誤れる解釋、推論を導く可能性のあるものと云ふことを看過してはならぬ (*Rex v. Thornton*, 本書三百一頁乃至三〇六頁參照、*Rex v. Isaac Looker*, 本書三〇〇頁及三〇一頁參照)



足跡に依る犯人の認定が誤認であつた興味ある實例としては、足跡に依る誤れる推理に依り殺人未遂の有罪判決を受けたフランコイス・モーエンクの事件がある。モーエンクはゲルス地方の農夫であつたが、謀殺を企圖したものとして起訴された。彼を告訴した者は何人かの爲に酷く傷付けられたのであつたが、告訴人は宣誓の上、加害者はモーエンクであり、彼が告訴人を狙つて鐵砲を放ち逃走して行くのを月光で認めたと陳述した。モーエンクは其の裁判に於ては、只落着拂つた微笑を浮べ「自分は無實だ」と繰返し、叫ぶ以外に辯解もしなかつた。然し、其の事件に於ては、モーエンクに有利な情況があつた。即ち、モーエンクの文は事件發生の少し前に告訴人と猛烈な喧嘩を爲し、更に事件發生直前に第二回目の喧嘩をやり、互に相手を侮辱する言葉を交したのであつたが、モーエンク自身は告訴人と争をしたことはなかつた。モーエンクは、右の二度目の喧嘩のあつた際は床に入つて居たのであつたが、犯罪現場には、彼の靴とびつたり符合する加害者の深く地に喰入つて居る靴跡があつた。モーエンクは遂に殺人未遂犯人とされたが、其の犯行は豫謀なきものと認定され、死刑を免れ終身漕刑 (galleys for life) を宣告された。

モーエンクの父は刑務所に慰籍物を持參して彼を訪れたが、彼は父に面會することを拒否した。父の切願に依り、モーエンクは結局父と面會したが、面會するや、兩者は怒氣を含んだ争論を爲し、之が刑務官をして父を眞犯人であると信ぜしめることゝ爲つた。或る慈善家が此の問題を取上げて、モーエンクの父に會見し、彼を詰問し、遂に、加害者は彼であると云ふ自白を得たが、其の自白に依れ

ば、彼は犯行の際息子の靴を穿いて居たが、之が息子のモーエンクに不利益な決定的證據と爲つたものであると云ふことであり、モーエンクは刑を赦免されたのであつた。モーエンクの父がどうなつたかは、之を記載したものがなく不明である (Gabriel, *Traité des Preuves*, et. par. Solon, 1824, pp. 403-404)

人の死體の異同確定は、人體には死亡の結果變化を生ずる爲特殊の困難を伴ふものであるが、之に關しては後に論ずることとする (本書三五二頁乃至三五六頁參照)

## 第二節 物の同一認定

所有物件の同一性も亦人の同一性と同様、必ずしも直接證據に依らず、無數の情況事實——之を列擧することは不可能である——に依り之を確定し得るものである。前節に掲げた同一性確定に關する事件の大部分は、實は、物の同一性に關する事件であり、物の同一性を推測的に人の同一性の確定に利用したるものに外ならずして、之等の事件は同一性の研究、調査が如何に困難なることであるかを如實に物語るものである。次に掲げる事件は、既に記述した他の諸事件と同様に、同一性の確定に關する事實を充分の善意を以て陳述する證人にして尙且誤認、誤想を爲す場合のあることを實證するものである。

千八百三十年ベリー・セント・エドムンドの春季巡回裁判に於て、千二百エーカーの土地を所有す



る堂々たる百姓が、夜盗を働いて種々の物品を窃取したるものとして、裁判された事件を紹介しやう。盗品なりと主張されて居た物品の中には、被告人の占有して居た一組の敷布と一箇の樽があり、原告申請の證人等は、之等の物品を盗品であると誓言し、其の理由としては、盗まれた敷布には一箇の目立つ汚點があつたが、被告人の占有する件の敷布にも同様の汚點があり、又盗まれた樽には其の一方の端の環に「P.C. 84」と云ふ記號があつたが、被告人の占有する件の樽にも同様の記號があると云ふことが指摘された。然るに、之に反する證言を爲す者もあり、多數の證人は、原告側の證人等が原告の物である證據とせる前記の汚點を以て却て被告人の物であることを物語る證據であると誓言した。又、問題の樽に關しては、孰れも立派な人物であり、其の證言の眞實性に對し疑を容れる余地の存しない數人の證人に依り、被告人の家では、ツルゴケ桃を食用に供する習慣があり、桃は樽に詰めて送つて來るが、問題の樽は桃を詰めて送つて來た樽の一つであると云ふことが證明され、更に、被告人は、前記の桃はノールウィックの商人より買取つたものであるが、其の商人の用ふる樽には總て問題の樽に記入されて居る記號と全然同様の「P.C. 84」と云ふ記號が環に記入され、「P.C.」の文字は右商人の氏名の頭文字であり、問題の樽は此の樽の一つであると云ふこと迄證明された。博學なる判事は陪審に對する説示中に於て、本件は從來裁判となつた事件の中でも最も特異な事件の一つであり、原告側の證人等は錯誤に陥つて居るものと思はれると云ひ、被告人に對しては無罪の判決が下されたのであつた [Rex v. Jacobs, Ann. Reg., 1830 (Chron.) 507]

或る男が家屋破壊侵入及窃盜罪に依り、蘇格蘭に於て裁判された事件のことであるが、長持を破壊され、其の中の衣類を窃取された被害者の少女は、被告人が占有して居て、證據として提出された只一つの物件即ち白い上衣に對し、それは彼女が窃取された上衣であると誓言した。彼女は、問題の上衣を見せられる前に、窃取された上衣の色、品性及柄に付て證言したが、それは問題の上衣の色、品質及柄と總て符合して居るやうに思はれるものであつた。家屋破壊侵入の事實は明に證明され、又、窃盜の事實も之に關する明瞭な證據が擧つたものと考へられ、公判は正に閉廷されんとしたが、此の時、陪審員の一人の思付で、被害者の少女に問題の上衣を着せて見るこゝとなつた。然るにこは如何に彼の少女が自己のものであると誓つた上衣——少女の指摘した特徴が符合し且少女の陳述に依れば、盜難前間もない頃着用したものであると云ふことであつた——が少女の身體に合はず、法廷に居た者は總て啞然となつて了つた。少女は、それから問題の上衣を入念に調べて見て、遂に、其の上衣は、殆んど總ての點に於て盜難に罹つた彼女の上衣と似て居るが、それとは別物であると云つて前言を齎したのであつた。被告人は勿論無罪となつた。而して、問題の上衣は他の婦人の物であり、被告人は前記少女の盜難事件發生と前後して、右婦人の家に家屋を破壊して侵入した者であることが判明したが、此の事件に付ては、當時證據の提出がなかつたのであつた [Rex v. Webster, Burnett on the Criminal Law of Scotland, p. 558. 19 State Trials, 494 (n.)]

若し一婦人に係る嬰兒殺人事件の裁判に於ては、シャツと帽子を着けた生れて間もない女嬰兒の死



體が、被告人の主人の家から百碼許り離れた所にある池の中で発見され、之に付て一人の女の證人は、件の帽子に留針で留めてある紐は汚れた麻製のものであり、被告人の用箱から出て来た帽子と同一材料で作られたものであると證言したが、吳服商は、兩者の麻布は其の柄も違へば、品も違ふと斷言した〔千八百九年ウオアイツクの秋季巡回裁判に於て、ル・ブランク判事 (Le Blanc, J.) の係で裁判された Rex v. Pate 事件〕

一青年が極めて特異な情況に於て、一磅紙幣五枚入の紙入を掏つたものとして、有罪判決を受けた事件を紹介しやう。原告の婦人は近所の町にある市場に出掛けて、店頭に並べてある野菜を屈んで見て居るとき人が肩に手を掛けたやうに感じたので、上體を起して見ると、被告人が手を掛けて居た。原告は、其の後或る雜貨店で雜貨を買つたので、其の代金を支拂ふ爲に紙入を取出さんとして、紙入の紛失して居ることに氣付いた。原告は被告人に嫌疑を懸け、被告人は逮捕されたのであつたが、其の時、被告人は黒い紙入を所持して居り、原告は、件の紙入にある一箇の特徴を指摘して、それを自己の紙入であると證言した。然し、其の紙入の中には金銭は入つては居らなかつた。數人の證人は、件の紙入は被告人が以前から持つて居る紙入であると證言し、更に、それは件の紙入にある數箇の特徴に依り明であると陳述したが、彼等の證言中には多少の齟齬があり、其の爲に被告人の辯解は捏造せる辯解なるが如く疑はれ、陪審は有罪の評決を爲し、被告人は流刑を宣告された。然るに、また巡回裁判の會期中のことであつたが、被告人が前記の市場に出掛けた際通つた燕麥の畑の中にある小路

を通行中の二人の者が、其の路端の燕麥の中で、一磅紙幣の五枚入つて居る黒い紙入を発見し、其の紙幣と紙入を原告の所に持つて行くと、原告は直にそれが自己のものであることを認めたのであつた。そこで、此の拾得事件を取扱つた官憲は巡回裁判のある町に居る判事の所に使者を派遣し、之に発見された前記の紙幣と紙入を持參せしめた。仍て、判事は被告人を證人席に呼出し、真相判明の異常な顛末を公然と開陳し且被告人の即時釋放命令を發したのであつた。察するに、原告は其の紙入を落したもの、即ち、ハンカチを取出す際に之と一緒に紙入をも引出し、それを知らずに落したものに相違なく、原告が公判廷に提出された紙入を自己のものであると證言したのは、其の同一認識に關し錯誤を犯せるものである (千八百二十年スタッフオード夏季巡回裁判に於て、ガロ判事の係で裁判された Rex v. Gould 事件)

然し、盜品の同一性は、常に心ずしも、積極的證據に依り確定されることを要するものではない。多くの財物奪取事件に於ては、財物の同一性を確定することは不可能であるが、然し、事件の情況が或る財物の盜品なることを疑問の余地なからしめ又は被告人の問題の財物占有を到底正當の事由に基く占有なりと辯解することを不可能ならしめる場合が存し得べく、例へば、泊船所、倉庫其の他に類する建造物内に於て勞働に従事せる勞働者が、其の身體に隠して、茶、砂糖、煙草、胡椒其の他に類する物品を占有して居ることが発見せられたやうな場合に於ては、其の物品が盜難物品と抽象的に符合すれば、同一性は之に依り證明されたものと見られ得るのである [2] East, P.C. p. 657; Russell



on Crimes, 8th ed. (1923), p. 1242; Rex v. White (1823), R. & R. 508; Rex v. Dredge (1845), 1 C. & C. 235] 二人の男が土曜日の夜、グラスゴー附近の石鹼製造工場に、壁に孔を開けて侵入し黄色石鹼百二十封度を窃取したる罪に依り有罪判決を受けた事件を紹介しやう。其の事件は、石鹼が盗難に罹つた當夜十一時被告人兩名はグラスゴー市の中心地附近で、一人の巡警に會つたが、其の時被告人の一方は四十封度の黄色石鹼を背負つて居り、他の一方は其の衣服が石鹼で塗り汚されて居て、被告人等は巡警を見ると逃走せんとしたが、果さずして逮捕されたと云ふ事件であるが、然し、此の事件に於ては、石鹼の所有者は、被告人の持つて居た石鹼は其の種類、大さ、形状が全部盗難に罹つた石鹼と同様であると斷言せるのみで、其の石鹼には彼の所有なることを示す記號がなかつたので、それ以上進んで、件の石鹼を盗難に罹つた石鹼であると誓言することは出来なかつた。被告人の一人は、曾て前記石鹼製造工場附近の家で、下男奉公をして居たことのある者であり、被告人兩名の辯解は件の石鹼は或る居酒屋で氏名不詳の一人の男より手に入れたものであると云ふことであつた [Rex v. McKechnie and Tolmie, (Glasgow Spring Circuit, 1828, 1 Alison's Principles of the Criminal Law of Scotland, p. 322 及本書一〇七頁對照]。下男が立入る權利を有せざる主人の屋敷の部分——其所には胡椒が澤山貯藏されて居た——より出て來るのを呼止めて身體を檢べたところ件の胡椒と同種の胡椒を隠して持つて居たと云ふ事件に於て、コート、フォア、ザ、コンシダレーション、オブ、クラウン、ケーゼズ、リザーヴド (Court for the Consideration of Crown Cases Reserved. 釋者註、此の裁判

所はヴィクトリヤ女皇第十一年及第十二年法律第七十八號に依り設置された裁判所で、一定の上訴事件に付終審としての裁判を爲す權限を有して居る) は、被告人の持つて居た胡椒と主人貯藏の胡椒との同一性を積極的に確定し得ざりしとするも、本件に於て、被告人に窃盜の罪ありとしたるは正當であると判示して居る [Rex v. Burton (1845), 23 J.M.C. 52, 6 Cox. (C.C. 293 及 Reg. v. Hooper, (1858), 1 F. & F. 85] 一人の男が死んだ數羽の鶏を占有して居ることが發覺したが、彼は之が占有原因を説明することを得ず且千二百碼許り離れて居る澤山の鶏の飼つてある鶏舎迄彼の足跡のあることが發見され、更に、鶏舎の床に落ちて居た羽毛が件の男の面に付いて居た羽毛と符合して居たと云ふ事件に於て、鶏舎の所有者は其の飼育に係る鶏の數を知らず、果して彼の鶏が盗難に罹りたるや否やを誓言することは出来なかつたが、以上の情況事實は件の男を窃盜犯人とするに充分であると判示された [Reg. v. Mookford (1868) 17 L.J. 582] 此の種の證據は習慣的に承認されて居るものである。然し、雉の飼育者が素手で家を出掛け、其の三時間後に十一羽の飼育雉を入れた袋を持つて歸宅したと云ふ事件に於て彼が飼育雉の盗難に罹つたと云ふことを證明する證人を申請しないときは、陪審の判斷に附すべき窃盜の證據はないと判示されたことがある [Rex v. Joiner (1910) 74 J.P. 200]

### 第三節 筆跡の證明

嚴格に云へば、筆跡を證明する證據で、之に直接證據の名稱を冠し得るものは、證明さるべき文書



を自書し又は之に署名せる者の其の旨を陳述せる證言若くは他人が當該文書を書き又は之に署名するのを目撃せる者の其の旨を陳述せる證言のみである。筆跡を證明する其の他の證據は總て、多かれ少なかれ、書體其の他の情況より演繹される推論を基礎とするものである。

かやうな直接の證言の存在しない場合に於て、筆跡を證明する最善の方法で、一般に用ひられて居る方法は、當事者の筆跡を見たことのある證人又は當事者と通信したる經驗に依り其の當事者の筆跡を熟知して居る證人若くは文書の趣旨に依り相手方の書き若くは署名したるものと思料せられる通信文書で、之を眞正なるものと信じ相手方と取引したることのある證人の直接の證言に依り證明する方法である。孰れの場合に於ても、證人は當事者の筆跡の、一般的特徴を熟知し居るものと豫定され、其の特徴と對照して證明さるべき文書の筆跡を鑑別する爲に裁判所に呼出されるのである。[Par. Co. v. Jerridge, J., in Doe d. Mudd v. Suckernore (1836), 5 A. & E. at p. 705] かやうな證人の證言の價值が、證人が當事者の筆跡を見たことありや否や或は當事者と通信したることありや否やと云ふ事實に依り左右されるは勿論、證人が證明さるべき筆跡に精通する程度如何及證人が平素事物を正確に觀察する人なりや否やに依り左右さるべきことは言を俟たない。

かやうな證言の存在しない場合又は證言は存在するも之を裏付ける證據を要する場合に於て、裁判所又は陪審が、争ある文書の成立を他の方法に依り眞正に成立したるものなることの證明された他の文書との類似性若くは非類似性より判定し得べきや否や及斯る文書の對照に依り文書の成立を證明する

る目的を以て證人を呼出し得るや否やが問題とされたことがある。(註)

註 印度の法制——印度證據法は筆跡の證明に關し次のやうな規定を設けて居る。即ち、

第四十七條 裁判所が或る文書に付之を書き又は之に署名したる者を確定することを要する場合に於ては、其の文書を書き又は之に署名せる者と想定さるる者の筆跡を熟知せる者の當該文書は右想定者に於て之を書き又は之に署名せるものと爲し若くは然らずと爲す意見は争點に關係ある事實とす

解説——他人の筆跡を熟知せる者とは、其の他人の筆跡を見たことある者、文書の趣旨に依り其の他人が、相手方自身若くは相手方の代理人の書きたる自己に宛てたる文書に對する返事として、自書して差出したるものと思料せらるる文書を受領したる相手方又は取引の通常の過程に於て文書の趣旨に依り其の他人が自書したるものと思料せらるる文書を平素常に受領し居たる者を云ふ

第六十八條 法律が文書の成立を證明すべきことを命じ居る場合に於て、其の成立を證明すべき證人が生存し、裁判所の出頭命令に服すべき義務を有し且證言を爲し得べきときは、少くとも、文書の成立を證明する目的を以て出頭を命ぜられたる一名の證人が其の成立を證明すべき證言を爲すに非ざれば、文書は之を證據として使用することを得ず

第六十九條 文書の成立を證明する爲の前條に規定せるが如き證人存在せざるか又は文書が其の趣旨に依り印度王國 (The United Kingdom) 内に於て作成せられたるものなることを示し居る場合に於ては、少くとも、其の文書に立會證人 (attesting witness) と爲り居る證人中の一名の證人の署名か其の證人の自書なること及其の文書の作成名義人の署名が名義人の自書なることを證明することを要す

第七十三條 文書の趣旨に依り之に署名、捺印し又は之を手記したる者となり居る者か眞實其の署名、捺印を爲し若くは之を手記したるものなりや否やを確定せんとする場合に於ては、裁判所は之を本人の署名、捺印、手記なることに争なきか若くは本人の署名、捺印、手記なることの證明ありたるものと認むる署名、捺印、手記と對照することを得べく、此の場合對照に供すべき署名、捺印、手記は證據として提出せられたるものなることを要せず又其の署名、捺印、手記が他の目的の爲に證明せられたるものなることを妨げず



裁判所は争ある文書に於ける文字又は數字を自書したる者なりと主張せられ居る者が在廷するときは其の者に對し文字又は數字を手記すべきことを命じ兩者を對照して文書の眞否を確定することを得

書證に付ては千八百五十四年に法律が制定されたが、書證に關する其の以前に於ける裁判所の見解及取扱は次の如く論述し得るであらう。

成立に争ある文書の筆跡と成立に争なき文書又は成立を證明された文書の筆跡とを、本人が其の文書を作成するのを實見せず且本人の筆跡をも知らない者をして對照せしめ其の異同を鑑別せしめる方法 [Bentham's Rationale of Judicial Evidence, book vii. c. 3, s. 2, Rex v. De la Motte (1781), 21 State Trials, 687, 810] は民法學者の大に推稱せる方法であり、筆跡對照の目的と爲る文書の眞正を確保する爲に多くの制限を設け、筆跡の對照を裁判所の任命し又は當事者の合意したる専門の鑑定人に爲さしめる制度を認める諸國に於ては、一般に此の方法が採用されて居る。尙、筆跡の對照に依り書證の眞否を確定する方法は、概して我が英國の法律制度を採用して居る亞米利加合衆國の二、三の州に於ても認められて居るかに見える(ウエヴスター教授の裁判に關するビーミスの報告書四六七頁及四八六頁に於ける此の種の珍妙なる證據を參照)之に反し、我が英國に於ては、斯る方法に依り書證の眞否を確定することは通常許されないとされて居る [Rex v. De la Motte, (1781), 21 State Trials, 678, 810] 權威ある學者で、斯る方法は許さるべきものと爲すかの如き著書を著して居る者もあるが、斯る方法は眞正に成立したるものと認められた文書が訴訟に於て提出された場合若くは争あ

る文書が右文書なる場合に例外として認められるに過ぎなす [Allport v. Meek, (1830), 4 C. & P. 267, Bronnage v. Rice (1836), 7 ibid. 548; Waddington v. Cousins, (1836), ibid 595, Griffith v. Williams, (1830), 1 C. & J. 47; Doe d. Perry v. Newton, (1836), 5 A. & E. 514, Solita v. Yarrow, (1831), 1 M. & Rob. 133; Griffiths v. Ivery (1840), 11 A. & E. 322; The Fitzwalter Perriage, (1843), 10 C. & F. 193; Doe d. Jenkins v. Davies, (1847), 10 Q. B. 314; & Reg. v. Taylor, (1852), 6 Cox, C. C. 58 參照] 之等の場合に於て筆跡を對照して、争ある文書の眞否を確定することは必要己むを得ずして認められるものと云はれて居る——蓋し、既に文書が證據として提出されて居る場合に於て、陪審が争ある文書と争なき他の文書とを比較對照することを禁ずることは不可能であり、従つて、此の場合には、デンマン郷 (Lord Denman) の指摘するやうに [Doe d. Perry v. Newton (1836), 5 A. & E. 514に於て] 裁判所が陪審と共に兩者の比較研究を爲し、情況に従ひ爲すべき最善を盡すことが最良の方法だからであり——又、右文書の場合に於ては、時代の相違の爲、其の筆跡を實見せる者は生れ存せず [Per Patteson, J., in Doe d. Mudd v. Suckernore, (1836), 5 A. & E. 703 at p. 736] 且古文書に在つては、其の筆跡の特徵は時の経過と共に變化し之を鑑別するには考古學者の助力を要し、其の眞否を確定することは往々にして純粹なる技術の問題と爲るからである (Per Coleridge, J., ibid. at p. 718)

彫刻師や免稅郵便の署名検査官の如く常に筆跡の批判研究をして居て、特定人の筆跡を過去の經驗



に依り了知して居るのではないが、争ある筆跡を真正なる筆跡と對照して署名の眞否を鑑別し又は筆跡の一般の特徴、書體に依り署名が本人に依り爲されたものなりや僞書されたものなりやを鑑定し得る者と認められる者をして筆跡を對照せしめることは、從來は、筆跡の眞否は對照に依り之を確定することを許さずと云ふ上記の證據法に對する例外であり、許さるべきものと思はれて居た [Goold v. Revett v. Braham, (1792), 4 T. R. 497; Rex v. Cator, (1802), 4 Esp. 117] 然し、漸次、斯る例外を認めることは重要な意味を有せざるものと考へられるに至ると共に、斯る方法に依り書證の眞否を確定せんとする企圖に對し、裁判所が之に反對の態度を採つた爲、此の問題は、デンマン卿の云つて居るやうに、 [Doe d. Mudd v. Suckernore, (1836), 5 A. & E. at p. 751; 及 (Innery v. Langlands, (1822), 5 B. & Ald. 330; Constable v. Steibel, (1827), 1 Hagg. Ecc. R. 56; Young v. Brown, (1828), *ibid.* 556, 569; The Fitzwalker Peerage, (1843), 10 Cl. & F. 193; The Trancy Peerage, (1843), *ibid.* 154, 191 參照] 證據法の問題としては、消滅せるものと考へて良しであらう。對照に依り筆跡の眞否を確定せんとする方法に關しては、斯る證據方法には、過去の經驗、知識に基いて陳述する人の意見證據に附隨する欠陥と同様の欠陥が附隨するのみならず、此の場合に於て對照の資料と爲るのは僅に二、三の、多くは、選擇された筆跡の標本に過ぎず而も其の比較對照は、只單に比較對照を爲す證人に報酬を支拂ふ當事者が自己に利益の證據を提出せんとする目的を以て、之を證人に委嘱するものであるが故に (1 Dickson's Law of Evidence in Scotland, s. 925, p. 477) 或る優秀

なる蘇格蘭の判事の言を藉りて云へば「殆んど總ての國に於て、此の問題に關する鑑定人の鑑定は殆んど全部無視されて居る」のである [Per Lord Mackenzie, *ibid.*, note (n)]

千八百三十六年に、指導的判例を作つた Doe d. Mudd v. Suckernore 事件に於て、筆跡の對照に依る鑑定を證據にせんとする企圖が試みられた。其の事件に於ける問題は、遺言書が正當に作成されたるものなりや否やであり、被告は公判第一日に、遺言書の眞正なることを證明する爲に、遺言書に立會證人と爲つて居る者を證人として提出し、證人は宣誓の上問題の遺言書にある證明は證人の記載したる證明であると證言し、更に反對訊問に際し、同一の遺言に關し宗教裁判所 (Ecclesiastical Court) に供託されて居る遺言書に於ける二箇の署名を示されて、(此の遺言に於ける署名は事實立證の爲に證據として提出されては居なかつた) 其の署名は孰れも證人の署名と信ずると陳述した。其の翌日、原告は右遺言書に於ける證明が眞正に爲されたるものに非ざることを立證する爲に證人訊問の申請をしたが、其の證人と云ふのは銀行検査官で、事件發生迄は被告提出の證人の署名を知らず、事件發生後右證人が裁判所に於て問題の遺言書の署名を認めたと云ふことを聞知して初めて其の署名を検査したものであつた。ヴォーガン判事 (Mr. Justice Vaughan) は此の證人申請を却下し、原告は此の却下を不當なりとして再審の申立をしたが、此の申立に對する裁判に於て最高裁判所 (Court of Queen's Bench) の判事の意見は同數を以て對立した [5 A. & E. 703; 及 Hughes v. Rogers, (1841), 8 M. & W. 123; Young v. Hanner, (1843), 2 M. & Rob. 536; I. C. & K. 51]



書證の眞否確定に關する證據法は以上のやうな状態であつたが、千八百五十四年普通法訴訟手續法 (the Common Law Procedure Act) 第二十七條の規定に依り、民事事件に於ては證人をして争ある文書と判事に於て眞正に成立したることを證明されたりとの心證を得たる文書とを對照鑑定せしめ得ると共に對照せられたる文書及鑑定の結果は、之を争ある文書の直否確定に關する證據として、裁判所及陪審に提出され得ることとなつた。

其の後、千八百六十五年の刑事證據法 (the Criminal Evidence Act) 中にも之と全然同一の規定が設けられ、今日に於ては、筆跡鑑定は民、刑双方に許され、此の點に關する證據法には民、刑を通じ何等の差違もないのである。(註)

註 印度の法制——Saraini Dasi v. Haridas (Ghosh 事件 (49 col. 235) に於て、筆跡の眞否確定に關する法則が論議された。ムーカージー判事 (Mookerjee J.) 曰く「問題の文書の成立が適法に證明されたる上證據として採用されたるものと爲すに付ては反對論もあり得るであらう。然し、假令、該文書が眞實、問題の婦人に依り作成されたるものなりと假定するも、それは該文書の檢眞手續停止申請人 (Creator) の利益とはならない。地方判事 (District Judge) は、本件遺言書に於ける署名は確りして居て、頻死の床にあつた右婦人の筆跡とは似て居ないとのみ云つて居る。右婦人が死亡三日前に幾許の活力を有し居たるものなりやを徴すべき證據はないが、其の活力如何は容易に推測し得べく、従つて、遺言書にある署名と讓渡證書にある署名とを對照して、其の眞否を確定することは違法ではないと思はれる。此の點に付ては Barindra Kumar v. Emperor 事件 (37 Col. 467 (502) 此の事件の判決は Pulin Behary v. Emperor 事件 (15 C. L. J. 517; 16 I. C. 287) に依り踏襲された) に於ける筆跡證明法に關するジェンキンス裁判長 (Jenkins C. J.) の説明を援用し得るであらう。筆跡を證明する通常の方法は1)證明すべき文書を書きたる者、其の文書の書かれて居るところを實見したる者又は證據法第四十七條の規定に依り筆跡を鑑定する資格を有する者を證人として提出する方法2)證據法第七十三條の規定に従ひ筆跡を對照する方法及3)文書の成立に

付相手方の自白を得る方法である。文書はそれ自體に依り之を眞正に成立したるものと爲すことは出来ない又眞正なる署名なることの立證なき署名は、其の署名が本人に依り爲されたることを證明するものではない。證據法第七十三條の規定の適用に當つては、同條の正確なる用語を眼中に置くことを要する。同條は漫然と二箇の文書の對照を許容するものではなく、對照の用に供さるべき文書、即ち、對照の基本と爲る文書が、本人に依り自書せられたるものなることを相手方に於て自白せるか若くは其の事實の證明せられたることを要求すると共に、此の基本文書と對照さるべき文書、即ち、争ある文書の趣旨が基本文書の作成者と同一人に依り作成せられたる旨の記載あるか又は、其の旨が示唆され居ることを要求して居るのである。同條は此の對照を爲す者を特に明文を以て規定して居ないが、之と關連する問題を規定して居る同條第二項は第一項に對應する趣旨に於て、筆跡の對照は裁判所が之を爲し得べきことを規定して居る。筆跡の對照は、常に、書證の成立を立證する方法としては、冒險的且非決定的の方法であり、筆跡の鑑別に通曉せざる者が他の助力を藉ることなく獨斷を以て筆跡を對照する場合は特に然りである。Sreenully Phooode Bhee v. Gobind Chander Ray 事件 (22 W. R. 272) に於て、裁判所は「署名の對照は極めて慎重に爲さるべきことを要する眞實確定の方法である」と云つて居る。鑑定人の筆跡鑑定の結果が、往々にして、誤謬であると云ふ非難を受けると云ふことは事實であるが、筆跡を鑑定人に鑑定せしめれば、判事が鑑定する場合には、それは秘密の中に爲され、他人の批判を許さざるに反し、鑑定の基礎が公表され、之に對する批判の機會が得られると云ふ利益が存するのである。而して、裁判所が鑑定人に鑑定せしめ、其の鑑定の結果を參考とする方法賢明なる方法であることはブラックバーン判事 (Mr. Justice Blackburn) の如き有名な判事も明に之を肯定するところであり、同判事は Reg. v. Harvey 事件 (11 Cox. C. C. 54) に於て、鑑定人の助力なしに筆跡の對照を爲すべき旨の申立を却下したのである。従つて、文書の對照は從來より極めて慎重に爲さるべき眞實確定の方法であり、[Nabin Krishna v. Russick Lall (10 Cal. 1047), Kuralle Persaud Mier v. Ananaram Bajra (16 W. R. 16)] 何等の技術を有せざる者が、筆跡の對照を爲すべき證人とし、提出された場合には特に慎重を期すべきものと思惟されし來たのである。[Reg. v. Silverlock (1894) 2 Q. B. 766; Reg. v. Harvey (11 Cox. C. C. 546); Doe d. Mudd v. Suckemore (5 A. & E. 703); Rajendro Nath Holder v. Jogendro Nath Banerjee (14 M. L. A. 67); Romesh Chander Mukerji v. Rajani Kanu Mukerji (21 Cal. 1)]



更に注意すべき事項がある。それは、或る署名が真正なる署名と相違することを理由として、裁判所が其の署名を真正の署名に非ずとすることは固り適法であるが、單に二箇の署名が類似すると云ふことは、一方の署名を真正の署名と爲すべき根拠と爲るものではないと云ふことである。併て、茲に真正なる署名と問題の署名の二箇の署名が存在し、それが完全に符合するとすれば、問題の署名が真正なる署名の寫であるか若くは之を注意深く模倣したものであるか其の一を出でざるべきは疑問の餘地なきところであらう。同一人が通常の状態に於て手記せる二箇の署名でも、それが完全に符合するものではないことは周知の事實であり、此の事實は誰でも自己の署名をして見れば直に納得出来ることである。人の署名の特徴は概して統一的に顯現し、其の爲に同一人の署名は互に類似するのであるが、真正なる署名の上に同一人の手記せる他の真正なる署名を重ねて見た場合に於て、後者が前者を正寫したもの、やうに双方が完全に一致することは稀有であり、兩者の間には運筆、文字の太さ、署名の傾具合、署名全體の大きさに付て差違があり、其の差違が最初に爲された署名の真正性を保護する役目を爲し、之を特徴付けるのである。然し、*Doe v. Mudd v. Suckemore* 事件 (5 A. & E. 703) に於て、*ホールクッチ判事 (Coleridge J.)* の云つて居るやうに、文書の眞否確定の試金石は之を對照の基本文書に於ける文字構成に對する類似性に求むべきに非ずして、其の文書に之を手記したる者の性格、習慣又は其の他の一定せる要素の無意識的發現として顯はれて居る書法の一般の特徴に對する類似性に求むべきものであり。更に又、*ニール判事 (Sir J. Nicholl)* が *Rosson v. Roake* 事件 (162 E. R. 315) に於て云つて居るやうに、通常の場合に於て、文書の眞否を確定する最善且唯一適當なる證據法は、豫て當事者が文字を書いて居るのを實見して其の當事者の筆跡を了知して居る者が、一定の文字の單なる批判、検査に基礎を置けるものに非ずして、筆跡の一般の特徴及書法に基き鑑定せる鑑定の結果であらう。余は本件の二箇の署名を比較對照して見た。而して、一方の文書に於ては、前記婦人は其の名を *Rajani, mani* として署名し、他の一方の文書には *Rajani, ma* として署名して居るが、其の双方の署名に於ける顯著な特徴に依り余は此の二箇の署名は同一人に依り爲されたるものとの印象を得た。此の二箇の署名が一般的符合を有することは即ち斯の如くであるが、既に指摘したやうに、人の筆跡を巧に模倣し、如何に鋭い觀察を爲し又如何に經驗に富んだ判事と雖も、其の眞偽を判別し得ざるに至らしめることは敢て困難なことではない、従つて、右二箇の署名が同一人に依り爲されたるものなりとの推論を正當化する基礎を、署名が類似すると云ふ事實に置くことは余の欲せざるところである。加之、余の見解を以てすれば、本件に於ては、問題の遺言書が真正に成立したことを明確に指示する多數の直接證據及情

況證據が存するのであり、前記二箇の署名の類似性如何の問題は不要である」と

*Abdul Aziz v. Emperor* 事件 (33 I.C. 1511) に於ける證據は大部分情況證據であつたが、控訴人アブデル・アジズの犯人なることを物語る多くの證言もあつた。*ピゴット判事 (Piggott J.)* 曰く「郵便官吏に依り詐欺の行はれたことは情況證據に依り明白であり、之を否定することは出来ない。従つて、一應其の詐欺に關係ありと想像され得る副郵便局長及控訴人以外の郵便官吏に罪なきことを證明するに役立つ記録上の證據は總て控訴人に不利なる證據である。加之、筆跡鑑定人の鑑定の結果に依れば、偽造記入たることに争なき取戻申請書に於ける筆跡は鑑定人に對照物として交付されたアブデル・アジズの筆跡の見本と同一である。此の點に關し、余は原告の採證法は適當ならざりしことを指摘する義務があると思ふ。正當なる採證法は本件詐欺に關係ありと想像され得る市の郵便局又は之が監督局の官吏全員の筆跡の見本を偽造文書と共に鑑定人に交付し筆跡の異同を鑑定せしむべかりしものであり、之等の鑑定資料に基き鑑定人が偽造文書に於ける筆跡は右多數官吏中の一人の官吏の争なき筆跡と符合すると云ふ鑑定を爲し、此の鑑定が情況證據に依り得られる結果と一致するならば、其の鑑定の信憑力は一層強力なものと爲つたであらう。され、控訴人は原告が鑑定人に對し如上兩郵便局の官吏全員の筆跡の見本を交付せず、控訴人の筆跡の見本のみを交付したる手續の違法に對する責問權を拋棄するが如き效果を生ずる行爲を敢てし、控訴人は手續の違法を責問することなく、却て、鑑定人に交付された彼の筆跡の見本は彼が警察官及郵便検査官の要求に依り手記したる筆跡を精巧に模寫したものであると云ふことを其の抗辯の一部としたのであつた。余は此の抗辯は明に虚偽であると思ふ。而して、被告人が斯の如く虚偽の抗辯を提出することは被告人に極めて不利益なる情況である。余は事件の立證責任は原告に存し且單に虚偽の抗辯を提出したる理由に依り被告人を有罪とすることを得ずとの一般原則を侵犯せんとするものではないが、情況證據に依り決せられる事件に於て、情況事實が、原告の利益に提出され之に對する相當の辯解なき限り、被告人を有罪と推論するを妥當ならしめると云ふが如き事情存するとき、裁判所が被告人の抗辯として提出せる事實の眞偽如何を考慮するのは適法且正當であり、此の事は印度證據法第百十四條に對する解説中に明に承認されて居るところである。筆跡の此の問題に關するアブデル・アジズの陳述は、鑑定の爲に鑑定人に交付された偽造に係る取戻申請書の筆跡と被告人の手記せる英字ヒンデイ字及ウルドウ字の筆跡との間に、事實上著しい類似點の存することは認めると云ふに等しい。此の筆跡の類似に關する證據と事實上虚偽である彼の辯解に付ては彼の立場は正しく盜品の近頃占有を爲す者が占有取得に關する辯解を爲し、取調の結果其



の辯解の虚偽なることが判明した場合に類似して居るのである」と。斯くて、アブダル・アジズに對しては有罪判決が確定した [Sureshchandra v. Emp., (1928) Lab. 309; 110 I.C. 449; Hemraj Lodhi v. Ram Charan, (1934) Nag. 204]

此の規定に依れば、争ある文書と真正に成立したることの證明された文書とは之を陪審に交付し、陪審員をして兩文書の比較對照を爲さしめ陪審員單獨の判斷を引出すべきものではなく、陪審員は鑑定人の鑑定の結果を斟酌し若くは問題の筆跡に通曉する者の助力を得て其の眞否を決定すべきものゝやうに思はれる [Reg. v. Harvey (1869), 11 Cox, C. C. 546; Rex v. Richard, (1918), 88 T. J. K. B. 720]

Reg. v. Silverlock 事件に於て、裁判長ラッセル卿 (Russell L. C. J.) は「筆跡の對照に付特別の技能を有する者及過去の經驗に依り信賴すべき鑑定を爲し得る者の鑑定を、其の者の有する技能及經驗が業務上 (in the way of business) 得られたるものに非ざる理由に依り、排斥すべしと爲せる判例は存在しなす」と云ふ。 [Reg. v. Silverlock (1894) 2 Q. B. 766] 近時に於ては、鑑定人の筆跡鑑定には一般に形式的證據力が認められて居る。然し、筆跡鑑定の實質的證據力は陪審の判斷すべき事項であり、其の判斷は最も慎重に爲されることを要する。經驗の示すところに依れば、總て鑑定なるものは極めて偏頗なる結論を導き易いものであり、之が採容には大なる注意を要するものである。而して、其の實質的證據力は往々にして容易に確認することを得ない證人の精神的性格如何に依り左右されるものである。筆跡鑑定の重要な價值は、鑑定人は其の經驗に依り素人には容易に看過され易

い筆跡の類似點及非類似點を速に發見し得ると云ふことに存する。而して、鑑定人の擧示せる之等の類似點及非類似點が眞實存するならば、判事及陪審は其の鑑定内容を検査——殊に寫眞の力を藉りて検査——し、自ら其の信憑力を確かめべきであり、之に反し、其の信憑力を確かめ得ない鑑定人の單なる鑑定に余り價值のないものである。

筆跡の鑑定には誤謬を生ずる多くの原因が存在する。筆跡の模倣が其の原因事實たることは勿論であるが、此の外尙、同一教師に付て書法の教授を受けること、營業の同一部門に於て他人と共働すること等も其の原因事實中に數へ得るであらう。之等のことは總て往々にして筆跡の似る原因と爲るものである。一定の營業又は職業の人は、其程ではないが往々にして、特異の性格を有し又人には一般に筆者の年齢、健康、不健康性を表はす性格的特異性のあるものである。

筆跡は時に極めて巧妙に模倣されることがある。兌換券偽造罪に係る裁判に於て、偽造兌換券の一枚に記入されて居る自己の氏名を見て或る銀行書記は明瞭に其の氏名を自己の筆跡であると誓言したが、それは、事實は他人が偽造したものであり、却て其の書記が自己の筆跡なることを斷言するに躊躇した筆跡が實は眞筆だつたと云ふ例があつた [Rex v. Carsewell, (1791) Burnett's Criminal Law of Scotland, 502] 或る訟師が多數の偽造罪の起訴に依り千八百六十一年ダービーに於て裁判された。起訴事實の一は、件の訟師に對する訴訟依頼人たるアベル名義の證書に關するものであり、アベルが一箇の眞正なる特名權設定證書を作成し、訟師がアベル名義を冒用して更に他の抵當權設定證書を偽造



したと云ふ事實であつたが、アベルは偽造證書に於ける自己の氏名の方を真正なる署名とし、真正なる署名の方を却つて然らずと誓言した。此の證言は治安判事及起訴陪審の面前に於て爲されたものであるが、アベルの右證言は誤りであり、其のことは同じくゲービーに於て裁判された右偽造證書に基づく民事訴訟に於て、前記訟師が、アベルが先に其の眞筆なりと證言せる署名は訟師の偽造せるものなることを證言すると共に、其の證言が多くの情況事實に依り裏付けられるに及び決定的に確定されたのであつた（千八百六十二年ゲービーの夏季巡回裁判に於てアール裁判長 (Eyre, C. J.) の係で裁判された *Painter v. Abel* 事件 (2 H. & C. 113)）エルドン卿 (Lord Eldon) は此の種の證據の不確實なることを示す極めて著名な事例を擧げて居る。或る裁判に於て、信用し難い法律行爲を記載せるものとして多大の疑問を投げなれて居た證書が提出された、訟師は尊敬すべき人物であり、又彼は右證書に立會證人と爲つて居る人物を信頼して居た。而して、其の立會證人の一人は實にエルドン卿其人であり、訟師はエルドン卿の立會證人としての署名を援用し、證書の眞正なることに付ては聊の疑念をも抱いて居なかつたが、エルドン卿は自分は曾て證書に立會證人として署名したことはないと言明した [*Eagleton v. Kingston*, (1803) 8 Ves. at p. 476]

之に反し、時には些細な事項が争ある文書の眞否を確定せしめることがある。 *Cresswell v. Jackson* 事件 (千八百六十四年ゲービーのリチャード・キーン) の出版した現存の報告書) では遺言狀追加 (*Codlings*) 即ち或る遺言書の行間の書込及其の遺言書の要旨の部分茲に最初の遺言狀追加の偽造なること

が證明されたが、それは「e」の字の横線の引き具合が遺言者と偽造者の筆跡を區別する決定的の手引となつて證明されたのであつた——又、之に類するものであるが、 *Howe v. Buttkhardt* 事件 (本書四四七頁及四四八頁参照) では「r」の字の上方の書方が偽造文書と主張されて居る文書の眞否を決定する要點であつた。

*Doctor's Commons* (倫敦の *St. Paul's Cathedral* 附近にある一會館で、千八百五十七年迄此所に宗敎裁判所と海事裁判所が置かれて居た) に於ける或る事件に於て、博識の判事は文字を修正し繪取るのは偽造の疑を生ぜしめるものであり、文書は修正し繪取るべきものではないと云ふ一般の説を否定して、斯る説は殆んど意味のない説であると云ひ、更に其の事件に於て専門家である證人が鑑定の場合に利用したと稱せられて居る強度の擴大鏡の使用を斷乎として排斥し、強度の擴大鏡は實體の検査に如何に適當に應用せらるゝも實體を其の眞の姿に於て寫し出すよりも寧ろ之を否曲誤現して寫し出し易いものであり、それが或る説又は先入意見を確める爲に使用される場合 (偏頗な人が使用する一般の場合) には特にそうであると云ふ趣旨のことを述べて居る [*Robson v. Rooker*, (1824) 2 Adlams, 53, at pp. 85, 88 (a), 89] 然し、幸にも、我が英王國の他の裁判所は證明方法に關する斯る純粹なる技術的制限を認めず、普通法裁判所、衡平法裁判所及刑事裁判所は筆跡鑑定に付擴大鏡や洋燈の使用を許し、文書偽造の起訴があり、問題の證書の文字が最初に鉛筆で他の筆跡を寫し其上をインキで繪取つて書いたものなりや否やが問題となつた事件に於て、件の文書を反射鏡を以て検査した彫刻



師の鑑定の結果は之を證據とすることを得るものとされて居る [Reg. v. Williams, (1838) 8 C. & P. 434] 而して、現在に於ては、海事裁判所 (Court of Admiralty) や遺言檢認事件及離婚事件裁判所 (Court of Probate and Divorce) も共に斯る證明方法を是認して居る。

上に示唆したる擴大鏡に對する不信賴は、一世紀以前に於ける擴大鏡の不完全さを顧慮すれば當時に於ては恐らく當然だつたであらう。強度で無曲面積 (area undistorted vision) の狭小なる擴大鏡は現代の精巧なるものを以てしても尙之が使用者に誤れる印象を傳へる可能性が極めて多いのである。然し、現今は如何に精巧なる擴大鏡でも容易に之を求め得るを以て往昔の擴大鏡に對する不信賴は最早消失せるものであり、擴大鏡を利用して觀察を助けることは最大の効果を有するものである。擴大寫眞は往々にして偽造の場合に行はれる文字の修正を發見せしめ又はインキの相違若くは半消の鉛筆の跡を發見せしめる上に役立つものであるが、それは、證書の紙面に残存して居る物質の化學的合成が異なるときは其の物質より反射する光線の化學的效果に差違を生じ、之が明瞭に寫眞に現はれるが爲である。擴大寫眞が效果的に利用された事例としては、ピゴットの偽造事件があり、此の事件の取調に當つては Parnell Commission に對して多數の精巧なる擴大寫眞が提出された。其の寫眞に依れば、文字が修正され繪取られたものであることは動かし得ない事實であつたが、ピゴットの反對訊問に依り偽造は彼の所爲ではないと云ふことに爲つたので裁判所に於ては此の寫眞は證據とならなかつた。

サージョン・ニコル (Sir John Nicholl) が濫蓄を傾け判決中に、此の種の證據に關し多數の教訓となる點があるから次に其の判決の一部を抄録しやう。曰く「當裁判所は屢々筆跡を證明する證據は、其の性質上如何にしても極めて不正確なものであると云ふ事實に遭遇して居る。即ち、巧妙に偽造され居たる爲に偽造の筆跡を誤つて眞正の筆跡と爲し又之に反し、同一人の筆跡なるも異なる狀況に於て手記され兩筆跡が類似せざりし爲に之を同一人の筆跡に非ずとせる鑑定が屢々あつた。手記者の手記當時に於ける正確なる狀況を知らず且其の狀況に關する周到なる判斷を用ひずして、筆跡殊に一箇の署名に付て之が或る人の平素の筆跡と類似せずとの理由に依り——其の類似せざることが如何に強く確められたる場合又は確められたるものと思はれる場合に於ても——其の署名を或る人の署名に非ずと輕卒に證言するやうな人は誤謬を犯すことが非常に多く、夫故に、斯様な人の單なる一箇の記名又は署名に付ては本人の記名又は署名に非ずとする證言、鑑定は、通常の場合に於ては、其の記名又は署名のある文書の眞否を終局的に決定する證據として用ひることは出來ない。而して、斯る證言、鑑定が文字の一般の特徴の相違に着眼せるものでなく、單に特殊の文字の相違に着眼せるに過ぎない筆跡の非類似性に基礎を置いて爲されたる場合には特に其の誤なることが多い。蓋し、文字は其の手記當時のほんの僅の事情——例へば、腰を掛けて書くか立つた儘上體を曲けて書くか又は紙を堅い物の上に置いて書くか柔い物の上に置いて書くか若くはどの程度に傾いて居る台の上で書くか——更に又鉛筆で書くかインキで書くかと云ふやうな事情——が、同一人が時を異にして文字を書く場合に同



一の文字を書體を變へて書く立派な説明となるからである。斯る事情にお構なく常に其の書く文字の書體が一定して居て、其の爲に特殊の文字の書體の相違を以て兩筆跡を同一人の筆跡に非ずとする理由と爲し得ると云ふ程極つた文字の書方をする者は少いであらう」と [Raison v. Poole, (1824)]

2. Addams, at p. 79.]

尙、具體の場合に於て、斯る一般的觀察が如何なる程度に於て役立ち得るか、問題として残るのであるが、それは、其の場合の情況如何に依るのである。例へば、時を異にし、異なる事項に付て作成された多數の文書を検査して、其の間に人の習慣の明なる非類似性が認め得られる場合に於ては、其の文書は異なる人の書いたものと認めるを相當とすべく、之を以て其の文書は總て同一人が書いたものであるが、或るものは立ち或るものは腰を掛け更に他のものは其の他の姿態で書いたものであると説明することは無理であらう。又、一様の文書中に、他の文書中には発見出来ない一の習慣あることを現はすやうな證據は、其の習慣が個々の文字のみに關するものであつても重要なものである。

筆跡が巧妙に偽造されて居る場合には、筆跡を證明することは著く困難となるが、習慣の力は恐しいもので、或る程度に他人の筆跡を真似ることは出來ても、通常は何所かに自己の流儀、特徴の現はれるものであり、斯る特徴は特殊の文字の書方又は特殊の語の綴方に現はれることが最も多し [Per Macdonald, L.C.B. in Rex v. Bingham, Horsham Spring Assizes, 1811, Shorthand Report, 106; Howe

v. Buckhardt, 本書四四七頁及四四八頁; Cresswell v. Jackson, 本書二五二頁。後者の事案は特徴のある字綴に關する奇妙な事例を示して居る。即ち、問題の偽造文書に於ける「daughter」の語は全部（只一つの例外があつたが）其の偽造者なりと主張された者の住居地方の一般の發音に従ひ發音普通の綴方である「daughter」と綴つてあつたが、被偽造者たる遺言者は斯る誤字を書いた試なく、此の誤字より偽造の事實が判明したのであつた。尙、Byres v. The Stornoway (General) 事件 (1866) 參照。此の事件に付ては、セルボーン卿 (Lord Selborne) の公私生活に關する備忘録第一卷二六頁乃至三四頁に其の報告記事がある。此の事件は、檢事總長が明に偽造である數箇の文書の偽造者を原告たるライヴズ夫人の母親セレス夫人なりと主張した事件である。右文書には身分、地位の高い人が署名したることを示す文句があり、其の中の二通には「offspring」の語が用ひられて居たが、其の綴は「ortspring」と爲つて居た。檢事總長は原告の母の筆跡を證明する爲に原告が其の母の筆跡なることを承認せる三通の信書を提出したが、其の信書の中に同一の誤字があつた]

アレキサンダーと稱する洋服屋が、同名の富豪が死亡したが相続人と稱する者がないと云ふことを知り、件の富豪の邸宅の屋根裏の部屋に侵入し、其の家族に關する多數の信書を發見し、之を持去り、其の信書を利用して同種の多數の信書を偽造し、自己を富豪の家族と關係あるもの、如く作爲し、それらに成功し、蘇格蘭の民事最高裁判所の Outer House の判事（此の裁判の地位にある者は Lord Ordinary と呼ばれて居る）は洋服屋勝訴の判決を下したが、其の事件は控訴されて右裁判所の Inner



House に移された。而して、控訴と爲るや當時青年辯護士に過ぎなかつたメドゥバンク卿 (Lord Meadowbank) は右の多數の信書の眞否に付て疑問を挾んだのであつたが、彼が其の疑問を抱くに至つた事情は多數の人から差出されたものと爲つて居る多數の信書に書かれて居る多くの語の綴が孰れも同じ具合に間違つて居て、或るものは極めて特異なものであり、仔細に検査して見ると、信書は總て同一人の書いたものと思はれると云ふことであつた。此の事件は Inner House の注目するところと爲り、裁判所は洋服屋を裁判長の机の所に呼び、裁判所の面前に於て訊問した。洋服屋は Inner House 第二部の部長 (Lord Justice Clerk) の口授を書取ることを命ぜられ書取をしたが、彼は其の書取に於て、前記の信書に綴を間違へて居る語の全部に付て全然同一の間違を爲し、此の綴の間違と其の他の情況證據に依り信書は總て彼の偽造したるものであることが證明され、洋服屋は遂に其の偽造の事實を自白したが、其の自白に依れば、件の信書は前記富豪の邸宅の屋根裏の部屋にあつた紙に彼が書いたものであると云ふことであり、先に此の事件に付て鑑定を爲し、問題の信書は別々の人が書いたものと思ふと云ふ鑑定をした六人の彫刻師の鑑定の結果は孰れも間違であることが實證されたのであつた [Reg. v. Humphreys 事件に於て、メドゥバンク卿自身が陪審に對する説示の過程に於て物語つた話。本書二五九頁乃至二六二頁參照 Swinton's Report at p. 350 及千八百四十六年 Smith v. Earl Ferrers 事件の速記報告參照]

印刷體の文字が偽造された場合に於ては、文書の眞否を確定することは益困難であり、ロルフ男爵

(Mr. Baron Rolfe) は此の場合に於ける鑑定には價値なしと云つて居る (Reg. v. Rush, Norwich Spring Assizes, 1849; Professor Webster's case, Benin's Report, 本書一四〇頁參照) (註)

註 印度の法制——商法研究學は今日尙不確實、不正確であり、從來は、之を非決定的のものと看做す傾向があつた。一般原則としては、筆跡の鑑定を基礎として有罪決定をすることは安全ではない。裁判所は顯はれた事件の事實及情況に基き裁判すべきであらざる (Balahu Jha v. Parmeshwar Rai, 64 I.C. 224) 鑑定の結果被告人の筆跡に顯著なる特徴なく且筆跡の書體が稀有のものでない場合は、鑑定の結果が被告人の筆跡と爲つて居ても有罪決定を爲し得ない (In re Venkatarao, 36 Mad. 159; Srikanth v. Emp., 2 A. L. J. 444; Kalicharan v. Emp., 6 A.L.J. 184; 2 I.C. 154; Jalta Prasad v. Emp., 13 O.C. 1; 5 I.C. 355; Ishar Das v. Emp., 18 P. W. R. 1908; 8 Cr. L. J. 75; Jaluddin v. Emp., 18 P. W. R. 1912; 15 I. C. 979; Barindra Kumar Ghose v. Emp., 37 Cal. 467; Mohammad Kafir v. Emp., 51 I. C. 774; Tohab Santara v. Emp., 65 I. C. 426; Hari Singh v. Iachmi Devi, 59 I. C. 229; Sheotalal v. Arjundas, 1 Pat. L. T. 136; 56 I. C. 879; Abbas Quli Khan v. Emp., 17 O. C. 276; 25 I. C. 843; Sureshchandra v. Emp., 39 Cal. 606; In re Sihawa Naik, 30 I. C. 751; Punjab National Bank Ltd. v. Mercantile Bank Ltd., 8 I. C. 98 參照) 筆跡鑑定の結果は、之を證據と爲すには他の鑑定の場合と同様に、鑑定人が法廷に召喚され反對訊問を受けたることを要する [Padma Priya v. Dharmadas, 15 C. W. N. 728; 10 I. C. 965; Peary Lal v. Emp., (1923) All. 601; 75 I. C. 148; Sarwar Khan v. Emp., 55 I. C. 273 參照]

#### 第四節 日時の確定

往々にして偽造及詐欺の事實を發覺せしめる端緒となる多數の物理的、化學的情況事實の中で、最も顯著なる事實としては、文書の日附と其の用紙の紙質中に漉してある西洋紀元の年號とが一致しないこと云ふ事實を擧げることが出来るが、用紙の中には、時々其の需要關係を見越して、發行翌年の年



號を漉したものがあつた。従つて、此の情況事實は常に必ずしも偽造、詐欺を推定する安全なる根據となるものではない（千八百三十六年ウエークフィールドに於て開廷された破産裁判所々長は、當時彼が使用して居た用紙——政府の御用紙屋が發行したものであつた——に千八百三十七年の漉のあることを發見した）製紙業者が其の製造用紙に過去の年號や將來の年號を入れることは稀なことではない。千八百三十四年に訊問された或る證人の供述に依れば、同人は特別の注文に依り千八百二十八年の年號を漉し込む紙型を製作中であると云ふことであつた [Rodger v. Kay (1834) 12 Cases in Court of Session, 317; Miller v. Fraser, (1826) 4 ibid. 551; 4 Murray's Cases in Jury Court, at p. 118] 昔の事件であるが、ヴェニスより發信されたことになつて居る信書が英蘭に於て製作された用紙に書かれて居たと云ふ情況事實に依り其の信書の偽造なることが發覺した事件があつた [Sir Francis Moore's Rep. 816, 817 (Sir Anthony Ashley's Case, 1611)] 此の事件はサー・ジェームス・クライトン及其他の者が共謀してサー・アンソニーを誣告し、殺人罪に依り起訴せしめたりとして、アンソニーがクライトン其の他の者を告訴し星法院 (Star Chamber. 此の裁制は千六百四十年に廢止された) に於て裁判された事件である]

或る偽造小切手に基く小切手金請求訴訟事件に於て、原告は件の小切手は或る故人より原告の同人に對する二百磅の貸金債權辨濟の爲に受取つたものであると主張し、更に件の故人に對する貸金は原告が繼母に對し約束手形を振出し、繼母より借用して貸したものであると稱し、原告は訴訟の爲に該

手形を繼母より借りて證據として提出した。而して、該手形には之に貼用せられ居る印紙上の年號印の部分に一箇の孔が開いて居たが、原告の主張に依れば、此の孔は繼母が手形を書類挿に挿した爲に生じたものであると云ふことであつた。右約束手形の日附は「1889」年となつて居り、印紙上の年號は之よりして當然「89」年たるべきであつた。然るに、最初の數字の殘存部分より判斷すれば、其の灣曲の具合が「8」の字の半分の鋭い灣曲とは受取れず、判事は之に氣附いたので、精巧な器具を用ひて、手形の裏面に入念な工作を加へて検査することとなつたが、すると、印紙上の年號は「90」年となつて居たものであることが明瞭となつた。尙印紙局 (Stamp Office) の官吏の證言に依り、印紙は年代遅に發行されることはいふ事實が判明した (Howe v. Burckhardt and another, Middlesex Hilary Sittings, 1891 coram Wills, J.; 本書四四七頁及四四八頁)

手記に係る文書、否、其の他の文書でも、文書は總て其の内容を批判的に検査することが文書の眞否を證明する最良の方法であり、文書が古文書なる場合には特に然りである。如何に偽造に長じたる者と雖も最後迄偽造に成功することは稀である。偽造文書は多くは其の中に時代の相違に依る習字法の特徴に反する特徴あるか、文書の作成日附當時存在せざりし語が使用され居るか、當時用ひられ居たる意味と異なる意味に用られ居る語が存在するか、被偽造者の性格、持論、感情又は被偽造者の知り居たるに相違なき出來事、環境と調和せざる文意あるか若くは時代に一政せざる事實を現し又は考方を爲せる箇所あるかに依り馬脚を現すものである。斯る判斷法が健全なることを例證する事件は裁



判史上に其の例極めて多く、次に掲げる事件は極めて興味ある實例である。

フィリップ及メリー治世第二及第三年十一月十三日と云ふ日附の記載ある證書が證據として提出され、其の中にはフィリップ及メリーの兩名をスペイン、兩シシリーの皇帝及女皇 (King and Queen) ブルグンデイ・ミラン・ブラバンドの大公 (duke) として記載されて居た。然し、當時右兩名は正式にはスペイン及シシリー王 (Princes) の稱號を有したるのみであり、兩名がスペイン及兩シシリーの皇帝及女皇の稱號を使用するやうになつたのは翌年の四月以降のことであつた。又、ブルグンデイをミランよりも前に記載すると云ふことは前例のなすことであつた [Mossam v. Ivy (1684) 10 Statute Trials, 555, 617; Co. Litt. 7 b. 參照]

此の種の事件の中で、最も珍奇にして且教訓に富める事件はアレキサンダー・ハンブリーズが數箇の文書を偽造行使してスターリング伯爵の稱號と之に伴ふ莫大なる財産を篡奪せんとせる罪に依り千八百九十三年四月エヂンバラの蘇格蘭高等刑事裁判所 (the High Court of Justiciary) に於て裁判された事件である。偽造文書中の一通はチャルス一世のノヴォダマスの特許狀 (a charter of Novodam-<sup>es</sup>) の抄本の形式を有し、其の中には千六百三十九年十二月七日日本特許はウイリアムにスターリングを領有せしめ之に伯爵の稱號とスターリングに於ける財産を賦與する旨及該稱號並財産は直系卑屬たる男子之を相續し若し斯る男子なきときは長女之を一括相續し其の後は長女の直系卑屬たる男子が分割相續する旨が規定されて居た。此の抄本には其の證明文中に大僧正兼大法官たるスポテイスウッド

が證人として其の真正なることを證明する旨が記載されて居た。然し、右大僧正は千六百三十九年十一月二十六日既に死亡して居り且樞密院の記録に依り、彼は死亡前大法官の職を辭し、國爾は件の特許狀の日附以前の千六百三十八年十一月十三日ジェームス・ハミルトン侯爵の保官に附せられたる事實及大法官の職は千六百四十一年九月三十日ラウドン卿が之に任命される迄空位となり居たる事實が證明された。真正なる特許狀には件の抄本よりも四日後の日附があり、ジームス・ハミルトンが其の證人と爲つて居た。倅て、此の偽造事件の真相を曝露する重要な情況事實に付て觀るに、それは大蘇の如くであつた。即ち、スポテイスウッドの傳記其の他の著書の末尾に附録として録載されて居た蘇格蘭の大法官列傳中にはセント・アンドリュウの大僧正スポテイスウッドの大法官辭職とラウドン伯爵の大法官就任との間の空位時代に付て何等の記載がなかつた。件の抄本欄外には [Reg. Mag. Sig. lib. 20] として國璽登錄簿第五十七に登錄されて居る旨の附記があつたが、特許狀に斯る様式の附記をする例は登録簿を一箇の表題下に統一する爲に其の編成替の行はれた千八百六年に始めて用ひられたものであり、其の以前に於て此の種の文書を編綴する帳簿は [Charters, book i, book ii, ...] と云ふ表題を附せられて居たことが證明された。件の抄本には最初のスターリング伯爵の男子は [nostro consanguineo] と云ふ稱號を附されて居たが、平民たる子供に對し斯る稱號を附することは昔の特許狀には曾て其の例のないことであり、其の他にも内容に不合理の點があつた。件の抄本は數枚の用紙を綴り合せて作成されて居た。従つて、此の綴り合せが昔に出來たものとするれば、外氣に觸れない綴目



の部分の紙色は他の部分よりも白味を帯びて居るべき筈であるが、用紙の色は一様に——綴目の部分も他の部分も——茶褐色を呈して居た。件の抄本の欄外の周囲には赤線が描かれて居たが、其の日附當時に於ける抄本のことと精通して居る官吏の證言に依れば、斯の如き赤線を描く例が大法官廳に於て採用されるに至つたのは凡そ千七百八十年來のことであると云ふことであつた。以上の如き一連の不合理なる事實に依りハンブレイズが其の請求を維持する爲に提出した文書は、件の抄本は勿論其の他の文書も悉く偽造に係るものなることが決定的に證明されたのであつた。而して、之等の文書の中には作成名義人が *Guillaume de l'Isle, "Premier Géographe du Roi, avec privilège pour vingt ans"* と爲つて居る一葉の銅版加奈陀地圖があり、其の裏面の作成證明文中にはニスムズの僧正フレツチャイ及キャンブレイの大僧正フェネロン名義の證明文が附され、前者の證明日附は千七百七年六月三日、後者の證明日附は同年十月十六日と爲つて居た。然し、之も亦偽造に係るものであり、デュ・リッスルが王の地理學者に任命されたのは千七百十八年八月二十四日なることが證明された。デュ・リッスルの地圖出版せるものには總て彼が始めて著作権を取得した千七百三年の年號が記入してあるが、彼は其の居所又は職名の變る毎に最初の銅版地圖——之を基本として多くの地圖が出版された——に於ける著作権者の居所、職名を變更した。而して、或る鑑定人の鑑定の結果に依れば、右銅版地圖には最初は單にデュ・リッスルとあつたに過ぎなかつたが、千七百十八年に至り *Guillaume de l'Isle, "Premier Géographe du Roi, avec privilège pour vingt ans"* と變更されたものであると云ふことであつた。尙、

フレツチャイは千七百十一年に死亡し（彼の後任としてニスムズの僧正を任命する特許狀「*lettres-patentes*」が證據として提出されたが、其の特許狀の日附は同年二月二十六日と爲つて居た）又フェネロンは千七百十五年一月七日に死亡せることが證明された。之等の事實に依れば、千七百十八年以前に發行された地圖にデュ・リッスルを王の地理學者として記載し得べき理由なきこと及デュ・リッスルが王の地理學者に任命される以前に其の任命ありたる趣旨の記載ある地圖に千七百七年の日附を以て右任命の行はれた千七百十八年以前に死亡せる者が證明文を書き得ざるべきこと換言すれば其の地圖を偽造に係るものと認むるの外なきことは理の當然である。此の地圖の偽造者はデュ・リッスルが千七百十八年に初めて王の地理學者に任命された事實を知らずしてデュ・リッスルの多くの地圖に千七百三年の日附が記載されて居た爲に偽造地圖に對する證明文の日附を漫然千七百七年としたものに相違ないが、偽造に依り人を瞞著せんとする企圖を馬脚を現すことなくして遂行することは誠に困難な業と云ふべきである。尙件の證明文はインキで書かれたものであつたが、其のインキは千七〇七年當時一般に使用されて居たインキではなく其の後に發明されたインキに似せた合成インキであつた。此の事件に於ては以上の事實の外にも尙、ハンブレイズの行使に係る文書を偽造と認むべき強い理由があり、陪審は全員悉く該文書の偽造なることを認めたのであつた「*アーキボールド・スキントンの此の裁判の報告記事* (2 *Swinton Just. Rep. Ser.*) 參照。尙、此の裁判の報告書としてはウイリアム・ターンプルの報告書、或る英蘭法律家の此の裁判に對する評論 1 *Townsend's Modern State Trials*, 403 及 1



Dickson's Law of Evidence in Scotland, § 289, p. 173 がある]

マクドナルド裁判長 (Lord, Chief Baron Macduald) は吾々は日常僅少の時間は全然之を考慮しない癖がある。然し、假に時計を以て數秒若くは數分の時を計つて見れば、其の人は必ずや數秒、數分が一般の概念と爲つて居るよりも遙に長いことに驚歎するであらう。然るに、吾々が一分若くは一瞬と云ふことを口にする場合、一般にはそれは只單に短い時間と云ふ位の觀念を表現するものとしか理解されないものであると云つて居る [Rex v. Patch, (1805), Gurney's Report, 171] 然しながら、往々にして、數分若くは一瞬の時間が事件發生の正確なる時を確定する爲に最重要事項たる場合がある。此の場合には、數分の時間の差違が事件を決定する要素と爲ることもあるのであり、此のことは不在の抗辯が提出される事件に於て屢々發生するところである。或る殺人事件に於て、不在の抗辯が提出され、殺人事件發生直後被告人を目撃したと稱する數人の證人の正確なる目撃時間如何と云ふことが事件を決定する必強の要素と爲り、結局事件發生當日學問のある一證人が前記數人の證人の證言せる各時間の長さを公認時計を以て比較研究して、數人の證人の證言せる時間を正確に決定することが出來たと云ふ例があつた (Rex v. Thornton, 本書三〇一頁乃至三〇六頁參照) 郵便局の消印は屢々争ある日附を確定するに當つて極めて重要性を有することがあるが、消印の押捺方法の不完全なる爲に其の利用價值を失へる場合も屢々あり、裁判上利用價值無しとされたことも二、三にして止まらない (By Lord Campbell, L. C. J., in Rex v. Palmer, 本書四〇六頁乃至四一四頁及 by the Lord Just-

ice Clerkin Reg. v. Madeleine Smith. 本書三七六頁乃至三八二頁參照) (註)

註 印度の法制——證據として郵便の消印を利用するに付ては、尠くとも三箇の明瞭なる原則が存在して居る。即ち、第一には、官廳の印章たることを示す印章の存することに依り、當該印章は郵便局の關係官吏に依り眞正に押捺されたものと推論し得る。第二には、消印が眞正に押捺されたものなる場合には、それは消印のある封筒が消印の日附の日に檢印されたものなることを證明する。第三には、消印は消印中に記載され居る場所又は郵便局に於て現實に押捺されたものなることを證明する (Golind Chandra v. Dwarakanath, 20 C.L. J. 455: 26 L. C. 962) [Indian Evidence Act (1 of 1872), s. 16 參照] 信書に存する消印は信書が消印に記載され居る時其の記載場所のポストに存したることの一應の證據である。然し、消印に依り投函日時を推定は他の證據に依り反證し得る (Stooken v. Collin, 7 M. L. W. 515; Golind Chandra v. Dwarakanath, 20 C. L. J. 455: 26 L. C. 962) 信書が正當に投函されたこと又は其の宛名が眞正に記載されたことは推定されなく (Randas v. Official liquidator, 9 All. 386) 郵便に依り發送した通知が適法に送達されたりとの推定は法律上の決定的推定に非ずして單なる事實上の推定に過ぎず、具體の場合に於て斯る推定を生ずるや否やは其の場合の情況に依つて決せられる問題である (Mirapurah v. Gopal Narayana, 7 C. L. J. 351) 郵便電報に付ても以上と同様の推定の法則が適用される。

人體に於ける傷害若くは人體の衰弱状態を基礎として爲された科學的證言は屢々間接に時の問題の解決に利用されて居るが、(註) 此の問題は法醫學の研究部門に屬するものである。

註 印度の法制——食物の消化に要する時間は法醫學上尠正確なことは不明とされて居る (Emp. v. Bhulotam, 64 L. C. 379; Kaimi v. Emp., 34 L. C. 987)



號數 年月 司法資料表題

第一號	大正二〇、二	定型アル犯罪ノ調査(賭博編)
第二號	一〇、一一	第二回國際少年保護會議議事錄
第三號	二、一	國際刑事協會獨逸支部ニ於ケル保護觀察制度創設ニ關スル會議議事錄
第四號	二、二	米國ノ家庭裁判所
第五號	二、三	獨逸ニ於ケル檢事局及司法警察
第六號	二、四	米國ニ於ケル少年裁判所ト社會
第七號	二、五	第二回國際少年保護會議提出報告書第一集
第八號	二、六	英國及ラエリノ警察
第九號	二、七	復權ニ關スル佛國法令
第一〇號	二、八	獨逸ニ於ケル調停手續ニ關スル規程
第一一號	二、九	佛國戰時家賃法伊國小作契約法
第一二號	二、一〇	英國ノ判事及マナト論
第一三號	二、一〇	英佛ノ辯護士法制
第一四號	二、一一	獨逸ノ辯護士法制
第一五號	二、一二	獨逸ニ於ケル監獄作業ノ經營並ニ管理ニ關スル調査報告
第一六號	二、一三	辯護士倫理
第一七號	二、一四	獨逸國調停法草案及同理由書
第一八號	二、一五	英國監獄制度
第一九號	二、一六	獨逸國少年福利法草案同理由書及確定法文

第一九號	大正三、四	獨逸國少年裁判所法草案及同理由書
第二〇號	三、五	市加古少年裁判所ノ研究
第二一號	三、五	勞働裁判法ニ關スル獨逸國裁判官會議議事錄及評論(附)統一の勞働法編纂委員會起草勞働裁判法私案
第二二號	三、六	獨逸國ニ於ケル暴利取締法及活動ノ實況
第二三號	三、六	戰前ニ於ケル獨逸國ノ社會的立法概観(附)丁抹ノ社會政策的の立法概観
第二四號	三、七	獨逸國經營協議會法及關係法令集
第二五號	三、七	獨逸國ニ於ケル賃率契約、勞働者及使用人委員會並ニ勞働爭議ノ調停ニ關スル法制(附)調停制度概観
第二六號	三、八	獨逸國ニ於ケル住宅及移住制度(附)英國ニ於ケル農業小作紛議仲裁ノ實況
第二七號	三、八	短期自由刑論
第二八號	三、九	西班牙國假釋放ニ關スル法令集
第二九號	三、九	獨逸英ニ於ケル商工業者ニ關スル特別裁判法制
第三〇號	三、一〇	獨逸國勞働裁判所法草案及理由書
第三一號	三、一〇	獨逸國少年裁判所法
第三二號	三、一二	司法制度改良論
第三三號	三、一二	獨逸新經濟法
第三四號	三、一二	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(佛伊白蘭國之部)



第三五號 大正三、三	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(英國及瑞西之部)	第四九號 大正三、七	米國ノ刑罰制度
第三六號 〃 一、一	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(丁抹瑞典諸國之部)	第五〇號 〃 一、八	獨逸國民事訴訟改正律令
第三七號 〃 一、一	英國ニ於ケル略式刑事手續及すこつとらんとニ於ケル刑事手續	第五一號 〃 一、八	英國裁判所構成論(三、下級裁判所ノ部 其一、治安裁判所)
第三八號 〃 一、二	佛國借家借地法	第五二號 〃 一、九	英國裁判所構成論(四、下級裁判所ノ部 其二、州裁判所及檢屍官裁判所ノ組織)
第三九號 〃 一、二	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(英國、加奈陀之部)	第五三號 〃 一、九	英國裁判所構成論(五、中央審トシテノ英國高等法院ノ組織及權限)
第四〇號 〃 一、三	佛國監獄制度及同職員令	第五四號 〃 一、一〇	佛國商事裁判制度
第四一號 〃 一、三	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(南亞之部)	第五五號 〃 一、一〇	獨逸國ニ於ケル裁判所ノ組織及ヒ刑事手續ニ關スル法令
第四二號 〃 一、四	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(瀋洲之部)	第五六號 〃 一、二	英國裁判所構成論(六、地方審トシテノ英國高等法院及其他ノ上級裁判所ノ組織)
第四三號 〃 一、四	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(米國之部)	第五七號 〃 一、二	獨逸國勞務契約法草案及評論(附)佛國勞務法正文
第四四號 〃 一、五	英國法律生活概要及同國ノ刑事控訴制度	第五八號 〃 一、三	米國少年裁判法
第四五號 〃 一、五	英國裁判所構成論(一、英國裁判官ノ地位(附)司法行政機關)	第六〇號 〃 一、一	英國裁判所構成論(七、英國ニ於ケル非訟事件裁判所、特種裁判所及仲裁裁判所ノ組織(附)裁判所相互ノ關係)
第四六號 〃 一、六	英國裁判所構成論(二、英國ニ於ケル起訴官廳及辯護士ノ地位)	六一號 〃 一、一	不定期刑言渡ノ制度
第四七號 〃 一、六	瑞西辯護士法	六二號 〃 一、二	改善不能性犯人ノ處遇
第四八號 〃 一、七	露西亞事情	六三號 〃 一、二	英蘭刑事訴訟概観及巡回裁判所ニ於ケル訴訟記録

第六四號 大正四、三	獨逸國後見制度(前編)	第八〇號 大正四、三	刑罰ニ關スル制度(其二)
第六五號 〃 一、三	獨逸國後見制度(後編)	八一號 〃 一、一	北米合衆國の刑事裁判(其一)
第六六號 〃 一、四	刑ノ執行猶豫制度	八二號 〃 一、二	北米合衆國裁判制度(二、カリホルニヤ州ノ裁判制度)
第六七號 〃 一、四	假釋放	八三號 〃 一、三	北米合衆國の刑事裁判(其二)
第六八號 〃 一、五	國際刑事學協會獨逸支部ニ於ケル行刑上ノ累進制度、宣誓セサル證人ノ處罰及ヒ不定期刑制度ニ關スル會議議事録	八四號 〃 一、四	一九二五年獨逸刑法草案並ニ理由書(各論篇)
第六九號 〃 一、五	諸國ノ刑法草案	八五號 〃 一、五	陪審制度視察報告書集(附) がるそん教授述陪審制度論
第七〇號 〃 一、六	英國司法警察論	八六號 〃 一、五	刑罰に關する制度(其三)
七一號 〃 一、六	英國ニ於ケル少年犯罪者ニ對スル刑法上ノ處遇	八七號 〃 一、六	正義と貧民(其一)
七十二號 〃 一、七	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務(第一篇)	八八號 〃 一、七	正義と貧民(其二)
七三號 〃 一、七	英國陪審ノ組織資格選定召集等ニ關スル省取調委員會報告書(附) 金山檢事宇野判事視察報告書	八九號 〃 一、七	刑罰に關する制度(其四)
七四號 〃 一、八	漢堡ニ於ケル常設仲裁裁判所	九〇號 〃 一、八	刑罰に關する制度(其五)
七五號 〃 一、八	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務(第二篇)	九一號 〃 一、九	英國に於ける警察裁判所
七六號 〃 一、九	獨逸國陪審裁判所記録(附) 秋山檢事鈴木判事視察報告書	九二號 〃 一、九	司法行政上ヨリ見たる普國區裁判所ノ實務(第三篇)
七七號 〃 一、九	刑罰ニ關スル制度(其一)	九三號 〃 一、九	刑罰に關する制度(其六) 完
七八號 〃 一、〇	佛蘭西の政治組織(現代佛蘭西の政治、行政及び司法制度の概観)	九四號 〃 一、〇	英國陪審の組織資格選定召集等ニ關する省取調委員會報告書 第二卷(其一)
七九號 〃 一、二	一九二五年獨逸刑法草案並ニ理由書(總則篇)	九五號 〃 一、〇	諸外國に於ける辯護士制度概観
		九六號 〃 一、二	歐洲諸國に於ける上訴制度
		九七號 〃 一、二	佛國裁判制度 第一(治安裁判所の組織及權限)



第九八號	大正三、三	佛國裁判制度(地方裁判所、控訴院、大審院の組織及權限)	第一一五號	昭和三、八	チエツコ・スロヴァキア共和国の刑法典草案及同理由書(總則篇)
第九九號	一五、三	國際行刑會議報告書集(一)	第一一六號	三、九	米國の勞働法制(上)
第一〇〇號	昭和三、一	國際行刑會議報告書集(二)	第一一七號	三、九	米國の勞働法制(下)
第一〇一號	三、一	公の秩序に對する犯罪に關する比較法制論(其一)	第一一八號	三、一〇	刑法草案集(瑞西一九一八年案、埃一九二二年案、伊一九二一年案)
第一〇二號	三、二	公の秩序に對する犯罪に關する比較法制論(其二)	第一一九號	三、一〇	チエツコ・スロヴァキア共和国の刑法典草案及同理由書(各論篇)
第一〇三號	三、二	英國陪審の組織資格選定召集等に關する省取調委員會報告書 第二卷(其一)	第二二〇號	三、二	佛國陪審に於ける發問の方式とその判例
第一〇四號	三、三	司法ニ關スル法制	第二二二號	三、二	賭博に關する調査
第一〇五號	三、三	司法行政上より見たる普國區裁判所の實務(第四篇)	第二二二號	三、三	佛國の檢察制度
第一〇六號	三、四	司法行政上より見たる普國區裁判所の實務(第五篇)完	第二二三號	三、三	フレデリック・バイウオータリス及エデイス・トムソン事件の陪審公判(英國著名裁判 其二)
第一〇七號	三、四	保安處分	第二二四號	三、一	一九二七年獨逸刑法草案並に理由書(總則篇)
第一〇八號	三、五	陪審裁判所に於ける發問(總則篇)	第二二五號	三、二	大瀆罪に關する比較法制資料
第一〇九號	三、五	陪審裁判所に於ける發問(各論篇)	第二二六號	三、三	一九二七年獨逸刑法草案並に理由書(各論篇)
第一一〇號	三、六	ケート・ウエブスター事件の陪審公判(英國著名裁判 其一)	第二二七號	三、四	刑法改正に關する比較法制資料(前篇)
第一一一號	三、六	單獨判官と司法官制	第二二八號	三、五	刑法改正に關する比較法制資料(中、後篇)
第一一二號	三、七	國際行刑會議報告書集(三)	第二二九號	三、六	佛國裁判所の構成ニ關スル法令
第一一三號	三、七	國際行刑會議報告書集(四)	第一三〇號	三、七	米國裁判所の組織及び訴訟手續
第一一四號	三、八	佛國刑事裁判所の組織及び司法警察			

第一三一號	昭和三、九	ソヴィエツト露西亞の法制(前篇)	第一五一號	三、四	德川禁令考後聚(第二帙)
第一三二號	三、一〇	ソヴィエツト露西亞の法制(後篇)	第一五二號	三、五	佛國民商事裁判管轄
第一三三號	三、二	限定責任能力者社會上危險なる精神病者及犯罪的常習飲酒者に對する處遇	第一五三號	三、六	佛蘭西に於ける檢事の職務
第一三四號	三、二	一九二七年伊太利刑法豫備草案	第一五四號	三、七	獨逸刑法及ひ行刑法施行法草案
第一三五號	三、三	治安判事論	第一五五號	三、八	獨逸刑法及ひ行刑法施行法草案理由書
第一三六號	三、一	各國政府の報告に據る私生子の地位に關する研究	第一五六號	三、九	國際行刑會議報告書集 五
第一三七號	三、二	刑の量定(前篇)	第一五七號	三、一〇	國際行刑會議報告書集 六
第一三八號	三、三	刑の量定(後篇)	第一五八號	三、一〇	國際行刑會議報告書集 七
第一三九號	三、四	佛に於ける家族制の變遷	第一五九號	三、二	德川禁令考後聚(第三帙)
第一四〇號	三、四	陪審裁判手續に關する問(前篇)	第一六〇號	三、一	少年保護司指針
第一四一號	三、四	陪審裁判手續に關する問(後篇)	第一六一號	三、二	米國イリノイ州に於ける不定期刑言渡並に假釋放に關する調査
第一四二號	三、七	德川禁令考後聚(第一帙)	第一六二號	三、五	一九二九年末現行カリホルニヤ州刑法(前篇)
第一四三號	三、八	獨逸司法制度(前篇)	第一六三號	三、七	一九二九年末現行カリホルニヤ州刑法(後篇)
第一四四號	三、九	獨逸司法制度(後篇)	第一六四號	三、八	佛國司法制度(前篇)
第一四五號	三、一〇	ソヴィエツト露西亞民法(前篇)	第一六五號	三、八	佛國司法制度(後篇)
第一四六號	三、二	ソヴィエツト露西亞民法(後篇)	第一六六號	三、九	佛國司法制度(後篇)
第一四七號	三、三	アメリカ合衆國に於ける少年裁判所	第一六七號	三、一〇	德川禁令考後聚(第四帙)
第一四八號	三、一	ソヴィエツト露西亞刑法	第一六八號	三、一	支那歷代刑事法思想の思想 上卷
第一四九號	三、二	ソヴィエツト露西亞裁判所構成法刑			支那歷代刑事法思想の思想 下卷
第一五〇號	三、三	英米獨佛の手形法及小切手法			支那歷代刑事法思想の思想 下卷



第一六九號 昭和七、四	司法事務の經費節減、簡易化及促進 (獨逸裁判所書記同盟の改革案)
第一七〇號	徳川禁令考 (第一帙)
第一七一號	刑事事件集(附)刑事事件取扱小引
第一七二號	ソヴェエト法の理論
第一七三號	徳川禁令考 (第二帙)
第一七四號	徳川禁令考 (第三帙)
第一七五號	民事事務修習の要
第一七六號	徳川禁令考 (第四帙)
第一七七號	一九三一年獨逸新民事訴訟法草案並に説明書(一)
第一七八號	一九三一年獨逸新民事訴訟法草案並に説明書(二)
第一七九號	捜査事務に就て
第一八〇號	徳川禁令考 (第五帙)
第一八一號	獨逸刑法第一讀會終了(一九三〇年)
第一八二號	犯罪生物學原論
第一八三號	徳川禁令考 (第六帙)
第一八四號	ナチスの刑法(プロシヤ邦司法大臣の覺書)
第一八五號	プロシヤに於ける司法官教育關係法令彙纂
第一八六號	英國に於ける裁判と警察
第一八七號	徳川民事慣例集(人事の部)
第一八八號 昭和九、〇	一九三二年フランス刑法改正豫備草案(總則)並にポランド違警罪法
第一八九號	取締法規違反の定型(附)特別刑法に於ける犯罪主體と刑罰主體の異なる場合の歸納的觀察
第一九〇號	米國ユタ州に於ける不定期刑言渡宣告猶豫及假釋放に關する調査
第一九一號	一九三〇年獨逸刑法草案並に現行獨逸刑法典(附録重要附屬法令)
第一九二號	徳川民事慣例集(動産の部)
第一九三號	獨逸裁判所構成法及同刑事訴訟法
第一九四號	一九二八年スペイン刑法
第一九五號	ポランド新民事訴訟法(一九三三年)
第一九六號	獨逸刑法提要(上)
第一九七號	ソヴェエト、ロシアは犯罪を克服する
第一九八號	伊太利刑法典
第一九九號	伊太利刑事訴訟法典 附伊太利重罪法院條
第二〇〇號	一九二二年第二回 海牙萬國手形法統一會議議事録
第二〇一號	一九二二年海牙に於ける爲替手形及約束手形に付ての審査委員會會議記錄

第二〇二號 昭和一〇、一一	中華民國刑法・刑事訴訟法
第二〇三號	獨逸刑法提要(中)
第二〇四號	獨逸刑法提要(中)
第二〇五號	徳川民事慣例集 不動産の部(上)
第二〇六號	佛國刑事訴訟法
第二〇七號	伊太利刑法典報告
第二〇八號	伊太利刑事訴訟法典報告
第二〇九號	佛國民事訴訟法改正草案
第二一〇號	米國に於ける指紋採取法(附)沃度を以て檢出したる潜在指紋の定着方法(獨)我司法省指紋原紙取扱規程並指紋分類規程及同規程附表
第二一一號	ナチスの法制及び立法綱要(刑法及刑事訴訟法の部)
第二一二號	英國の刑事裁判
第二一三號	徳川民事慣例集 不動産ノ部(下)
第二一四號	個人主義的國家概念と法人國家
第二一五號	獨逸刑法提要(下)
第二一六號	徳川民事慣例集 訴訟ノ部
第二一七號	ドイツに於ける刑事訴訟手續並に行刑制度改正について
第二一八號	新獨逸刑法に對する國民社會主義的綱領(第一部)
第二一九號	民事司法の疾患外三篇
第二二〇號 昭和一二、一二	刑事政策(犯罪學を基礎とする)
第二二一號	徳川裁判事例(刑事ノ部)
第二二二號	一九三〇年獨逸國株式會社法及株式合資會社法草案並に說明書
第二二三號	一九三五年六月二十八日の獨逸刑法の改正法並に刑事訴訟法及裁判所構成法の改正法並に各理由書
第二二四號	獨逸辯護士の新職務法(附)改正獨逸辯護士法條文
第二二五號	佛國法學通論
第二二六號	初等英法教科書
第二二七號	フランス、ドイツ及びイギリスに於ける裁判所と判事
第二二八號	第十一回國際刑法及び監獄會議關係論文集
第二二九號	滿洲帝國新刑法典同草案同施行法新刑事訴訟法典同草案
第二三〇號	獨逸刑事判決の作成
第二三一號	新法律學の基本問題
第二三二號	清國全權大臣李鴻章ヲ狙撃シタル小山豊太郎ニ對スル謀殺未遂被告事件記録
第二三三號	滿洲帝國民法典
第二三四號	將來の獨逸刑法(總則)
第二三五號	滿洲帝國商事法規



第二三六號 昭和三、一	將來の獨逸刑法(各則) 上 刑法委員會事業報告	第二五四號 昭和四、六	將來の獨逸刑事訴訟手續(上) 刑事訴訟法委員會報告
第二三七號 〃 三、二	滿洲帝國民事訴訟法、強制執行法	第二五五號 〃 一四、七	裁判官による契約の修正
第二三八號 〃 一三、三	將來の獨逸刑法(各則) 下 刑法委員會事業報告	第二五六號 〃 一四、八	將來の獨逸刑事訴訟手續(中) 刑事訴訟法委員會報告
第二三九號 〃 一三、四	一九三七年獨逸株式法理由書	第二五七號 〃 一四、七	間諜行為
第二四〇號 〃 一三、五	法律家たるの適性に就て(法律家特 に判事の職務に就ての心理學的考 察)	第二五八號 〃 一四、二	佛蘭西刑法典 (附)獨逸裁判所構成法・刑事訴訟法 中改正法文
第二四一號 〃 一三、六	一九三七年獨逸國司法官試補指導者 會議錄	第二五九號 〃 一四、二	裁判所構成法註釋 並裁判所構成法議事速記録
第二四二號 〃 一三、八	株式會社貸借對照表論(上)	第二六〇號 〃 一四、二	將來の獨逸刑事訴訟手續(下) 刑事訴訟法委員會報告
第二四三號 〃 一三、八	株式會社貸借對照表論(下)	第二六一號 〃 一四、三	スイス債務法
第二四四號 〃 一三、九	獨逸に於ける試補養成上の諸問題	第二六二號 〃 一五、一	瑞西聯邦統一新刑法典
第二四五號 〃 一三、一〇	戰爭と犯罪	第二六三號 〃 一五、二	獨逸裁判所に於ける刑の量定の實際
第二四六號 〃 一三、二	一般條項への逃避及び獨逸大審院と 利益法學	第二六四號 〃 一五、三	獨逸に於ける價格關係の 諸問題(其一)
第二四七號 〃 一四、一	イエーナに於ける檢事並に刑事裁判 官の刑法講習、外法曹教育に關す る論文三篇	第二六五號 〃 一五、四	民事訴訟に於ける證據法上の根本問 題
第二四八號 〃 一四、二	商標法	第二六六號 〃 一五、五	情況證據の原理(上)
第二四九號 〃 一四、三	商標に關する法律の史的基礎		
第二五〇號 〃 一四、三	保險關係論集		
第二五一號 〃 一四、四	評議の秘密		
第二五二號 〃 一四、五	社會と監獄		
第二五三號 〃 一四、六	豫審の問題		

製 本 控

145 函	54 號	年	月	日
司法資料 中266号 情況證據の原理(上)				
田中盈 著 田中盈 記				
申				
備考				

昭和六年五月



145  
54



終